

総量削減義務と排出量取引制度における 都内中小クレジット*算定ガイドライン

*都内中小クレジットとは、
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項
第2号イの「都内削減量」をいう。

2022（令和4）年4月

東京都環境局

目 次

第1部	はじめに	1
第1章	本ガイドラインの目的等	1
1	本ガイドラインの目的等	1
2	本ガイドラインの位置付けと構成	1
第2章	都内中小クレジットの仕組み（概要）	3
1	基本的な考え方	3
2	都内中小クレジットの算定方法等の基本的な考え方	4
3	都内中小クレジット発行のための全体フロー	5
第2部	都内中小クレジットの算定方法と認定基準	6
第1章	都内中小クレジットの対象事業所	6
1	対象事業所と申請者の考え方	6
2	対象事業所の範囲	7
第2章	都内中小クレジットの算定方法	11
1	基本的な考え方	11
2	算定年度削減量の算定	12
3	対策削減量の算定	14
4	追加対策がある場合の算定年度削減量の算定方法	17
第3章	削減対策に関する認定基準	20
1	認定基準の位置付け	20
2	認定基準の基本的考え方	20
3	認定基準一覧（概要）	23
4	認定基準の詳細	29
5	認定基準の見直しと適用される認定基準	29
第3部	認定申請等の手続	60
第1章	事業所範囲の申請及び削減量等の事前届の提出	60
1	概要	60
2	申請（届出）者	60
3	事前届の申請（届出）時期	62
4	申請（届出）の内容及び提出書類	63
5	東京都からの通知	65
第2章	認定可能削減量に係る算定書の作成と検証	66
1	概要	66
2	都内中小クレジット算定書の作成	66
3	検証機関による検証	67
第3章	削減量の認定の申請	75

1	概要	75
2	申請時期	75
3	申請に必要な書類等	75
4	東京都の認定	76
第4章	都内中小クレジットの発行の申請	78
第5章	都内中小クレジットの有効期間	78
第4部	状況変化があった場合等の取扱い	80
第1章	事業所範囲の変更等	80
1	事業所範囲を変更できる場合	80
2	事業所範囲の変更に伴う基準排出量の変更	81
3	事業所範囲の変更の手続	81
4	事業所範囲の取消しの手続	82
第2章	削減対策の追加等	83
1	削減対策の追加	83
2	設備等を撤去した場合	83
第3章	指定地球温暖化対策事業所に該当することになった場合	84
1	都内中小クレジットの算定可能対象年度の変更	84
2	手続	84
第4章	中小規模事業所の名称等の変更	85
1	中小規模事業所の名称等の変更	85
2	設備更新権限を有する者の変更	85
3	クレジット同意受け者の変更	86
4	テナント等の単位で申請する場合の建物所有者の変更	86
5	同意の解消	87
第5部	各種申請（届出）における提出書類と作成方法等	88
第1章	事前届における提出書類と作成方法等	88
第2章	検証時における提示書類と作成方法等	108
第3章	削減量認定申請時における提出書類と作成方法等	119
第4章	算定書の作成方法等	128
1	算定書の概要	128
2	算定書の作成フロー	131
3	算定書の作成方法	132
巻末資料		
別表第一		
別表第二		
別表第三		
様式（第1号様式から第12号様式まで）		

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的等

1 本ガイドラインの目的等

平成20年6月25日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。都内中小クレジットは、条例第5条の11第1項第2号イに都内削減量として規定されており、条例第5条の11第1項第2号イに規定する指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等（事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等（以下「中小規模事業所」という。）をいう。）（当該事業所等に係る条例第8条の23の地球温暖化対策報告書が知事に提出された場合に限る。）の排出削減量を、取引によって大規模事業所の義務充実に使用できる。

本ガイドラインは、都内中小クレジットを、一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載したものである。

2 本ガイドラインの位置付けと構成

(1) 本ガイドラインの位置付け

本制度では、排出量取引により、他事業所の特定温室効果ガス（エネルギー起源CO₂）の削減量及び環境価値を特定温室効果ガスの削減量に換算した量である次の5種類の量を取得して、削減義務に充当することができる。

- ・ 超過削減量（本制度の削減義務の対象となる事業所が、義務量を超えて削減した量）
- ・ 都内中小クレジット（都内の中小規模事業所が削減した量）
- ・ 再エネクレジット（電気等の環境価値を削減量に換算した量）
- ・ 都外クレジット（都外の事業所が削減した量）
- ・ 埼玉連携クレジット（埼玉県目標設定型排出量取引制度の超過削減量及び県内中小クレジット）

本ガイドラインは、上記のうち、都内中小クレジットの量の算定方法及び認定申請方法について定めるものである。本ガイドラインに掲載していない個別事象の判断に当

たつては、環境局ホームページにあるQ&Aの内容を参照すること。

(2) 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの目的や概要等について記載している。

第2部は、都内中小クレジットの算定方法と認定基準等について記載している。

第3部は、都内中小クレジットに係る認定申請等の手続等について記載している。

第4部は、都内中小クレジットの申請に変更が生じた場合等の取扱いについて記載している。

第5部は、各種申請（届出）における提出書類と作成方法等について記載している。

(3) 本ガイドラインの適用年度

都内中小クレジットの発行に関する申請等に当たっては、原則として、当該年度の本ガイドラインを適用するものとし、都内中小クレジットの算定方法、認定基準等を示した第2部及び都内中小クレジット算定書（第3号様式）（以下「算定書」又は「算定ツール」という。）の作成方法を示した第5部第4章に関しては、検証機関による現地検証実施日時時点のガイドラインを適用するものとする。

ただし、平成26(2014)年度版以前に検証機関による現地検証を行った事業者が、平成28(2016)年度以降に削減量認定申請を行う場合は、申請時点の算定ツールを用いることとする。なお、その際に用いた算定ツールを以降の削減量認定申請時にも使用することとする。

詳細は表1.1を参照すること。

表 1.1 適用する認定基準及び算定ツール

ケース	現地検証	削減量認定申請	現地検証で適用する認定基準及び算定ツール	削減量認定申請に用いる算定ツール
ケース① ※1	平成26(2014)年度以前	平成28(2016)年度以降	現地検証実施年度版	申請年度版※2
ケース②	平成27(2015)年度以降	平成28(2016)年度以降	現地検証実施年度版	現地検証実施年度版

※1 削減量認定申請時に、申請時点の算定ツールヘデータを移し替える。このとき、検証結果報告書は現地検証実施日時時点の算定ツールのままでよい。

※2 2回目以降の削減量認定申請については1回目申請時に使用した算定ツールを使用する。

第2章 都内中小クレジットの仕組み（概要）

1 基本的な考え方

都内中小クレジットを発生させることができる対象事業所と、都内中小クレジットとして発行可能な削減量及び発行申請が可能な事業者の考え方は、次のとおりとなる。

(1) 都内中小クレジットの対象事業所

都内中小クレジットの対象となる事業所は、中小規模事業所であって、都内中小クレジットの削減量を算定する年度について、毎年度、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出している事業所とする。

(2) 発行申請が可能な事業者

都内中小クレジットの発行の申請者（以下「申請者」という。）になれる者は、次の者とする。

- ア 中小規模事業所の設備更新権限を有する者
- イ アの者から、申請者となり、本ガイドラインに従い申請等を行うことによって、都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者

(3) 都内中小クレジットの発行の条件

都内中小クレジットは、知事が別に定める一定の設備更新対策の実施が前提となっており、「一定の設備更新対策を行い、かつ、対策実施後に基準排出量と比較し総排出量が削減されていること。」が発生根拠となる。このため、次の3つの条件を満たす者が、都内中小クレジットの発行を受けることができる。

- ア 本ガイドラインで定める、事業所の省エネルギー対策に関する基準（認定基準）を満足する対策を実施していること。
- イ アの対策の実施後、都内中小クレジットの対象事業所において、基準排出量と比較し、特定温室効果ガスの排出総量を削減していること。
- ウ 事業所範囲、エネルギー使用量、対策の実施等について、登録検証機関の検証を受けていること。

(4) 発行可能な期間

都内中小クレジットは、知事が別に定める認定基準に規定する対策を実施した年度又は翌年度から5年間、発行可能となる。

2 都内中小クレジットの算定方法等の基本的な考え方

(1) 算定範囲

都内中小クレジットを認定する事業所の範囲（以下「事業所範囲」という。）は、原則として建物単位とし、エネルギー使用量が計量できることを条件としてテナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることもできるものとする。申請者は、都内中小クレジットに係る申請する事業所範囲を、これらの中から自ら設定できるものとする。

なお、事業所範囲は、他の都内中小クレジットに係る申請の対象となっている事業所範囲と重複することは認められない。

(2) 算定方法（認定可能削減量）

都内中小クレジットの認定可能削減量は、算定年度ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい方の量とする。なお、基準排出量、算定年度排出量、算定年度削減量及び推計削減量の定義は、第2部第2章 1に記載するとおりである。

ア 基準排出量から算定年度排出量を減じて得た量（算定年度削減量）

イ 推計削減量

上記の算定方法を解説すると次のようになる。

(ア) 削減対策後に算定年度排出量が、基準排出量より増加している場合は、算定年度削減量がないので、都内中小クレジットは発行されない。

(イ) 算定年度削減量が、推計削減量より小さい場合は、算定年度削減量が、都内中小クレジットの量となる。

(ウ) 算定年度削減量が、推計削減量より大きい場合は、推計削減量が、都内中小クレジットの量となる。

(3) 認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

申請者は、本ガイドラインに則って、自ら都内中小クレジットの認定可能削減量（都内中小クレジットとして認定することが可能な特定温室効果ガスの削減量をいう。以下同じ。）の算定（以下「自己算定」という。）を行い、都内中小クレジット算定書（第3号様式）（以下「算定書」という。）等を作成する。

認定可能削減量の算定においては、公平性、正確性等を確保することが求められる。したがって、その算定結果の信頼性を担保するため、算定書が本ガイドラインに則って算定されていることについて、中小規模事業所と利害関係のない検証機関による検証を受ける必要がある（詳細は、第3部第2章 3参照）。

3 都内中小クレジット発行のための全体フロー

(1) 全体フロー

都内中小クレジット発行のために必要な手続は、次のとおりである。

- ア 東京都へ事業所範囲の申請及び削減量等の事前届等の提出（詳細は、第3部第1章参照）
- イ 認定基準に規定する削減対策の実施
- ウ 削減対策の実施後、認定可能削減量に係る算定書の作成及び検証の実施（詳細は、第3部第2章参照）
- エ 東京都へ削減量の認定の申請（詳細は、第3部第3章参照）
- オ 都内中小クレジットの発行の申請（詳細は、第3部第4章参照）
- カ 東京都からの都内中小クレジットの発行

(2) 都内中小クレジットの有効期間

東京都への「削減量の認定申請」後、東京都から、都内中小クレジットの削減量を認定する通知があった後は、当該通知結果を添えて、東京都へ「都内中小クレジットの発行申請」を行う。

東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 第一計画期間（平成22～26年度（2010～2014年度））の削減量
第一計画期間及び第二計画期間（平成27～31（令和元年）年度（2015～2019年度））の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和3（2021）年9月末日）まで可能）
- ・ 第二計画期間（平成27～31（令和元年）年度（2015～2019年度））の削減量
第二計画期間及び第三計画期間（令和2～6年度（2020～2024年度））の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和8（2026）年9月末日）まで可能）
- ・ 第三計画期間（令和2～6年度（2020～2024年度））の削減量
第三計画期間及び第四計画期間（令和7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和13（2031）年9月末日）まで可能）

第2部 都内中小クレジットの算定方法と認定基準

第1章 都内中小クレジットの対象事業所

1 対象事業所と申請者の考え方

事業所範囲は、原則として建物単位とし、エネルギー使用量が計量できることを条件としてテナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることもできるものとする。申請者は、事業所範囲を、これらの中から自ら設定できるものとする。

また、複数の建物等についての都内中小クレジットに係る申請をする場合であっても、都内中小クレジットの申請・認定は、建物単位又は建物の一部分単位で行うものとする。

申請者になれる者は次の者とする。

- (1) 中小規模事業所の設備更新権限を有する者（証券化物件等における受益者等及び法人格を有する管理組合も含む。）

証券化物件等の場合、信託等の所有者との関連を示す書類（信託原簿等）の提出を条件に、①受益者である SPC、②その指図権の委託を受けたアセットマネージャー等は、申請者になることができる。この場合、都内中小クレジットの申請に係る同意書（第4号様式）の提出は必要ないものとする。

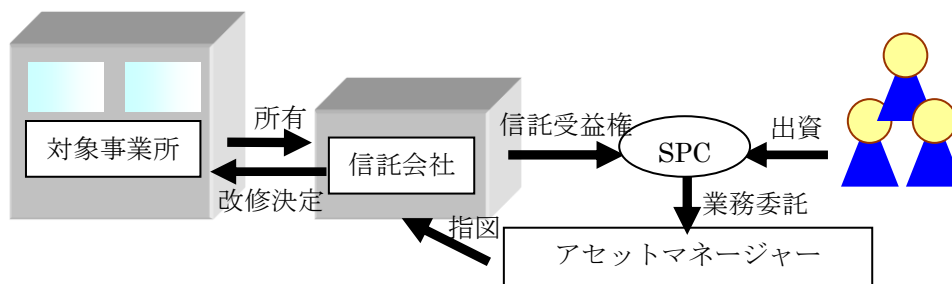


図 2.1 証券化物件等のイメージ

(2) 中小規模事業所の設備更新権限を有する者から同意を得た者

(1) の者から、申請者となり、本ガイドラインに従い申請等を行うことによって、都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者も、申請者になることができる。

契約により、省エネルギー対策の実施内容(設備更新の有無、その内容、更新時期等)の決定が ESCO 事業者に一任されており、実質上の設備更新権限が ESCO 事業者側にある場合であっても、ESCO 事業者が申請者になるためには、設備更新権限を有する者からの都内中小クレジット申請に係る同意書(第4号様式)が必要である。

また、リース契約による省エネルギー機器の導入の場合も同様とする。

2 対象事業所の範囲

(1) 建物全部の場合

建物全部を事業所範囲とする方法である。

建物全部で都内中小クレジットを認定する場合は、テナント、他の区分所有者等が行った削減対策の効果についても、合わせて一つの都内中小クレジットとして認定される。建物の所有者が申請する場合は、建物全部での申請を原則とする。

事業所範囲は電力会社と直接契約している建物の取引メーター(親メーター)で特定し、エネルギー使用量は親メーターのみで算定する。

複数の建物等を一つの事業所とみなす考え方は、原則として、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める考え方と同じであり、例えば、エネルギー管理の連動性がある場合は、それらの建物等をまとめて、一つの建物単位とみなす。ただし、隣接及び近接については、都内中小クレジットでは、一つの事業所としてみなさないこともできる。

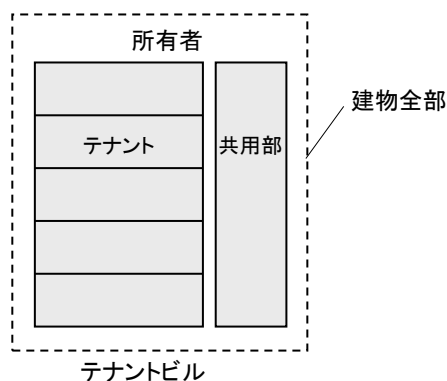


図 2.2 建物全部

(2) 建物全部から一部分を除いた場合

建物全部からテナントや区分所有者等（以下「テナント等」という。）の単位を事業所範囲から除く方法である。

テナント等を除く建物全部でクレジットを申請する場合は、テナント等の単位で全てのエネルギー使用量の計量ができているならば、当該テナント等の単位を除くことができる。

事業所範囲は建物全部から当該テナント等の電力使用量を計量するメーター（子メーター）で特定できる部分を除外した範囲とし、エネルギー使用量は親メーターの値から子メーターの値を差し引くことで算定できる。

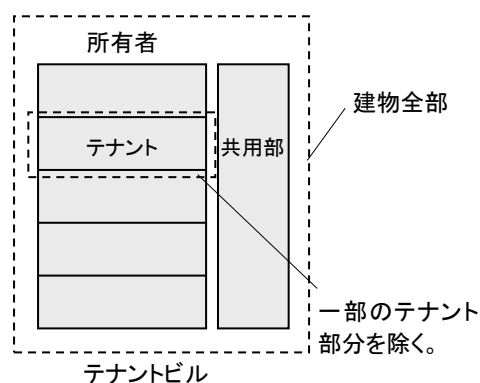


図 2.3 建物全部から一部分を除いた場合

(3) 建物内の一部分の場合

テナント等がそれぞれ使用又は管理する範囲で建物内の一部分を事業所範囲とする方法である。当該事業所範囲のエネルギー使用量を計量できることが条件となるが、その条件を満たす限りは、同一の者が使用し、又は管理する範囲のうちの一部とすることも可能であり、複数の者がそれぞれ使用し、又は管理する部分を合わせた範囲とすることもできる。

このとき、建物内の一部分のみを抽出して事業所範囲とすることも可能であり、建物を複数の部分（一つのテナントの使用範囲と、その範囲を除いた残りの建物全体の範囲等）に分割して、それぞれを事業所範囲とすることもできる。

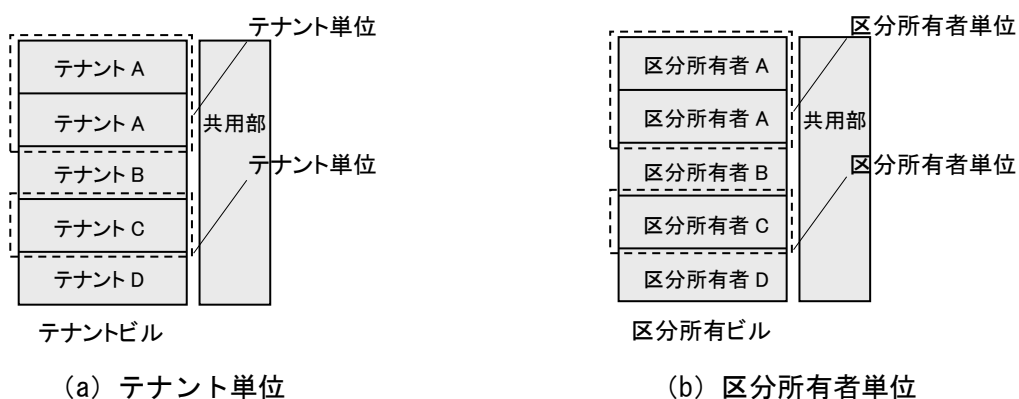


図 2.4 建物内の一部分のみを抽出し、又は複数の部分に分割して申請する場合

事業所範囲は当該テナント等の子メーターで特定し、エネルギー使用量は子メーターで算定する。

これらの場合は、建物内のそれぞれ分割した部分を使用し、又は管理する者が行った削減対策の効果は、それぞれ個別の都内中小クレジットとして認定される。

テナント等事業者が申請を行う場合は、都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書（第 5 号様式）が必要である。

区分所有の建物であって、自らの専有範囲のみを事業所範囲として申請する場合は、都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書（第 5 号様式）は不要である。

(4) 重複申請の禁止

都内中小クレジットの事業所範囲は、他の都内中小クレジットの申請の対象となっている事業所範囲と重複することは認められない。

したがって、申請者は、同一の建物内に先行して申請された事業所範囲（以下「先行範囲」という。）があり、当該範囲が建物内の一部分であるときは、建物単位で事業所範囲を設定することはできず、先行範囲を除いた範囲で事業所範囲を設定しなければならない。

逆に、先行範囲が建物全体である場合にあつては、先行して申請した者の同意を得ない限りは、当該建物内の一部分を事業所範囲とすることはできない。先行して申請した者の同意があつた場合は、建物内の一部分を新たな事業所範囲として認めるとともに、先行範囲について当該事業所範囲を除くように変更する。

(5) 建物の一部分に住宅用途を含んでいる場合の取扱い

建物の一部分に、住宅用途（住宅の共用部を含む。以下同じ。）を含んでいる場合、住宅用途を含めた範囲で事業所範囲を設定するものとする。延床面積又は事業所の床面積は、住宅用途を含めた面積とする。ただし、住宅用途とそれ以外の用途との共用部

における削減対策については都内中小クレジットの対象とすることができるが、住宅用途のみで使用される機器への削減対策は都内中小クレジットの対象外とする。

エネルギー使用量の実績値は、次のとおりとする。

ア 住宅用途のみのエネルギー使用量が計量できない場合

住宅用途のみのエネルギー使用量が計量できない場合は、エネルギー使用量の実績値は、住宅用途を含めたエネルギー使用量とする。

イ 住宅用途のみのエネルギー使用量が計量できる場合

住宅用途のみのエネルギー使用量が計量でき、かつ、住宅用途のみの購買伝票等がある場合は、エネルギー使用量の実績値は、住宅用途を含まないエネルギー使用量とする。

第2章 都内中小クレジットの算定方法

1 基本的な考え方

都内中小クレジットは、算定年度ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい方の量とする。

- ア 基準となる年度（以下「基準年度」という。）の特定温室効果ガス年度排出量（以下「基準排出量」という。）から算定年度の特定温室効果ガス排出量（以下「算定年度排出量」という。）を減じて得た量（以下「算定年度削減量」という。）
- イ 別表第1に掲げる算定基準により算定された削減対策項目ごとの削減量（以下「対策削減量」という。）を合計した量を、省エネルギー改修工事に伴う運用改善努力を反映するものとして10%増した量（以下「推計削減量」という。）

上記の算定方法を解説すると次のようになる。

- (ア) 削減対策後に算定年度排出量が、基準排出量より増加している場合は、算定年度削減量がないので、都内中小クレジットは発行されない（図2.5（ア））。
- (イ) 算定年度削減量が、推計削減量より小さい場合は、算定年度削減量が、都内中小クレジットの量となる（図2.5（イ））。
- (ウ) 算定年度削減量が、推計削減量より大きい場合は、推計削減量が都内中小クレジットの量となる（図2.5（ウ））。

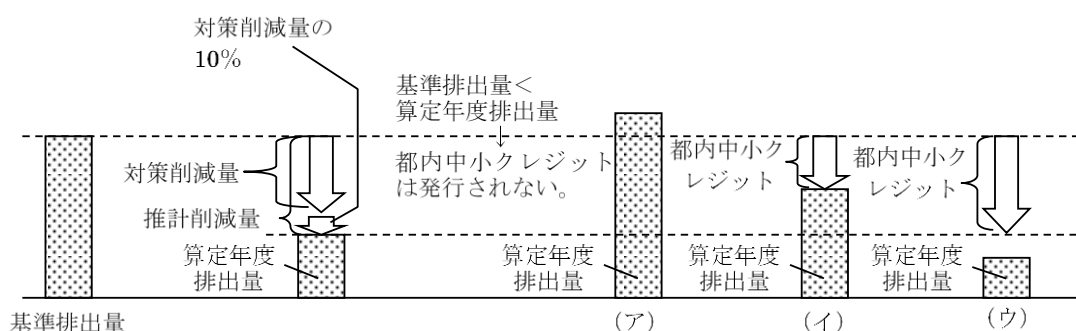


図 2.5 都内中小クレジットの算定方法のイメージ

基準排出量、年度ごとの算定年度排出量、算定年度削減量及び推計削減量の端数処理については、小数点以下の切捨てを行い、整数値とする。なお、算定の途中においては、端数処理を行わない。

2 算定年度削減量の算定

(1) 基準排出量の算定

基準排出量は、削減対策の実施年度の直近3か年度（削減対策項目の実施年度を含まない直近3か年度）の中から、自ら選択した単年度を基準年度として、当該年度の特定温室効果ガス排出量の実績値とする。

削減対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことである。フロア単位等で工事の完了年度が異なり、使用を開始した年度が複数ある場合は、初めの年度の直近3か年度の中から選択する。

なお、基準排出量は、床面積の増減、用途変更、設備の増減等が発生した場合であっても変更できない。事業所範囲を変更する場合は、基準排出量の変更を行う必要がある（第4部第1章 2参照）。

特定温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量の実績値に基づき、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従って算定する（算定年度と基準年度が異なる計画期間に属した場合、基準年度のエネルギー使用量等に算定年度が属する計画期間で使用する排出係数を乗じて、基準排出量を算定する（小数点以下切捨て））。このとき、事業所範囲において使用しているエネルギーのうち、使用量を把握することができないものがあるときは、当該エネルギーの使用量に伴う特定温室効果ガス排出量を削減対策の影響を受けない場合に限り算定しないこともできる。使用量を把握せず特定温室効果ガス排出量を算定しないこともできるエネルギーの例を次に示す。

ア テナントが個別契約しているガス

イ 所有者等の変更により購入伝票等を用意できないエネルギー

ウ 非常用発電機の燃料

特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第2部第6章(2)にある再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分がある場合、自家消費分による削減量は算定せずに、同ガイドライン第2部第6章(1)の環境価値を移転した場合と同じように、再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分の特定温室効果ガス排出量を加算すること。

(2) 算定年度削減量の算定

算定年度削減量は、算定年度ごとに算定年度排出量を求め、基準排出量から当該年度の算定年度排出量を減じて算定する。

算定年度排出量は、算定年度のエネルギー使用量の実績値に基づき、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従って算定する。特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第2部第6章(2)にある再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分がある場合、自家消費分による削減量は算定せずに、同ガイドライン第2部第6章(1)の環境価値を移転した場合と同じように、再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分の特定温室効果ガス排出量を加算すること。事業所範囲において使用しているエネルギーのうち、使用量を計量することができないものがあるときの措置は、基準排出量と同様であるが、基準排出量で算定の対象としたエネルギーについては、算定年度排出量においても必ず算定の対象としなければならない。

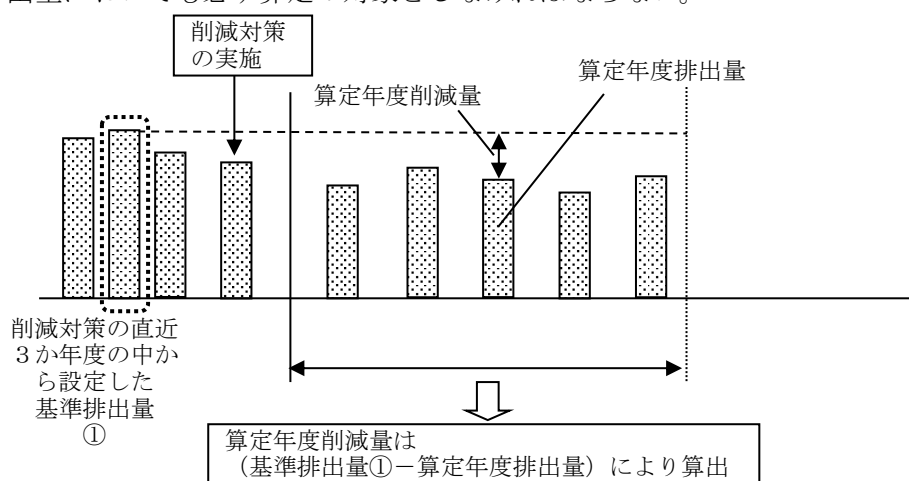


図 2.6 算定年度削減量のイメージ

(3) 購買伝票等の確認

基準排出量及び算定年度削減量に係るエネルギー使用量は、検証時及び削減量認定申請時に光熱費の購買伝票等で確認する。そのため、基準となる年度及び算定年度における購買伝票等が保存等されている必要がある。なお、テナント等で光熱費を支払っている場合、当該テナント等のエネルギー使用量の記載がない購買伝票等は、この確認のために使用できない。

3 対策削減量の算定

対策削減量は、次に掲げる基本的な考え方に基づいて定められた別表第1に掲げる方法のいずれかにより算定する。

対策前の設備機器については、中小規模事業所で実際に使用していた設備機器にかかわらず、従来の標準的な効率の設備機器であったものと仮定して、削減量を算定する。

削減対策項目は、その内容によって、必ず対策後のエネルギー使用量の計量を行う(1)の方法によるものと、エネルギー使用量の計量が困難なため、必ず推計等により算定する(2)の方法によるもの、対策後のエネルギー使用量の計量の有無にかかわらず、(1)又は(2)の方法を選択できるものとに分類されている(第2部第3章 3 表2.3参照)。

(1) 対策後のエネルギー使用量を使用する方法(実測値利用)

対策後のエネルギー使用量の実績値と別表第1に掲げる削減対策項目ごとの省エネ率又は基準 COP からエネルギー使用量の削減量を算定し、これに排出係数を乗じてCO₂排出量の削減量を算定する。

なお、対策後のエネルギー使用量を計量するための計量器の仕様、設置方法等は、次に定める要件を満足しなければならない。検証機関は検証において、計量実績が要件に適合しているか確認しなければならない。また、前回の検証時から実測値を変更し、推計削減量に変更される場合は、再検証を受けなければならない。

実測値を利用する場合は、算定年度1年度分のエネルギー使用量が計量されてから検証を行わなければならない。

表 2.1 計量器の要件

項目	要件	検証時の必要書類
計量器の仕様	器差(精度又は誤差としてもよい。)が計量法に基づく特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)に定める使用公差の規格に準じていること。	・計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 ・仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書
計量器の設置方法	導入した削減対策のエネルギー使用量のみ計量できるよう設置すること。	導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等
計量頻度	月に1回以上の定期的な測定が必要である。	計量頻度が確認できる記録等
計量値の記録方法	自動記録装置による記録が望ましい。メーター値の目視による手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)の添付が必要である。	計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの))

(2) 対策後のエネルギー使用量を使用しない方法（推計値利用）

対策後のエネルギー使用量を使用しない方法では、設備の稼働時間について仮定の値を用いて推計する。したがって、実際の設備の稼働時間とは異なる場合がある。実際の稼働時間に近い状況で算定する場合には、(1)の方法を用いることができる。

推計値の算定に当たっては、次のア又はイに示す方法があり、各削減対策項目でどの方法が利用できるかについては、表 2.2 に示している。なお、表 2.2 に挙げられていない削減対策項目については、いずれの方法を用いても推計値は変わらない。

ア 建物用途又は室用途ごとの標準使用状況にて算定する方法

(1)の対策後のエネルギー使用量の実績値の代わりに推計値を用いる。削減対策項目ごとに次の（ア）又は（イ）の方法を用いる。

（ア）建物用途ごとの標準使用状況にて算定する方法

対策後のエネルギー使用量の推計値は、対策後の設備機器の定格能力、台数並びに標準使用状況として別表第 1 に掲げる削減対策項目及び建物用途ごとの年間運転時間等から求める。

全負荷相当運転時間、年間点灯時間、年間運転時間などの標準使用状況は、省エネルギー計算を参考に、削減対策項目及び建物用途ごとに設定し、複合用途の場合は、用途ごとの床面積及び全負荷相当時間の積から求めた総和に対する比率により算出する。

なお、「その他」用途の場合は、事務用途の標準使用状況を準用する。

（イ）室用途ごとの標準使用状況にて算定する方法

対策後のエネルギー使用量の推計値は、対策後の設備機器の仕様、台数等並びに標準使用状況として別表第 1 表 19 に定められた室用途ごとの年間運転時間又は別表第 1 表 30 に定められた用途ごとのガラス面積当たりの基準年間熱負荷削減量から求める。

イ 代表する用途の標準使用状況にて算定する方法（簡易法）

アにおける別表第 1 に掲げる削減対策項目及び建物用途ごとの年間運転時間等に替えて、主たる用途の年間運転時間等によって算定する。また、照明の対策に係る年間点灯時間は一律 3000 時間として算定する。高性能ガラス等の対策に係るガラス面積当たりの基準年間熱負荷削減量については事務用途として算定する。この場合、算定書における用途別床面積と照明の対策の室用途の記入及び検証を省略することができる。

表 2.2 対策後のエネルギー使用量を使用しない方法（推計値利用）の混在について

No.	削減対策項目	ア(ア)	ア(イ)	イ	備考
1.1	高効率熱源機器の導入	○	-	○	左記の1.1から4.1までの削減対策項目の中で、ア(ア)とイを混在させることはできない。
1.2	高効率冷却塔の導入				
1.3	高効率空調用ポンプの導入				
1.4	空調用ポンプの変流量制御の導入				
2.1	高効率パッケージ形空調機の導入				
2.2	高効率空調機の導入				
2.3	全熱交換器等の導入				
2.4	高効率空調・換気用ファンの導入				
2.5	空調の省エネ制御の導入(外気負荷の抑制、空気搬送動力の低減、水搬送動力の低減)				
2.6	換気の省エネ制御の導入				
4.1	高効率給湯システムの導入	-	○	○	削減対策項目ごとにア(イ)とイを選択できる。ただし、同一削減対策項目において、ア(イ)とイを混在させることはできない。
3.1	高効率照明器具の導入				
3.4	照明の省エネ制御の導入				
4.7	高性能ガラス等の導入	-	○	○	

4 追加対策がある場合の算定年度削減量の算定方法

削減対策を複数の年度に分けて実施した場合には、基準排出量及び算定年度削減量の算定について、次のような算定方法となる。

(1) 先行対策と追加対策の発行可能期間が重複しない場合

先行対策（都内中小クレジットの発行に関する削減対策のうち、最も前の年度に実施される削減対策をいう。以下同じ。）と追加対策（都内中小クレジットの発行に関する削減対策のうち、先行対策よりも後の年度に実施される削減対策をいう。以下同じ。）の発行可能期間が重複しない場合においては、先行対策と追加対策について、それぞれ基準年度を別に設定し、基準排出量及び算定年度排出量を算定する。

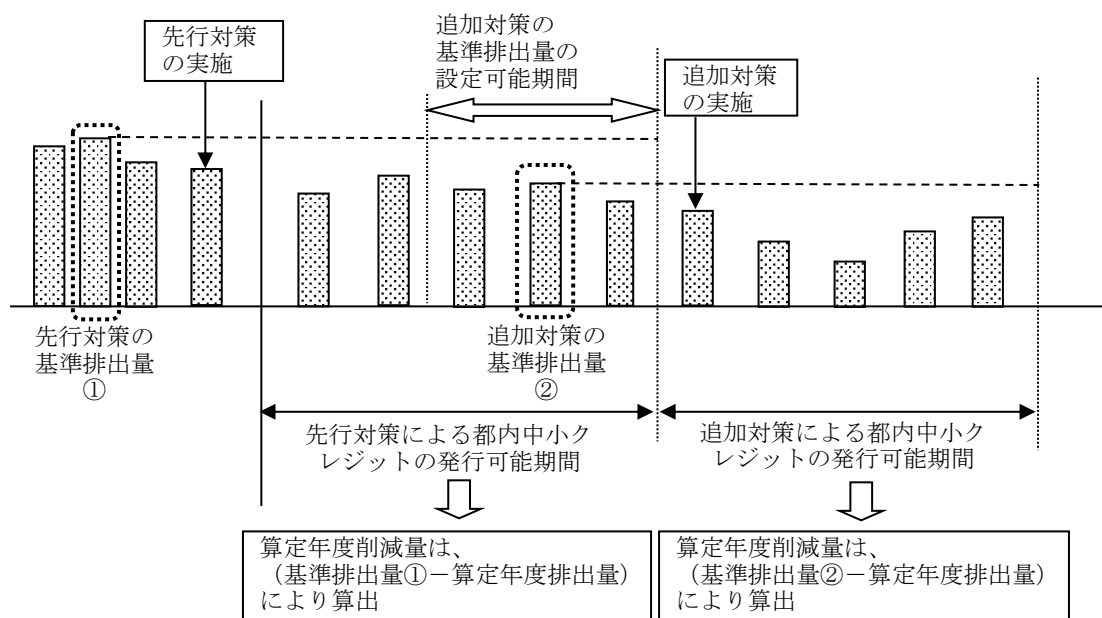


図 2.7 先行対策と追加対策の発行可能期間が重複しない場合のイメージ

(2) 発行可能期間内に追加対策を行った場合

先行対策による都内中小クレジットの発行可能期間内に追加対策を行った場合の基準排出量の設定及び都内中小クレジットの算定方法は、次のとおりとする。

ア 先行対策による都内中小クレジットの発行可能期間内で、かつ、追加対策の実施前の年度

原則どおりの算定方法である。

イ 先行対策による都内中小クレジットの発行可能期間内で、かつ、追加対策の実施以降の年度

基準排出量は、当初の基準排出量から変更しないものとし、算定年度削減量は、当初の基準排出量から算定年度排出量を減じて得た値となる。アの期間の削減量に追加対策の削減効果が加算されることとなる。

ウ 追加対策による都内中小クレジットの発行可能期間内で、かつ、先行対策による都内中小クレジットの発行可能期間終了後

基準年度を、先行対策のみが実施されていた期間の中から、自ら選択した単年度に再設定し、再設定後の基準排出量は当該選択した単年度の特定温室効果ガス排出量とする。この期間内における算定年度削減量は、再設定後の基準排出量から算定年度排出量を減じて得た値となる。

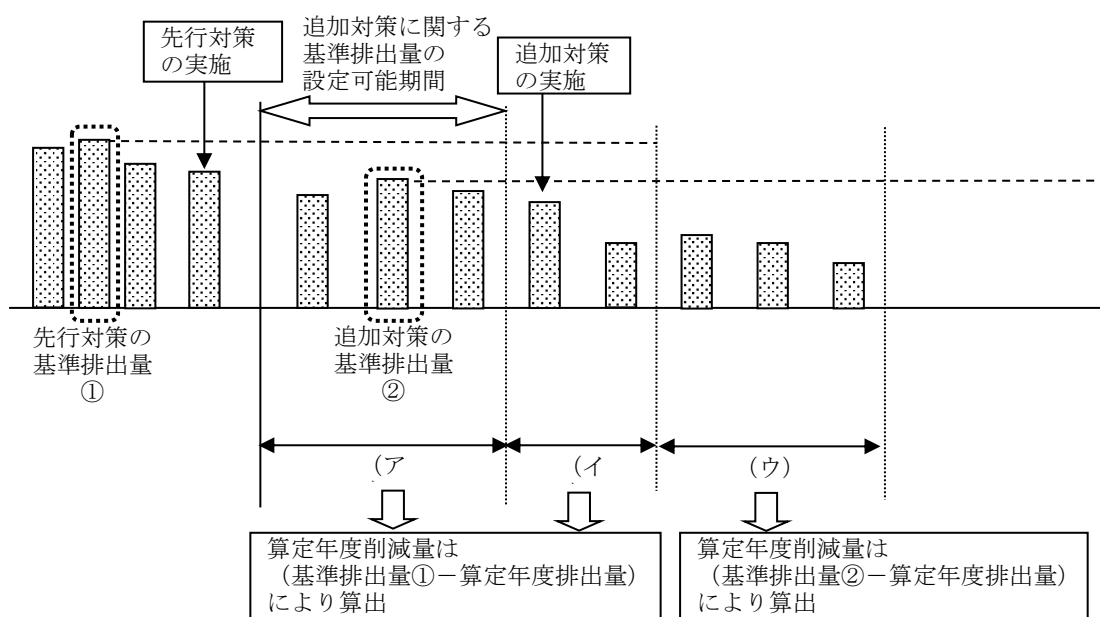


図 2.8 発行可能期間内に追加対策を行った場合のイメージ

(3) 追加対策を連続した年度に行った場合

追加対策を連続した年度に行った場合、先行対策のみが実施されていた期間がないため、(2)ウの期間について(2)ウの考え方で基準排出量を再設定することができない。したがって、先行対策のクレジット発行可能期間が経過した後の算定年度削減量については、先行対策の基準排出量を用いて算定する。

この場合の算定年度削減量の算定方法は、全ての対策削減量の合計に対するそれぞれの削減対策の対策削減量の比率によって、実績値による削減量(基準排出量－算定年度排出量)を案分してクレジット発行可能期間内の対策による削減量を求め、これを算定年度削減量とする。

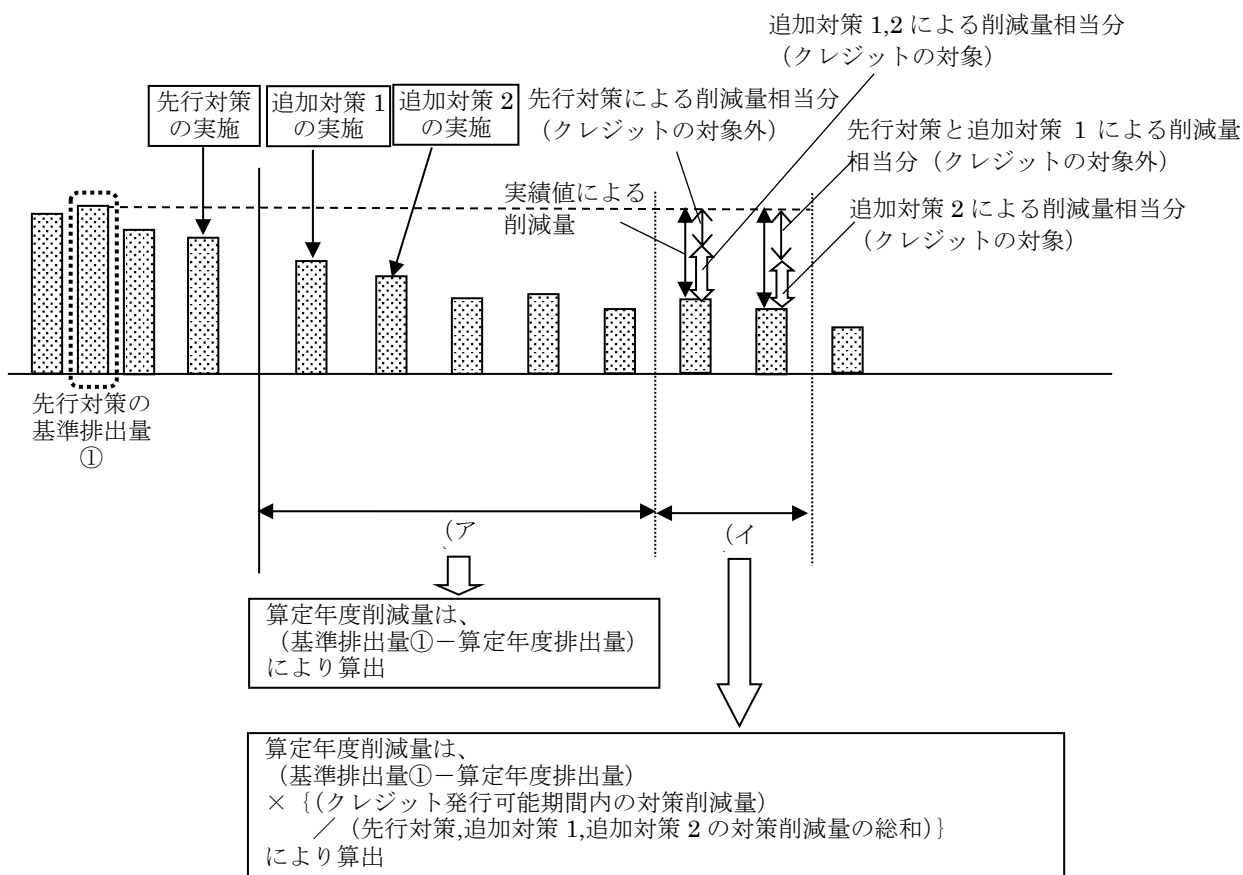


図 2.9 削減対策を連続した年度に行った場合のイメージ

第3章 削減対策に関する認定基準

1 認定基準の位置付け

都内中小クレジットの認定を受けるためには、中小規模事業所において一定の削減対策を実施していることが必要である。

この一定の削減対策の実施に関する認定基準は、削減対策項目並びに削減対策項目ごとに設定される対策要件から構成される。つまり、削減対策項目に該当する対策を、対策要件に該当する内容で実施し、対策削減量（推計削減量）を算定して都内中小クレジットの認定を受けることができるようになる。

2 認定基準の基本的考え方

(1) 対象

認定基準で認める削減対策は、既にある設備機器についての更新等を対象とし、次に掲げるものは対象外とする。

- ア 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う設備容量の増強や台数の増設による追加分の設備機器（以下「追加設置機器」という。）への削減対策
- イ 住宅用途への削減対策
- ウ 機器を構成する一部分の交換

(2) 削減対策項目と対策要件

都内中小クレジットの対象となる削減対策は、次に掲げる基本的な考え方に基づき、特定温室効果ガス排出量の削減に有効な省エネ手法を対象とする。

- ア 設備等（什器に附帯するもの、卓上電気スタンドその他の備品等は除く。）の省エネルギー改修工事に係る対策で、対策要件の検証が可能なものを対象とする。なお、工事契約書等が無い場合、又は設備更新権限のある設備に対する省エネルギー改修工事を自社で行った場合は対象外とする。
- イ 今後多くの普及を期待する高効率機器、省エネ制御等を導入した場合を対象とする。
- ウ 近年普及している高効率機器（LED、高効率変圧器等）を、一般的な更新周期より早く更新した場合を対象とする。
- エ 運用対策は、原則として対象外とするが、省エネルギー改修工事に伴う運用改善努力は一部考慮する。

(3) 附帯条件

各削減対策項目について、追加性の観点から対策前の状況、更新周期等に関する附帯条件を設ける必要があるが、都内中小クレジットの普及促進を図るため、附帯条件は設けないこととする。

したがって、対策前の状況の確認は行わないが、第2部第2章のとおり、算定年度削減量がない場合は都内中小クレジットは発行されないため、事業者は、実施する対策が、対策の前後で省エネルギーとなる対策（算定年度削減量が見込める対策）であることを自ら十分に検討し、取り組む必要がある。

(4) 削減対策項目の適用年度

適用年度は、第2部第3章 3表2.3のとおり、削減対策項目ごとに定める。

(5) 発行可能期間

都内中小クレジットは、原則として、削減対策の実施年度又はその翌年度から5年間発行することができる。

なお、削減対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことである。

～ 参考 算定年度削減量が生じない可能性があるため注意すべき事例 ～

- 1 対策前に既に導入されていた機器等と同じ省エネルギー効果の機器等を導入する場合

具体例

○高効率照明器具の導入（LED）

- ・Hf照明器具からLED照明器具への更新の場合で、効率の悪いLED照明を導入したことによって、省エネルギー効果が得られない。

- 2 単体では対策前より省エネルギー効果が見込めるが、設備容量や台数が増えることで、総エネルギー使用量が減少しない場合

具体例

○全熱交換器等の導入（全熱交換器）

- ・対策後に外気量が増加する場合で、全熱交換器の交換効率分を差し引いても、外気負荷が増え、エネルギー使用量が増加
- ・トイレ等の排気により全熱交換器への排気量が少なくなってしまう、省エネルギー効果が得られない。

○高効率照明器具の導入（Hf等）

- ・高出力タイプの器具を導入したことによって、対策前に比べてエネルギー使用量が増加

3 認定基準一覧（概要）

都内中小クレジットの削減対策に関する認定基準の概要について、表 2.3 に示す。

なお、表 2.3 の対策後のエネルギー使用量欄に記載する「実測」とは第 2 部第 2 章 3 (1) 対策後のエネルギー使用量を使用する方法を示し、「推計」とは同章 3 (2) 対策後のエネルギー使用量を使用しない方法を示す。

表 2.3 都内中小クレジットの対象となる削減対策と認定基準一覧表(1)

区分	削減対策項目	対策要件	削減対策項目の適用年度	対策後のエネルギー使用量
1. 熱源・熱搬送設備				
1.1	高効率熱源機器の導入	対策後の定格 COP 又はボイラー効率が、4 (認定基準の詳細) で定める水準以上の場合を対象とする。ただし、工場の場合で、生産プロセス用に蒸気ボイラーを導入するときは、対策後のエネルギー使用量が計量されている場合に限る。		推計又は実測のいずれも可能 (ただし、工場の場合で、生産プロセス用に蒸気ボイラーを導入するときは、実測に限る。)
1.2	高効率冷却塔の導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ形(超低騒音形)相当品 ・モータ直結形ファン ・ファン永久磁石 (IPM) モータ ・ファンプレミアム効率 (IE3) モータ ・散水ポンププレミアム効率 (IE3) モータ ・ファン高効率 (IE2) モータ ・散水ポンプ高効率 (IE2) モータ 		推計又は実測のいずれも可能
1.3	高効率空調用ポンプの導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・永久磁石 (IPM) モータ ・プレミアム効率 (IE3) モータ ・高効率 (IE2) モータ 		推計又は実測のいずれも可能
1.4	空調用ポンプの変流量制御の導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・空調 1 次ポンプ変流量制御 ・冷却水ポンプ変流量制御 ・空調 2 次ポンプ変流量制御 ・空調 2 次ポンプの末端差圧制御 		推計又は実測のいずれも可能

表 2.3 都内中小クレジットの対象となる削減対策と認定基準一覧表(2)

区分	削減対策項目	対策要件	削減対策項目の適用年度	対策後のエネルギー使用量
2. 空調・換気設備				
2.1	高効率パッケージ形空調機の導入	対策後の APF 又は定格 COP が、4 (認定基準の詳細) で定める水準以上の場合を対象とする。 上記の水準を満たした上で、冷媒蒸発温度自動変更機能が導入されている場合は省エネ率の割増しを行う。	APF での算定は、平成 27 (2015) 年度以降に工事が完了したものに限り。	推計又は実測のいずれも可能
2.2	高効率空調機の導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 ・ダブルプラグファン ・プラグファン ・モータ直結形ファン ・永久磁石 (IPM) モータ ・プレミアム効率 (IE3) モータ ・高効率 (IE2) モータ ・楢田管熱交換器		推計又は実測のいずれも可能
2.3	全熱交換器等の導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 ・全熱交換器エンタルピー制御あり ・全熱交換器エンタルピー制御なし ・全熱交換ユニット ・除加湿可能全熱交換機能付外気処理機		推計に限る。
2.4	高効率空調・換気ファンの導入	次の対策のいずれかが導入されており、かつ、電動機出力 0.4kW 以上であるものを対象とする。 ・モータ直結形ファン ・永久磁石 (IPM) モータ ・プレミアム効率 (IE3) モータ ・高効率 (IE2) モータ		推計又は実測のいずれも可能

表 2.3 都内中小クレジットの対象となる削減対策と認定基準一覧表(3)

区分	削減対策項目	対策要件	削減対策項目の適用年度	対策後のエネルギー使用量
2.5	空調の省エネ制御の導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーミングアップ時の外気遮断制御 ・CO₂濃度による外気量制御 ・空調の最適起動制御 ・空調機の変風量制御 ・空調機の間欠運転制御 ・ファンコイルユニットの比例制御 		外気負荷の抑制及び水搬送動力の低減は、推計に限る。 空気搬送動力の低減は、推計又は実測のいずれも可能
2.6	換気省エネ制御の導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・温度制御 ・空調併用による温度制御 ・駐車場ファンのCO又はCO₂濃度制御 		推計又は実測のいずれも可能

表 2.3 都内中小クレジットの対象となる削減対策と認定基準一覧表(4)

区分	削減対策項目	対策要件	削減対策項目の適用年度	対策後のエネルギー使用量
3. 照明・電気設備				
3.1	高効率照明器具の導入	<p>既存照明器具を次のランプを含む照明器具に更新する場合を対象とする。なお、照明器具の更新とは、照明器具本体の更新とし、ランプ、安定器、ソケット等の照明器具を構成する一部の交換は含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直管形蛍光ランプ Hf(FHF、FHC) ・コンパクト形蛍光ランプ Hf(FHT、FHP) ・セラミックメタルハライドランプ ・高圧ナトリウムランプ ・LED(定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は効率が 45lm/W 以上のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず効率が 60lm/W 以上のものに限る。) <p>原則として、既存照明器具の更新が対象であるが、LED ランプ交換は、既存照明器具のランプを次のランプに交換する場合に限り対象とする。定格光束が600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が600lm 以上 2200lm 未満の場合は効率が 45lm/W 以上のものを対象、定格光束が2200lm 以上の場合は効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず効率が 60lm/W 以上のものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電球形 LED ランプ ・直管形 LED ランプ(「電源内蔵かつ商用電源直結形」及び「電源非内蔵かつ外付電源ユニット形」であるものを対象とし、既設照明器具にそのまま装着するタイプ(既設安定器接続形)は対象外とする。 	LED ランプ交換は、平成 26(2014)年度までに工事が完了したものに限る。	推計又は実測のいずれも可能

表 2.3 都内中小クレジットの対象となる削減対策と認定基準一覧表(5)

区分	削減対策項目	対策要件	削減対策項目の適用年度	対策後のエネルギー使用量
3.2	高輝度型誘導灯の導入	次のランプの種類の一つが導入されている場合を対象とする。 ・冷陰極管 ・LED		推計に限る。
3.3	高効率変圧器の導入	次の対策の一つが導入されている場合を対象とする。 ・超高効率変圧器 ・トッランナー変圧器 2014 ・トッランナー変圧器(2006)	トッランナー変圧器(2006)は、平成 27(2015)年度までに工事が完了したものに限り。	推計に限る。
3.4	照明の省エネ制御の導入	次の対策の一つが導入されている場合を対象とする。 ・初期照度補正制御 ・昼光利用照明制御 ・人感センサーによる在室検知制御 ・明るさ感知による自動点滅制御		推計又は実測のいずれも可能
4. その他				
4.1	高効率給湯システムの導入	次の対策の一つが導入されている場合を対象とする。 ・ヒートポンプ給湯機 ・潜熱回収型給湯器 ・ガスエンジン給湯器・燃料電池		推計又は実測のいずれも可能
4.2	エレベーターの省エネ制御の導入	次の対策が導入されている場合を対象とする。 ・可変電圧可変周波数制御方式		推計又は実測のいずれも可能

表 2.3 都内中小クレジットの対象となる削減対策と認定基準一覧表(6)

区分	削減対策項目	対策要件	削減対策項目の適用年度	対策後のエネルギー使用量
4.3	高効率エアコンプレッサーの導入	次の対策のいずれかが導入されており、かつ、電動機出力 7.5kW 以上である固定式のもので、対策後の電力量が計量されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御 ・永久磁石 (IPM) モータ ・プレミアム効率 (IE3) モータ ・高効率 (IE2) モータ ・2 段圧縮方式 ・インバータ制御冷却ファン ・増風量制御方式 ・圧縮機・モータ直結構造 ・複数台圧縮機制御 		実測に限る。
4.4	その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファンの導入	次の対策のいずれかが導入されており、かつ、電動機出力 1.5kW 以上であるもので、対策後の電力量が計量されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・永久磁石 (IPM) モータ ・プレミアム効率 (IE3) モータ ・高効率 (IE2) モータ 		実測に限る。
4.5	高効率冷凍冷蔵設備の導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・インバータ圧縮機 ・高効率照明 (ショーケースに組み込まれているものに限る。) 		推計又は実測のいずれも可能
4.6	高効率工業炉の導入	次の対策が導入されており、かつ、対策後の燃料使用量が計量されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・リジェネレイティブバーナー 		実測に限る。
4.7	高性能ガラス等の導入	次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・Low-e 複層ガラス ・高性能熱線反射複層ガラス ・熱線反射複層ガラス ・熱線吸収複層ガラス ・熱線反射単板ガラス ・熱線吸収単板ガラス ・複層ガラス ・透明ガラス+遮熱フィルム 		推計に限る。

4 認定基準の詳細

都内中小クレジットの削減対策に関する認定基準の詳細について、表 2.4 に示す。

原則として、削減対策項目ごとに 1 ページから 3 ページで構成されており、No.、削減対策項目、対策要件、削減対策の適用年度及び削減対策項目の概要と特徴について示している。

対策要件の欄は、各削減対策項目として認められる範囲及び判断基準などを示したもので、算定書の作成に当たって、最も重要となる部分である。

削減対策項目の概要と特徴の欄は、各削減対策項目のシステム、制御手法、運用方法及び当該削減対策項目と CO₂ 削減との関連性について解説したものである。この欄は、参考として記載するが、認定基準の一部ではない。

5 認定基準の見直しと適用される認定基準

認定基準は、省エネルギー技術の進展に合わせて見直しを行う。したがって、計画期間内であっても必要に応じて見直される可能性がある。

都内中小クレジットの発行に関する申請等に当たっては、原則として、当該年度の本ガイドラインを適用するものとし、都内中小クレジットの算定方法、認定基準等を示した第 2 部及び算定書（算定ツール）の作成方法を示した第 5 部第 4 章に関しては、検証機関による現地検証実施日時点のガイドラインを適用するものとする。

ただし、平成 26(2014)年度版以前に検証機関による現地検証※₁を行った事業者が、平成 28(2016)年度以降に削減量認定申請を行う場合は、申請時点の算定ツールを用いることとする。なお、その際に用いた算定ツールを以降の削減量認定申請時にも使用することとする。

詳細は第 1 部第 1 章の表 1.1 を参照すること。

※₁ 現地検証は、現地又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた方法を用いることとする。

表 2.4 認定基準

1. 熱源・熱搬送設備																							
No.	削減対策項目																						
1.1	高効率熱源機器の導入																						
対策要件																							
<p>(1) 熱源機種ごとの定格 COP 又はボイラー効率^{※1} が、表 2.4.1 又は表 2.4.2 に定める水準以上の場合を対象とする。</p> <p>(2) 工場で、生産プロセス用に蒸気ボイラーを導入する場合は、ボイラー効率が表 2.4.2 に定める水準以上で、かつ、対策後のエネルギー使用量が計量されているときを対象とする。</p> <p>(3) 表 2.4.1 又は表 2.4.2 の熱源機種の種類については、表 2.4.3 の判断基準により、該当するものを選択する。</p>																							
表 2.4.1 冷熱源の認定水準																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>冷熱源機種の種類</th> <th>定格 COP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水冷チリングユニット</td> <td>5.12</td> </tr> <tr> <td>空冷チリングユニット</td> <td>3.58</td> </tr> <tr> <td>空気熱源ヒートポンプユニット</td> <td>3.58</td> </tr> <tr> <td>熱回収ヒートポンプユニット</td> <td>2.74</td> </tr> <tr> <td>ターボ冷凍機(熱回収ターボ冷凍機含む)</td> <td>5.99</td> </tr> <tr> <td>ブラインターボ冷凍機</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>蒸気吸収冷凍機</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>直焚吸収冷温水機</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>排熱投入型直焚吸収冷温水機</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>小形吸収冷温水機ユニット</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table>		冷熱源機種の種類	定格 COP	水冷チリングユニット	5.12	空冷チリングユニット	3.58	空気熱源ヒートポンプユニット	3.58	熱回収ヒートポンプユニット	2.74	ターボ冷凍機(熱回収ターボ冷凍機含む)	5.99	ブラインターボ冷凍機	4.00	蒸気吸収冷凍機	1.30	直焚吸収冷温水機	1.25	排熱投入型直焚吸収冷温水機	1.25	小形吸収冷温水機ユニット	1.10
冷熱源機種の種類	定格 COP																						
水冷チリングユニット	5.12																						
空冷チリングユニット	3.58																						
空気熱源ヒートポンプユニット	3.58																						
熱回収ヒートポンプユニット	2.74																						
ターボ冷凍機(熱回収ターボ冷凍機含む)	5.99																						
ブラインターボ冷凍機	4.00																						
蒸気吸収冷凍機	1.30																						
直焚吸収冷温水機	1.25																						
排熱投入型直焚吸収冷温水機	1.25																						
小形吸収冷温水機ユニット	1.10																						
表 2.4.2 温熱源の認定水準																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>温熱源機種の種類</th> <th>ボイラー効率^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気ボイラー(貫流)</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td>蒸気ボイラー(炉筒煙管、水管、鑄鉄製)</td> <td>0.82</td> </tr> <tr> <td>温水ボイラー</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table>		温熱源機種の種類	ボイラー効率 ^{※1}	蒸気ボイラー(貫流)	0.86	蒸気ボイラー(炉筒煙管、水管、鑄鉄製)	0.82	温水ボイラー	0.80														
温熱源機種の種類	ボイラー効率 ^{※1}																						
蒸気ボイラー(貫流)	0.86																						
蒸気ボイラー(炉筒煙管、水管、鑄鉄製)	0.82																						
温水ボイラー	0.80																						
<p>※1: ここで示すボイラー効率は高位発熱基準に換算したものとする。</p>																							

表 2.4.3 熱源機種種の判断基準

熱源機種種	判断基準
水冷チリングユニット	水冷チリングユニット、水冷チラー、水冷スクリーウ冷凍機、水熱源スクリーウヒートポンプチラー、ブラインチラー、水熱源ヒートポンプユニット、ヒーティングタワーヒートポンプ等、往復動圧縮機、スクリーウ圧縮機及びスクロール圧縮機による水冷式冷凍機又は冷暖房切替式の水熱源ヒートポンプで、冷水(ブラインを含む。)又は冷温水を製造するもの。
空冷チリングユニット	空冷チリングユニット、空冷チラー、空冷スクリーウ冷凍機等、往復動圧縮機、スクリーウ圧縮機及びスクロール圧縮機による空冷式冷凍機で冷水(ブラインを含む。)を製造するもの。
空気熱源ヒートポンプユニット	空気熱源ヒートポンプユニット、空冷ヒートポンプ、空冷スクリーウヒートポンプチラー、氷蓄熱ユニット等、往復動圧縮機、スクリーウ圧縮機、スクロール圧縮機及びロータリー圧縮機による空気熱源ヒートポンプで冷温水(ブラインを含む。)を製造するもの。
熱回収ヒートポンプユニット	熱回収ヒートポンプユニット、熱回収チラー、冷温水同時取出型空冷ヒートポンプチラー等、往復動圧縮機、スクリーウ圧縮機、スクロール圧縮機によるヒートポンプ、又は遠心圧縮機によるヒーティングタワーヒートポンプ(冷房、暖房及び熱回収運転が可能なもの)で、冷水と温水を同時に製造するもの。
ターボ冷凍機	ターボ冷凍機、遠心冷凍機、インバータターボ冷凍機、小型ターボ冷凍機及び蒸気タービン駆動ターボ冷凍機等の遠心圧縮機による水冷式冷凍機で冷水を製造するもの。
ブラインターボ冷凍機	ターボ冷凍機、遠心冷凍機、インバータターボ冷凍機、小型ターボ冷凍機及び蒸気タービン駆動ターボ冷凍機等の遠心圧縮機による水冷式冷凍機で冷水(ブラインの場合に限る。)を製造するもの。
熱回収ターボ冷凍機	熱回収ターボ冷凍機及びダブルバンドルターボ冷凍機等の遠心圧縮機による水熱源ヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造するもの。
蒸気吸収冷凍機	蒸気吸収冷凍機、蒸気二重効用吸収冷凍機、一重二重効用吸収冷凍機及び排熱投入型蒸気吸収冷凍機等の加熱源が蒸気の吸収冷凍機で冷水を製造するもの。
直焚吸収冷温水機	直(ガス・油)焚吸収冷温水機、直焚二重効用吸収冷温水機及び直焚三重効用吸収冷温水機、ガス(油)冷温水発生機等の加熱源がガス又は油の吸収冷温水機で冷温水を切換又は同時取出で製造するもの。
排熱投入型直焚吸収冷温水機	排熱投入型直(ガス・油)焚吸収冷温水機、ジェネリンク、排熱投入型直焚二重効用吸収冷温水機及び排熱投入型ガス(油)冷温水発生機等の熱源がコージェネレーション等の排熱及びガス又は油の吸収冷温水機で冷温水を切換又は同時取出で製造するもの。
小型吸収冷温水機ユニット	小型吸収冷温水機ユニット、小型吸収冷温水機、パネル型吸収冷温水機及び冷却塔一体型吸収冷温水機等の加熱源がガス又は油の冷凍能力が単体で 281kW(80RT)未満の吸収冷温水機で冷温水を製造するもの。
蒸気ボイラー	鋼製ボイラー(炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー等)、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー(セクショナルボイラー等)及び鋳鉄製簡易ボイラー等の燃料の燃焼により蒸気又は高温水を製造するもの。
温水ボイラー	鋼製ボイラー、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋳鉄製簡易ボイラー、真空式温水発生機及び無圧式温水発生機等の燃料の燃焼により温水を製造するもの。

- (4) 表 2.4.1 に掲げる認定水準の定格 COP は、熱源機器の冷却能力又は加熱能力を冷凍時又は加熱時のエネルギー消費量で除して得られるエネルギー消費効率とする。熱源機器が冷温熱源の場合は、冷熱源の水準で判断する。
- (5) 熱源機器の冷却能力又は加熱能力は、定格冷凍能力又は定格加熱能力とし、温度条件は設計条件又は JIS 基準によるものとし、熱回収ヒートポンプユニット及び熱回収ターボ冷凍機は、熱回収運転時の冷凍能力、排熱投入型直焚吸収冷温水機は、排熱投入時の冷凍能力とする。
- (6) 冷凍時又は加熱時のエネルギー消費量は、定格冷凍能力又は定格加熱能力時のエネルギー消費量とし、電動系熱源機器の場合は、定格消費電力(ただし、定格消費電力が不明な熱源機器の場合のみ主電動機出力としてもよい。)、燃焼系熱源機器の場合は、定格燃料消費量を高位発熱量換算した値とする。

削減対策項目の概要と特徴

- (1) 熱源機器で消費するエネルギーは、建物全体の一次エネルギー消費量の 1/4 から 1/3 程度を占めているため、高効率熱源機器を導入することにより大幅な CO₂ 削減に寄与する。
- (2) 近年、熱源機器の高効率化が進んでおり、定格 COP の向上のほか、インバータ制御などによる部分負荷運転時の効率の良い熱源機器も開発されてきている。
- (3) 高効率熱源機器は、標準機器よりイニシャルコストが割高となるが、ランニングコストが安く、設備更新周期も長いため、導入時点でできるだけ効率の高い熱源機器を選定することが望ましい。
- (4) 高効率熱源機器の導入に関しては、各種補助制度もあるため、それらを活用することも可能である。

表 2.4 認定基準

1. 熱源・熱搬送設備	
No.	削減対策項目
1.2	高効率冷却塔の導入
対策要件	
<p>(1) 冷却塔に次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ形(超低騒音形)相当品^{※1} ・ モータ直結形ファン^{※2} ・ ファン永久磁石(IPM)モータ^{※3} ・ ファンプレミアム効率(IE3)モータ^{※4} ・ 散水ポンププレミアム効率(IE3)モータ^{※4} ・ ファン高効率(IE2)モータ^{※4} ・ 散水ポンプ高効率(IE2)モータ^{※4} <p>※1: 省エネ形(超低騒音形)相当品とは、冷却塔の冷却能力当たりの冷却塔ファン電動機出力が、白煙防止形の場合は、10.5W/kW 未満、白煙防止形ではない場合は、7.5W/kW 未満のものとする。</p> <p>※2: モータ直結形ファンとは、ベルト駆動ではないものとし、ギア式の場合も直結形と見なす。</p> <p>※3: 永久磁石(IPM)モータとは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、専用インバータと組み合わせて用いる。</p> <p>※4: 国際規格 IEC60034-30 及び JIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム効率(IE3)モータ、IE2 クラスを満たすものを高効率(IE2)モータとする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 冷却塔は、モータ直結形ファン、ファンの永久磁石(IPM)モータ又はプレミアム効率(IE3)モータを採用し、ファン動力を抑えることができる高効率な冷却塔を導入することにより CO₂ 削減に寄与する。</p> <p>(2) 冷却塔の充填材を大きくして熱交換に必要な表面積を増やした省エネ形(超低騒音形)相当品の冷却塔は、熱交換効率が高く、ファン動力を削減できる。</p> <p>(3) 密閉式冷却塔は、散水ポンプに永久磁石(IPM)モータ又はプレミアム効率(IE3)モータを導入することで、ポンプ動力を削減できる。</p> <p>(4) 永久磁石(IPM)モータは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、永久磁石により磁束を発生するため、回転子にトルク分電流が流れず2次損失がない等の特徴があり、誘導モータよりも高効率化が図られる。インバータ制御と組み合わせることにより、さらに省エネルギー効果を高めている。</p>	

表 2.4 認定基準

1. 熱源・熱搬送設備	
No.	削減対策項目
1.3	高効率空調用ポンプの導入
対策要件	
<p>(1) 空調用ポンプに次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永久磁石 (IPM) モーター^{※1} ・プレミアム効率 (IE3) モーター^{※2} ・高効率 (IE2) モーター^{※2} <p>(2) 空調用ポンプとは、冷却水ポンプ、冷水ポンプ、温水ポンプ及び冷温水ポンプのほか、ブラインポンプ、放熱ポンプなど熱媒を循環するポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空ポンプなどとする。</p> <p>※1: 永久磁石 (IPM) モーターとは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、専用インバータと組み合わせて用いる。</p> <p>※2: 国際規格 IEC60034-30 及び JIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモーターで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム効率 (IE3) モーター、IE2 クラスを満たすものを高効率 (IE2) モーターとする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 空調用ポンプは、電動機の高効率化と省エネ制御を組み合わせることにより CO₂ 削減に寄与する。</p> <p>(2) 永久磁石 (IPM) モーターは、永久磁石により磁束を発生するため、回転子にトルク分電流が流れず2次損失がない等の特徴があり、誘導モーターよりも高効率化が図られる。インバータ制御と組み合わせることにより、さらに省エネルギー効果を高めている。</p>	

表 2.4 認定基準

1. 熱源・熱搬送設備	
No.	削減対策項目
1.4	空調用ポンプの変流量制御の導入
対策要件	
<p>(1) 空調用ポンプに次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調 1 次ポンプ変流量制御 ・冷却水ポンプ変流量制御 ・空調 2 次ポンプ変流量制御 ・空調 2 次ポンプの末端差圧制御^{※1} <p>(2) 空調 1 次ポンプ変流量制御とは、熱源機器の補機及び熱交換器回りのポンプのインバータによる自動制御を対象とし、台数制御のみの場合又は手動によるインバータ調整の場合は含まないものとする。</p> <p>(3) 冷却水ポンプ変流量制御とは、冷却水ポンプのインバータによる自動制御を対象とし、台数制御のみの場合又は手動によるインバータ調整の場合は含まないものとする。冷却水ポンプには、冷凍機用の外、水熱源パッケージ形空調機用の冷却水ポンプも含むものとする。</p> <p>(4) 空調 2 次ポンプ変流量制御とは、熱源群又は地域冷暖房受入施設から空調機などの 2 次側機器に熱を搬送するためのポンプの台数制御及びインバータによる自動制御を対象とし、台数制御のみの場合、インバータ制御のみの場合又は手動によるインバータ調整の場合は含まないものとする。同一系統において空調 2 次ポンプ以降に熱を搬送するためのポンプがある場合も対象とする。</p> <p>(5) 空調 2 次ポンプの末端差圧制御とは、最遠端の空調機の差圧から、空調 2 次ポンプの流量を制御するものを対象とし、推定末端差圧制御^{※2} 及び送水圧力設定制御^{※3} も含むものとする。ただし、空調 2 次ポンプ変流量制御が導入されていない場合は対象外とする。</p> <p>※1: 末端差圧制御とは、最遠端の空調機の差圧により、インバータ制御を行うものとする。</p> <p>※2: 推定末端差圧制御とは、負荷流量に応じて変化する配管系の圧力損失の増減分を考慮し、推定末端差圧が確保できるように、負荷流量から吐出圧力又はバイパス差圧の設定値を演算してインバータ制御を行うものとする。</p> <p>※3: 送水圧力設定制御とは、空調機 DDC との連携により、中央監視システムで演算された 2 次側負荷の冷温水過不足状況により、送水圧力設定値の補正制御(カスケード制御)を行うものとする。</p>	

削減対策項目の概要と特徴

(1) 空調 1 次ポンプの変流量制御

- ア 変流量対応の熱源機器では、流量を定格値の 50～70%まで絞ることが可能であるため、空調一次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御を導入し、搬送エネルギーを削減することにより CO₂ 削減に寄与する。
- イ 空調1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御を導入した場合は、熱源機器の必要最小流量を確保する必要がある。

(2) 冷却水ポンプの変流量制御

- ア 冷凍機が部分負荷運転をしている場合には、冷却水出口温度でインバータによる変流量制御を行い、搬送エネルギーを低減することにより CO₂ 削減に寄与する。
- イ 冷却水ポンプの変流量制御に関しては、熱源機器の種類によっては、定流量で冷却水温度を下げて運転した方が、効率が良くなる場合があるため、導入には検討が必要である。

(3) 空調 2 次ポンプの変流量制御

- ア 空調 2 次ポンプは、系統ごとの熱負荷に応じて流量が大きく変わるため、負荷に追従できるように台数分割し、負荷流量又は負荷熱量により台数制御することで、負荷に合わせた効率的な運転が可能になり CO₂ 削減に寄与する。
- イ 低負荷時は、ポンプ 1 台運転となるため、インバータによる変流量制御を導入することで、負荷流量に合わせて搬送動力を低減できる。
- ウ さらに、全てのポンプにインバータを導入することで、ポンプが複数台運転している場合に、定格ポンプとインバータポンプとの併用に比べて、必要な圧力まで周波数を下げることが可能になるため、より大きな CO₂ 削減効果を期待できる。

(4) 空調 2 次ポンプの末端差圧制御

- ア 系統が複数ある場合は、末端の空調機が変わる可能性があるため、複数の末端差圧をとって最小差圧を確保する必要がある。

表 2.4 認定基準

2. 空調・換気設備	
No.	削減対策項目
2.1	高効率パッケージ形空調機の導入
対策要件	
<p>(1) パッケージ形空調機には、電気式パッケージ形空気調和機(ルームエアコン、水熱源パッケージ形空気調和機及び電算室用パッケージ形空調機を含む。)、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含むものとする。</p> <p>(2) 電気式パッケージ形空気調和機の屋外機又は熱源機の通年エネルギー消費効率(APF)^{※1}又は定格 COP が、表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。</p> <p>(3) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の屋外機又は熱源機の期間成績係数(APFp)^{※2}又は定格 COP が、表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。</p> <p>(4) 冷房専用のもの又は水冷式のものも含むものとし、定格 COP の水準は、同形態・同容量の COP の水準に準ずるものとする。なお、冷房専用の機器は、冷房時の定格 COP で判断する。</p> <p>(5) 電算室用パッケージ形空調機とは、次の項目全てに該当するものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高顕熱(顕熱比(SHF)=0.9 以上)、冷房専用の機器 ・圧縮機が可変制御方式(インバータ制御等)の機器 ・電気式パッケージ形空調機 <p>(6) 電算室用パッケージ形空調機の冷暖房平均 COP^{※3}は冷房時の定格 COP とし、“室内 24°CDB,17°CWB,室外 35°CDB”の条件下で測定された冷房能力を同様に測定された冷房消費電力で除して得られる数値とする。</p> <p>(7) 屋外機のみ又は熱源機のみ更新は対象とするが、室内機のみ更新は対象外とする</p> <p>(8) パッケージ形空調機に冷媒蒸発温度自動変更機能が導入されている場合は、省エネ率の割増しを行う。</p> <p>※1: EHP の通年エネルギー消費効率(APF)とは、年間を通してある一定条件のもとに運転したときの、消費電力 1kW 当たりの冷房能力及び暖房能力を表すもので、冷房期間及び暖房期間を通じて室内側空気から除去する熱量及び室内空気に加えられた熱量の総和と同期間内に消費された総電力との比とする。通年エネルギー消費効率(APF)は、家庭用にあつては JIS C9612 に、業務用にあつては JIS B8616 に規定する方法により算出した数値とする。</p> <p>※2: GHP の期間成績係数(APFp)とは、年間を通してある一定条件のもとに運転したときの、消費一次エネルギー1kW 当たりの冷房能力及び暖房能力を表すもので、冷房期間及び暖房期間を通じて室内側空気から除去する熱量及び室内空気に加えられた熱量の総和と同期間内に消費された一次エネルギーの総和との比とする。期間成績係数(APFp)は JIS B8627 に規定する方法により算出した数値とする。</p> <p>※3: 冷暖房平均 COP とは、JISB8615-1、B8615-2、B8627-2 又は B8627-3 で規定された方法により測定された冷房能力と暖房能力を同様に計測された冷房消費電力及び暖房消費電力で除して得られる数値の平均値とする。ただし、屋外機と室内機が同一電源の場合は、屋外機と室内機 1 組の合計値で判断する。氷蓄熱パッケージ形空調機の場合は蓄熱非利用時の値を用いて算定する。</p>	

表 2.4.4 パッケージ形空調機の認定水準

種別	冷暖房平均 COP	APF・APFp
電気式パッケージ形空調機		
壁掛形(マルチタイプは除く。) 冷房能力 3.2kW 以下	4.9	エアコンディショナー のトップランナー基準 ※5
壁掛形(マルチタイプは除く。) 冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下	3.65	エアコンディショナー のトップランナー基準 ※5
直吹形(壁掛形以外のもの でマルチタイプは除く。) 冷房能力 3.2kW 以下	3.96	エアコンディショナー のトップランナー基準 ※5
上記以外のもの	3.50	エアコンディショナー のトップランナー基準 ※5
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	1.30 ^{※6}	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機の国等による環境 物品等の調達等の推進等に関 する法律(平成12年法律第100号。 以下「グリーン購入法」という。) 判断基準値 ^{※7}
電算室用パッケージ形空調機	2.30 ^{※4}	-

※4: 電算室用パッケージ形空調機は、冷房時の定格 COP とする。

※5: エアコンディショナーのトップランナー基準については別表第 3 を参照

※6: ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の定格 COP には、消費電力は含めないものとする。

※7: ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のグリーン購入法判断基準値は別表第 3 を参照

削減対策項目の適用年度
APF での算定は平成 27(2015)年度以降に工事が完了したものに限り。
削減対策項目の概要と特徴
<p>(1) 熱源本体で消費するエネルギーは、建物全体の一次エネルギー消費量の1/4程度を占めているため、高効率パッケージ形空調機を導入することにより大幅な CO₂削減に寄与する。</p> <p>(2) 高効率パッケージ形空調機は、標準形よりイニシャルコストが割高となるが、設備更新周期が長く、ランニングコストも安くなるため、導入時点でできるだけエネルギー効率の高い機器(高効率形、高 COP 形など)を選定することが望ましい。</p> <p>(3) 屋外機の設置箇所や設置方法に問題があると、屋外機の排熱が給気側にショートサーキットして機器のエネルギー効率が低下する。地域の最多風向、防音壁などの障害物や隣接する機器との離隔を十分確保して屋外機を設置することが重要である。特に、ルーバーに囲まれたバルコニー内や駐車場内に設置する場合は、ショートサーキットの可能性が高くなる。</p> <p>(4) 冷媒蒸発温度自動変更機能とは室内負荷に応じて冷媒蒸発温度を最適にコントロールすることで、圧縮機動力の低減が可能で、CO₂排出量の削減につながる。</p>

表 2.4 認定基準

2. 空調・換気設備	
No.	削減対策項目
2.2	高効率空調機の導入
対策要件	
<p>(1) 空調機に次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルプラグファン ・プラグファン ・モータ直結形ファン※¹ ・永久磁石 (IPM) モータ※² ・プレミアム効率 (IE3) モータ※³ ・高効率 (IE2) モータ※³ ・楕円管熱交換器 <p>(2) 空調機とは、ユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機及びシステム形空気調和機(レタンファン組込形、全熱交換器組込形など、複数の機能・システムを組込んだ空調機)とする。</p> <p>(3) 空調機に組み込まれている全てのファンを対象とする。</p> <p>※¹: モータ直結形ファンとは、ベルト駆動ではないファンとする。</p> <p>※²: 永久磁石 (IPM) モータとは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、専用インバータと組み合わせて用いる。</p> <p>※³: 国際規格 IEC60034-30 及び JIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム効率 (IE3) モータ、IE2 クラスを満たすものを高効率 (IE2) モータとする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 空調機は、高効率化することで空気搬送エネルギーを削減することにより CO₂ 削減に寄与する。</p> <p>ア ダブルプラグファン・プラグファン エアフォイル(翼断面)ブレードにより、少ないエネルギーでの送風ができる。また、リミットロード特性により、モータのオーバーロードがない。ダブルプラグファンは、プラグファンよりも高いファン効率が期待できる。</p> <p>イ モータ直結形ファン ベルト駆動タイプのファンベルトのロスがない分、省エネルギーである。</p> <p>ウ 永久磁石(IPM)モータ モータ回転子に永久磁石を用いることで 2 次銅損がない。専用インバータによる回転数制御が必要となる。</p> <p>エ プレミアム効率 (IE3) モータ 高磁束密度鉄心の採用、電線充填量の高密度化により、標準モータに比べ損失が少ない。</p> <p>オ 楕円管熱交換器 楕円管熱交換器は、楕円形状により空気流が表面にそってスムーズに流れ、空気の剥離がなく空気抵抗が低くなる。従来の丸管は、丸型形状のため空気流が上下に剥離し、空気抵抗が高くなる。</p>	

表 2.4 認定基準

2. 空調・換気設備	
No.	削減対策項目
2.3	全熱交換器等の導入
対策要件	
<p>(1) 次のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全熱交換器(エンタルピー制御あり)^{※1} ・全熱交換器(エンタルピー制御なし)^{※2} ・除加湿可能全熱交換機能付外気処理機^{※3} <p>(2) 全熱交換器とは、全熱交換ユニット、全熱交換器組込形外気処理パッケージ形空調機、単独で設置する全熱交換器又は空調機組込形の全熱交換器とする。</p> <p>※1: 全熱交換器(エンタルピー制御あり)とは、自動制御により外気エンタルピーと室内エンタルピーで全熱交換器有効の判断を行い制御されているものとする。</p> <p>※2: 全熱交換器(エンタルピー制御なし)とは、自動制御による判断を行って制御されていない場合、又は季節による手動切換(夏季及び冬季が全熱交換運転、中間期が普通換気運転)で運用されている場合とする。</p> <p>※3: 除加湿可能全熱交換機能付外気処理機とは、ヒートポンプ技術とデシカント技術を用いた調湿外気処理機のこととする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 全熱交換器により、取入外気と空調排気との間で顕熱と潜熱の両方を熱交換することで、外気負荷を低減でき、CO₂削減に寄与する。</p> <p>(2) ピーク負荷時の外気負荷を低減することが可能になり、熱源機器容量の低減に寄与する。</p> <p>(3) 全熱交換器を導入しても外気量が増加する場合は、交換効率分を差し引いても、外気負荷が増え、CO₂削減ができない可能性があるため、適切な外気量を計画する必要がある。</p> <p>(4) 全熱交換器の導入に当たっては、トイレ等の排気により全熱交換器への排気量が少なくなると、省エネルギー効果が得られない可能性があるため、適切な判断が必要となる。</p>	

表 2.4 認定基準

2. 空調・換気設備	
No.	削減対策項目
2.4	高効率空調・換気用ファンの導入
対策要件	
<p>(1) 空調・換気用ファンに次の対策のいずれかが導入されており、かつ、電動機出力 0.4kW 以上であるものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モータ直結形ファン※¹ ・永久磁石 (IPM) モータ※² ・プレミアム効率 (IE3) モータ※³ ・高効率 (IE2) モータ※³ <p>※1: モータ直結形ファンとは、ベルト駆動ではないものとする。</p> <p>※2: 永久磁石 (IPM) モータとは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、専用インバータと組み合わせて用いる。</p> <p>※3: 国際規格 IEC60034-30 及び JIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム効率 (IE3) モータ、IE2 クラスを満たすものを高効率 (IE2) モータとする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) モータ直結形ファン、ファンの永久磁石 (IPM) モータ、又はプレミアム効率 (IE3) モータなどの高効率ファンを導入し、搬送エネルギーを削減することによりCO₂削減に寄与する。</p> <p>(2) 永久磁石 (IPM) モータは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、永久磁石により磁束を発生するため、回転子にトルク分電流が流れず2次損失がないなどの特徴があり、誘導モータよりも高効率化が図れる。インバータ制御と組み合わせることにより、さらに省エネルギー効果を高めることができる。</p>	

表 2.4 認定基準

2. 空調・換気設備	
No.	削減対策項目
2.5	空調の省エネ制御の導入(外気負荷の抑制、空気搬送動力の低減、水搬送動力の低減)
対策要件	
<p>(1) 空調の省エネ制御のうち、次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーミングアップ時の外気遮断制御^{※1} ・CO₂濃度による外気量制御^{※2} ・空調の最適起動制御^{※3} ・空調機の変風量制御^{※4} ・空調機の間欠運転制御^{※5} ・ファンコイルユニットの比例制御^{※6} <p>(2) 既存空調機又はファンコイルユニットへの制御追加の改修を対象とし、新たに設置する空調機又はファンコイルに対する省エネ制御の導入は対象外とする。</p> <p>※1: ウォーミングアップ時の外気遮断制御とは、ウォーミングアップ時間帯に外気をダンパー等によって遮断する制御とする。なお、外調機は対象外とする。</p> <p>※2: CO₂濃度による外気量制御とは、人員変動による室内又は還気のCO₂濃度に合わせて外気量を低減する制御とし、手動によるダンパー調整は対象外とする。なお、CO₂濃度が低いときに外気量を低減せずに、CO₂濃度が満足しない場合にのみ外気量を増やす制御は除くものとする。</p> <p>※3: 空調の最適起動制御とは、冷暖房負荷や起動時の室内温度と外気温度等により、室内設定温度に達するまでに要する空調時間が最小となるように制御するものとする。</p> <p>※4: 空調機の変風量制御とは、室内温度、還気温度又はCO₂濃度により空調機ファンのインバータを比例制御するものとし、手動によるインバータ設定は含めないものとする。</p> <p>※5: 空調機の間欠運転制御とは、温度制御により空調機ファンの発停を行っているものとし、電気室及びエレベーター機械室はこれに含まないものとする。なお、デマンド制御、タイマー設定等のスケジュール制御は対象外とする。</p> <p>※6: ファンコイルユニットの比例制御とは、制御バルブを設定点でオン・オフ動作させ目標値付近を保持する二位置制御ではなく、目標値と制御量の差に比例して操作量を変化させる制御のことで、室内温度、還気温度又冷温水還り温度によって、単体ごと又は複数台まとめてゾーン単位で制御されているものを対象とする。ただし、空調用ポンプにインバータ変流量制御が導入されている場合に限る。</p>	

削減対策項目の概要と特徴

(1) ウォーミングアップ時の外気遮断制御

ア 空調のウォーミングアップ時は、必要のない外気を遮断し、要求する室内温度に短時間で立ち上げることで、外気負荷と搬送エネルギーを削減し、CO₂削減に寄与する。

(2) CO₂濃度による外気量制御

ア 室内のCO₂濃度によって、在室人員に最適な外気導入量制御することで外気負荷の低減を図ることができ、CO₂削減に寄与する。特に在室人員が多く、時間による変動が大きい施設では有効である。

イ 設計人員に比べて、在室人員が少ない場合が多いため、外気量制御を導入することで省エネルギー効果が期待できる。

ウ 周辺環境や立地条件により、外気のCO₂濃度が高い場合があるので、外気導入量が適切であるか確認する必要がある。

(3) 空調の最適起動制御

ア 最適起動制御は、空調が必要となる時間に最適な室内温度となるように空調設備を起動する時間を予測する制御で、予冷予熱時間の適正化を図り、空調エネルギーを低減することによりCO₂削減に寄与する。

(4) 空調機の変風量制御

ア 定風量システムでは、常時最大風量で運転してしまうが、変風量システムにすることで、負荷変動に応じて風量を調整し、搬送動力を低減することができ、CO₂削減に寄与する。最小風量設定が設計風量の50%以下になるよう、調整することが望ましい。

(5) 空調機の間欠運転制御

ア 空調機を一定時間以上停止することで、空気搬送エネルギーを削減することが可能となりCO₂削減に寄与する。

イ 間欠運転制御の一例として、室内温度とCO₂濃度を監視しながら、ある一定の周期で空調設備の運転と停止を繰り返すものがあるが、これは快適性を損なうことなく空気搬送エネルギーの削減が可能となりCO₂削減に寄与する。

(6) ファンコイルユニットの比例制御

ア 冷温水の流量を空調負荷に応じて比例制御し、低負荷時の流量を減らすことにより搬送エネルギーを削減することができ、CO₂削減に寄与する。

イ 室内に設置された温度検出器(リモコン内蔵又はファンコイル吸込口設置の温度センサー)により室内温度を検出し、設定値となるよう制御弁を制御する方法とファンコイルユニットへの還り温度を検出し設定値となるよう制御弁を制御する方法がある。

ウ 比例制御は、目標点と異なった点で制御量が平衡を保つことがある(オフセット)ため、定期的に設定値を手動補正する必要がある。

エ 還気温度による比例制御の場合は、冷房時に還気温度が照明発熱などにより設定温度に比べて常に高くなり、省エネルギーにならないことがあるため、設定温度などには十分留意する必要がある。

表 2.4 認定基準

2. 空調・換気設備	
No.	削減対策項目
2.6	換気の省エネ制御の導入
対策要件	
<p>(1) 換気の省エネ制御のうち、次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度制御^{※1} ・空調併用による温度制御^{※2} ・駐車場ファンの CO 又は CO₂ 濃度制御^{※3} <p>※1: 温度制御とは、エレベーター機械室又は電気室等の換気ファンを室内温度により台数制御又はインバータ制御を行うものとする。</p> <p>※2: 空調併用による温度制御とは、パッケージ形空調機と換気ファンを併用して、エレベーター機械室又は電気室等の温度制御を行う場合であって、自動制御で空調機及び換気ファンの最適運転を行うものとする。</p> <p>※3: 駐車場ファンの CO 又は CO₂ 制御とは、自走式駐車場の CO 又 CO₂ 濃度による換気ファン(デリバントファンも含めてもよい。)の発停制御、台数制御又はインバータ制御を対象とする。なお、タワーパーキング、ピット式などの機械式駐車場(自走式駐車場内に設置されているものは除く。)は対象外とする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 温度制御、空調併用による温度制御</p> <p>ア 代表点に取り付けた温度検出器により、空調機及び給排気ファンの運転を制御し、無駄なエネルギーを削減することにより CO₂ 削減に寄与する。</p> <p>イ 外気温度と室内設定温度との関係によって、空調機及び給排気ファンの最適運転を行うことが重要となる。</p> <p>(2) 駐車場ファンの CO 又は CO₂ 制御</p> <p>ア 駐車場の CO 又は CO₂ 濃度により、換気ファンを発停制御、台数制御又はインバータによる風量制御を行うことにより、換気エネルギーを低減でき、CO₂ 削減に寄与する。</p> <p>イ 駐車場の機械換気設備は、駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)及び東京都建築安全条例(昭和 25 年東京都条例第 89 号)により、駐車場床面積あたり 14 m³/(h・m²)以上を満たす必要がある。大規模な駐車場では、車路の部分を除いた部分の面積で換気量を算定することができる。</p>	

表 2.4 認定基準

3. 照明・電気設備	
No.	削減対策項目
3.1	高効率照明器具の導入
対策要件	
<p>(1) 既存照明器具を次のランプを含む照明器具に更新する場合を対象とする。なお、照明器具の更新とは、照明器具本体の更新とし、ランプ、安定器、ソケット等の照明器具を構成する一部の交換は含まないものとする（(4)に例外あり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直管形蛍光ランプ Hf(FHF、FHC) ・コンパクト形蛍光ランプ Hf(FHT、FHP) ・セラミックメタルハライドランプ ・高圧ナトリウムランプ ・LED(定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は効率が 45lm/W 以上のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず効率が 60lm/W 以上のものに限る。) <p>(2) ランプの種類については、表 2.4.5 の判断基準により、該当するものを選択する。</p> <p>(3) LED 照明器具の効率(lm/W)は、定格光束(lm)を消費電力(W)で除して得られる数値とする。効率(lm/W)については、仕様書又はカタログに一般社団法人日本照明工業会(JLMA)ガイド A134「LED 照明器具性能に関する表示についてのガイドライン」又はそれに準ずるものの固有エネルギー消費効率である旨の表記がある場合は、当該仕様書又はカタログの値とする。これに拠らない場合は、以下のいずれかの値を効率(lm/W)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 仕様書又はカタログに JLMA ガイドA134 又はそれに準ずるものに基づいていることが明記されていない場合、仕様書又はカタログの値が JLMA ガイドA134 又はそれに準ずるものに基づいていることを示したメーカー又は販売代理店等の有印の証明書がある場合は当該仕様書又はカタログの値 ② 通常使用時の条件下で測定されたものであることを示したメーカー又は販売代理店等の有印の証明書がある場合は、当該測定値 <p>(4) (1)のとおり、原則として、既存照明器具の更新が対象であるが、LED ランプ交換の場合は、適用年度内に既存照明器具のランプを次のものに交換する場合に限り対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電球形 LED ランプ 定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は効率が 45lm/W 以上のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。 ・直管形 LED ランプ 「電源内蔵かつ商用電源直結形」及び「電源非内蔵かつ外付電源ユニット形」であるものを対象とし、既設照明器具にそのまま装着するタイプ(既設安定器接続形)は対象外とする。 定格光束にかかわらず、効率が 60lm/W 以上のものに限る。 <p>(5) LED ランプ交換の場合、定格光束(lm)は、ランプ全光束(lm)に補正率 0.9 を乗じて得られた数値とする。(算</p>	

- 定ツールで補正率 0.9 が自動計算される。)
- (6) LED ランプ交換の場合のランプ全光束(lm)及び消費電力(W)については、仕様書又はカタログに工業会等の基準等に基づいていることが明記されている場合は、当該仕様書又はカタログの値とする。これに拠らない場合は、以下のいずれかの値とする。
- ① 仕様書又はカタログに工業会等の基準等に基づいていることが明記されていない場合、仕様書又はカタログの値が工業会等の基準等に基づいていることを示したメーカー又は販売代理店等の有印の証明書がある場合は当該仕様書又はカタログの値
 - ② 通常使用時の条件下で測定されたものであることを示したメーカー又は販売代理店等の有印の証明書がある場合は、当該測定値
- (7) 高効率照明器具の導入について、検証時に施工業者による工事関連の書類が必要であるが、LEDランプ交換に限ってはビルメンテナンス業者等による証明書でもよいものとする。

表 2.4.5 ランプ種類の判断基準

ランプ種類	判断基準
直管形蛍光ランプ Hf(FHF,HC)	高周波点灯専用形蛍光ランプ(Hf 蛍光ランプ)の直管形、環形、二重環形及びスリム形を対象とする。電子安定器(Hf安定器)にラピッドスタート形蛍光ランプを使用している場合は、これに含めない。
コンパクト形蛍光ランプ Hf(FHT,FHP)	高周波点灯専用形蛍光ランプ(Hf 蛍光ランプ)のコンパクト形及び電球形を対象とする。
セラミックメタルハライドランプ	高輝度放電ランプ(HID ランプ)の一種で、ハロゲン化金属(メタルハライド)の混合蒸気中のアーク放電による発光を利用し、発光管に透光性セラミックが用いられているもので、セラミックメタルハライドランプ、セラメタ、CDM 等を対象とする。
高圧ナトリウムランプ	高輝度放電ランプ(HIDランプ)の一種で、ナトリウム蒸気中のアーク放電による発光を利用したもので、高圧ナトリウムランプ及び高演色高圧ナトリウムランプ等を対象とする。低圧ナトリウムランプもこれに含めるものとする。
LED	発光ダイオードを利用した LED 照明器具を対象とする。

削減対策項目の適用年度

LED ランプ交換の場合は、平成 26(2014)年度までに工事が完了したものに限り。

削減対策項目の概要と特徴

- (1) 照明は、建物全体のエネルギー消費量の 1/5 から 1/4 程度を占めており、また照明発熱による冷房負荷分も含めると 1/3 以上を占めるため、高効率照明器具を導入することにより大幅な CO₂ 削減に寄与する。
- (2) 照明器具やランプの種類にはさまざまなタイプがあるが、できる限りランプ効率(単位電力当たりの全光束 lm/W (ルーメン毎ワット))が高いものを導入することが重要となる。一般的には、Hf 蛍光ランプ、セラミックメタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプなどの効率が高く、LED 照明も近年効率が向上してきている。
- (3) 設計照度を下げることで、消費電力を下げることも可能になるため、過剰な設計照度とならないようにすることが重要となる。

- (4) LED については比較的新しい技術であることや、JIS規格が整備されていないものも含まれることから、安全性や導入に伴うリスクへの対応について十分に確認を行う必要があることを認識した上で導入を行うこと。
- (5) 高効率照明器具を導入する際には、高出力タイプの器具を導入したことなどにより、対策前に比べてエネルギー使用量の合計が増える場合があるので、対策前後のエネルギー使用量を確認した上で導入を行うこと。

表 2.4 認定基準

3. 照明・電気設備	
No.	削減対策項目
3.2	高輝度型誘導灯の導入
対策要件	
<p>(1) 誘導灯に次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。なお、冷陰極管を LED に更新する場合も対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED ・冷陰極管 	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 高輝度型誘導灯は、光源に高輝度である冷陰極管や LED を採用していることから、従来の誘導灯と比較し、長寿命かつ高効率であるため、CO₂削減に寄与する。</p>	

表 2.4 認定基準

3. 照明・電気設備	
No.	削減対策項目
3.3	高効率変圧器の導入
対策要件	
<p>(1) 変圧器(1次側電圧が600Vを超え7000V以下のものに限る。)に次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高効率変圧器^{※1} ・トプルランナー変圧器 2014^{※2} ・トプルランナー変圧器(2006)^{※3} <p>※1: 超高効率変圧器とは、トプルランナー基準から更に全損失(エネルギー消費効率)を約20%以上低減したものである。対策実施年度が平成26(2014)年度以前の削減対策においては、トプルランナー基準は第一次判断基準(JIS C 4304:2005、JIS C 4306:2005、JEM1482:2005 又は JEM1483:2005)とし、対策実施年度が平成27(2015)年度以降の削減対策においては、トプルランナー基準は第二次判断基準(JIS C 4304:2013、JIS C 4306:2013、JEM1500:2012 又は JEM1501:2012)とする。</p> <p>※2: トプルランナー変圧器 2014とは、トプルランナー基準の第二次判断基準に準拠した変圧器とする。</p> <p>※3: トプルランナー変圧器(2006)とは、トプルランナー基準の第一次判断基準に準拠した変圧器とする。</p>	
削減対策項目の適用年度	
トプルランナー変圧器(2006)については、平成27(2015)年度までに工事が完了したのものに限る。	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 高効率変圧器を使用することで、無負荷損及び負荷損を低減し、変圧器における電力の削減を図ることが可能であり、CO₂削減に寄与する。</p> <p>(2) 変圧器の更新の際は、トプルランナー基準(JIS C 4304:2013 又は JIS C 4306:2013)の高効率変圧器を導入することになっている。</p>	

表 2.4 認定基準

3. 照明・電気設備	
No.	削減対策項目
3.4	照明の省エネ制御の導入
対策要件	
<p>(1) 照明の省エネ制御のうち、次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期照度補正制御(適正照度補正制御)^{※1} ・昼光利用照明制御^{※2} ・人感センサーによる在室検知制御^{※3} ・明るさ感知による自動点滅制御^{※4} <p>(2) 昼光利用照明制御を行っている器具は、初期照度補正制御にも該当する。</p> <p>(3) 「3. 1高効率照明器具の導入」に該当しない照明器具でも本削減対策項目の対象となるが、制御用のセンサー又はタイマー等を内蔵した高効率照明器具を導入した場合は、「3. 1高効率照明器具の導入」に加え、本削減対策項目も対象となる。</p> <p>※1: 初期照度補正制御(適正照度補正制御)とは、照明器具内蔵のタイマーにより出力制御を行っている場合、明るさセンサー(別置及び内蔵)により出力制御を行っている場合又は手元調光スイッチにより出力制御を行っている場合とする。</p> <p>※2: 昼光利用照明制御とは、自然採光で足りない分を、明るさセンサー(別置及び内蔵)により、設定照度になるように照明の出力制御を行っているものとし、窓面よりおおむね 3m 以内に明るさセンサー又はセンサー内蔵の照明器具を設置しているものとする。</p> <p>※3: 人感センサーによる在室検知制御とは、人感センサーにより点滅又は調光するものとする。</p> <p>※4: 明るさ感知による自動点滅制御とは、周囲の明るさをセンサーで感知することにより、照明を自動で消灯させることで、外構照明は含まないものとする。</p>	

削減対策項目の概要と特徴

(1) 初期照度補正制御

ア 照明の設計照度は、ランプ寿命末期及び効率が低下した時の照度とするために、ランプ実装初期の照度は設計照度よりも3割程度高くなる。その余剰な照度を照明器具の出力を制御して設計照度まで抑える制御が初期照度補正制御であり、照明エネルギーを低減でき、CO₂削減に寄与する。

イ タイマー式の場合は、ランプ交換時にリセットを行わないと効果が得られない。

(2) 昼光利用照度制御

ア 照明の昼光利用制御は、明るさセンサーを設置して、窓からの昼光による照度も含めた床面照度を必要照度として扱うことにより照明器具の出力を抑える制御であり、照明エネルギーを低減でき、CO₂の削減に寄与する。

イ 明るさセンサーの位置とその制御範囲によっては、昼光利用による制御が有効でない場合がある。窓際にセンサーを設置する場合は、昼光利用ができる窓際のみを制御範囲とし、昼光を有効に利用することが重要となる。

(3) 人感センサーによる在室検知制御

ア 人が不在の場合は、不在時消灯制御又は不在時段調光制御により消灯や減光制御を行うことで、照明エネルギーを低減でき、CO₂削減に寄与する。

イ 手動では消し忘れ等の課題があるため、自動での制御が有効であるが、消灯するまでのタイマーの設定時間が長くなると、省エネルギー効果が小さくなる。

ウ 不在時消灯制御とは人感センサーを設置して不在時に該当エリアの照明を消灯する。トイレ、更衣室、給湯室等に有効である。

エ 不在時段調光制御とは人感センサーを設置して不在時に該当エリアの照明を減光する。オフィス執務室、廊下、階段等に有効である。

(4) 明るさ感知による自動点滅制御

ア 照明の明るさ感知による自動点滅制御は、明るい時間帯の照明エネルギーを低減でき、CO₂削減に寄与する。

表 2.4 認定基準

4. その他	
No.	削減対策項目
4.1	高効率給湯システムの導入
対策要件	
<p>(1) 給湯システムに次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ給湯機^{※1} ・潜熱回収型給湯器^{※2} ・ガスエンジン給湯器^{※3} ・燃料電池^{※4} <p>(2) 給湯加熱能力は定格加熱能力とし、温度条件は設計条件によるものとする。</p> <p>※1: ヒートポンプ給湯機とは、冷媒に自然冷媒(CO₂)又はフロンを用いた給湯ヒートポンプユニットに貯湯タンクで構成された電気式給湯器とする。</p> <p>※2: 潜熱回収型給湯器とは、都市ガス、LP ガスなどの燃焼時の排気ガスに含まれる水蒸気が水になる際に放出する潜熱を熱回収し、効率を高めたガス給湯器とする。</p> <p>※3: ガスエンジン給湯器とは、ガスを燃料としてガスエンジンを回して発電し、その時エンジンが出す熱(排熱)で水を加熱する給湯器とする。発電出力が 10kW 未満のものに限る。</p> <p>※4: 燃料電池とは、都市ガスから水素を取り出して、空気中の酸素と化学反応させて発電し、その時に発生する熱(排熱)で水を加熱する給湯器とする。発電出力が 10kW 未満のものに限る。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) ヒートポンプ給湯機は、燃焼式給湯方式や従来の電気温水器に比べて、ヒートポンプ技術の利用により CO₂削減に寄与する。</p> <p>(2) 潜熱回収型給湯器は、潜熱を熱回収することにより、一般的なガス給湯器に比べて、給湯エネルギーの低減が可能となり CO₂削減に寄与する。</p> <p>(3) ガスエンジン給湯器は、発電すると同時に発生する熱を給湯の加熱に有効利用することができ、CO₂削減に寄与する。</p> <p>(4) 燃料電池は、発電すると同時に発生する熱を給湯の加熱に有効利用することができ、CO₂削減に寄与する。</p>	

表 2.4 認定基準

4. その他	
No.	削減対策項目
4.2	エレベーターの省エネ制御の導入
対策要件	
<p>(1) エレベーターに可変電圧可変周波数制御^{※1}方式が導入されている場合を対象とする。</p> <p>※1: 可変電圧可変周波数制御とは、モータの回転速度や出力トルク等を調整するインバータ制御のこととする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 可変電圧可変周波数制御の導入により、始動や停止の直前にエレベーターのモータの回転数を落とすことが可能で、昇降機エネルギーの低減が可能となり CO₂ 削減に寄与する。</p>	

表 2.4 認定基準

4. その他	
No.	削減対策項目
4.3	高効率エアコンプレッサーの導入
対策要件	
<p>(1) エアコンプレッサーに次の対策のいずれかが導入されており、かつ、電動機出力7.5kW 以上である固定式のもので、対策後の電力量が計量されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御 ・永久磁石 (IPM) モータ^{※1} ・プレミアム効率 (IE3) モータ^{※2} ・高効率 (IE2) モータ^{※2} ・2 段圧縮方式 ・インバータ制御冷却ファン ・増風量制御方式 ・圧縮機・モータ直結構造 ・複数台圧縮機制御 <p>※1: 永久磁石 (IPM) モータとは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、専用インバータと組み合わせて用いる。</p> <p>※2: 国際規格 IEC60034-30 及び JIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム効率 (IE3) モータ、IE2 クラスを満たすものを高効率 (IE2) モータとする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) エアコンプレッサーは、電動機の高効率化と省エネ制御を組み合わせることで、コンプレッサーの消費電力の削減が可能となり CO₂ 削減に寄与する。</p>	

表 2.4 認定基準

4. その他	
No.	削減対策項目
4.4	その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファンの導入
対策要件	
<p>(1) 空調用ポンプ及び空調・換気用ファンを除くポンプ、ブロワ又はファンに、次の対策のいずれかが導入されており、かつ、電動機出力1.5kW以上であるもので、対策後の電力量が計量されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永久磁石 (IPM) モータ^{※1} ・プレミアム効率 (IE3) モータ^{※2} ・高効率 (IE2) モータ^{※2} <p>※1: 永久磁石 (IPM) モータとは、回転子に永久磁石を内蔵したモータとする。</p> <p>※2: 国際規格 IEC60034-30 及び JIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム効率 (IE3) モータ、IE2 クラスを満たすものを高効率 (IE2) モータとする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) ポンプ、ブロワ又はファンに永久磁石 (IPM) モータ又は JIS 高効率モータを導入することで、消費電力の低減が可能となり CO₂ 削減に寄与する。</p> <p>(2) ポンプ、ブロワ又はファンは、電動機の高効率化と省エネ制御を組み合わせることで、さらなる消費電力の削減が可能となり CO₂ 削減に寄与する。</p> <p>(3) 永久磁石 (IPM) モータは、永久磁石により磁束を発生するため、回転子にトルク分電流が流れず2次損失がないなどの特徴があり、誘導モータよりも高効率化が図られる。インバータ制御と組み合わせることにより、さらに省エネルギー効果を高めている。</p>	

表 2.4 認定基準

4. その他	
No.	削減対策項目
4.5	高効率冷凍冷蔵設備の導入
対策要件	
<p>(1) 冷凍冷蔵庫、ショーケース、低温用パッケージ形空調機又は冷蔵・冷凍・空調一体型システムに、次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバータ圧縮機 ・高効率照明(ショーケースに組み込まれているものに限る。) <p>(2) 低温用パッケージ形空調機とは、使用温度帯が 20℃以下の冷房専用のものであるとする。</p> <p>(3) 冷蔵・冷凍・空調一体型システムとは、冷凍冷蔵庫又はショーケースと空調の室内機が、同一の屋外機に接続されているものとする。</p> <p>(4) 高効率照明は、LED 照明若しくは T5管蛍光灯を対象とし、ショーケースに組み込まれているものに限る。</p> <p>(5) ショーケースとは、冷凍冷蔵設備のうち、商品陳列用のもので扉がないもの、扉の全部又は一部に透明ガラス又は透明な樹脂(プラスチック又はアクリル)が付いたものとする。</p> <p>(6) 室内機と室外機が一体型の設備は、製品重量を 100kg 以上のみ対象とする。</p> <p>(7) 冷凍冷蔵倉庫等への対策で、コンデンシングユニット、コンプレッサーユニット及びユニットクーラーで構成する冷凍冷蔵システムで、コンプレッサーユニットのみの更新の場合も対象とする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 冷凍冷蔵庫及びショーケース、低温用パッケージ形空調機に、インバータ圧縮機を導入することで、年間の消費電力量の低減が可能となり CO₂削減に寄与する。</p> <p>(2) ショーケースに高効率照明を導入することで、消費電力の削減が可能となり CO₂削減に寄与する。</p>	

表 2.4 認定基準

4. その他	
No.	削減対策項目
4.6	高効率工業炉の導入
対策要件	
<p>(1) 工業炉に、次の対策が導入されており、かつ、対策後の燃料使用量が計量されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リジェネレイティブバーナー^{※1} <p>※1: リジェネレイティブバーナーとは、複数のバーナーを交互に切り替えることにより、蓄熱体の蓄熱・放熱のサイクルを行うものとする。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) リジェネレイティブバーナーは蓄熱式熱交換器を用いることで、燃焼用空気予熱を行い、消費エネルギーの低減が可能となり CO₂ 削減につながる。</p> <p>(2) リジェネレイティブバーナーの特徴を次に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高温ガスにも対応でき、予熱空気温度も高い。 イ 直火式、ラジアントチューブ式のいずれにも対応可能である。 <p>(3) 熱回収率を定期的に把握し、熱漏えいの防止のためのメンテナンスを実施することが重要である。</p>	

表 2.4 認定基準

4. その他	
No.	削減対策項目
4.7	高性能ガラス等の導入
対策要件	
<p>(1) 外壁又は屋根の開口部のガラスに、次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。ただし、別表第1 表30で熱負荷削減量が算定できるもので、複層ガラス以外のものは、遮蔽係数が 0.7 以下のものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Low-e 複層ガラス ・高性能熱線反射複層ガラス ・熱線反射複層ガラス ・熱線吸収複層ガラス ・熱線反射単板ガラス ・熱線吸収単板ガラス ・複層ガラス ・透明ガラス＋遮熱フィルム <p>(2) 遮蔽係数は、JIS 規格(ガラス JIS R3106、フィルム JIS A5759)によるものとする。</p> <p>(3) 遮熱フィルムの貼付については、日本ウィンドウ・フィルム工業会における、建築フィルム1・2級技能士の技術資格を有する者による施工に限る。</p> <p>(4) 既存の単層ガラスの上から Low-e ガラスを貼り付けることで、Low-e 複層ガラス同等の性能を得ることができる製品の導入については、Low-e 複層ガラスを導入したものとして見なす。</p>	
削減対策項目の概要と特徴	
<p>(1) 窓ガラスに日射遮蔽・断熱の対策を行うことで、年間のエネルギー消費量の低減が可能となり CO₂ 削減に寄与する。</p>	

第3部 認定申請等の手続

第1章 事業所範囲の申請及び削減量等の事前届の提出

1 概要

事業所範囲の重複を防止するため、申請者は、削減量の認定申請よりも前に、東京都へ、事業所範囲について申請するとともに、削減量の見込みを届け出なければならない。

この申請（届出）が行われていない場合は、都内中小クレジット削減量の認定申請は認められない。

2 申請（届出）者

申請者になれる者は、次の者とする。

- ア 中小規模事業所の設備更新権限を有する者（証券化物件等における受益者等及び法人格を有する管理組合も含む。）

証券化物件等の場合、信託等の所有者との関連を示す書類（信託原簿等）の提出を条件に、①受益者である SPC、②その指図権の委託を受けたアセットマネージャー等は、申請者になることができる。この場合、都内中小クレジット申請に係る同意書（第4号様式）の提出は必要ないものとする。

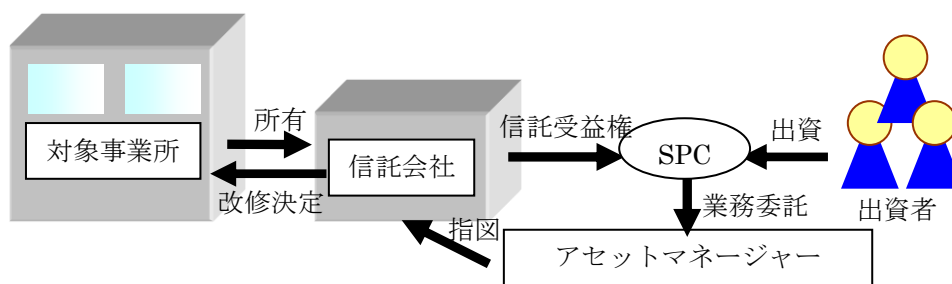


図 3.1 証券化物件等のイメージ

イ アの者から、申請者となり、本ガイドラインに従い申請等を行うことによって、都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者（以下「クレジット同意受け者」という。）

契約により、省エネルギー対策の実施内容（設備更新の有無、その内容、更新時期等）の決定が ESCO 事業者に一任されており、実質上の設備更新権限が ESCO 事業者側にある場合であっても、ESCO 事業者が申請者になるためには、設備更新権限を有する者からの都内中小クレジット申請に係る同意書（第 4 号様式）が必要である。

また、リース契約による省エネルギー機器の導入の場合も同様とする。

3 事前届の申請（届出）時期

申請者は、削減対策項目に係る工事の契約の日から当該工事のしゅん工の予定日の前日から起算して 20 日前（しゅん工の予定日の前日から起算して 30 日前が契約の日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して 15 日後）までの間に、東京都へ事前届の申請（届出）を行わなければならない。

削減対策項目に係る工事が 1 期工事、2 期工事等複数期間に渡って行われる場合は、1 期工事の契約の日から 1 期工事のしゅん工の予定日の前日から起算して 20 日前（しゅん工の予定日の前日から起算して 30 日前が契約の日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して 15 日後）までの間に、東京都へ申請（届出）を行わなければならない。

事前届を提出し、事業所範囲の認定を受けた後は、事業所範囲の変更がない限り、その後の追加工事実施による事前届を再度提出する必要はない。

申請（届出）の期限が東京都の休日（土・日・祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）に当たるときは、東京都の休日の翌日をもってその期限とみなす。

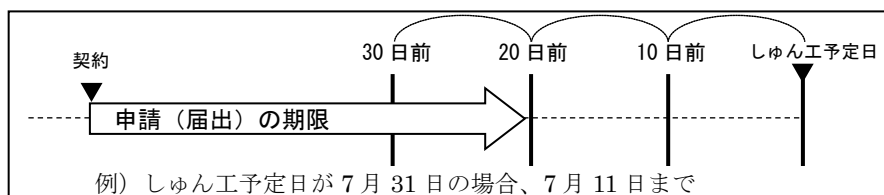


図 3.2 しゅん工の予定日の 30 日前が契約の日より後の場合のイメージ

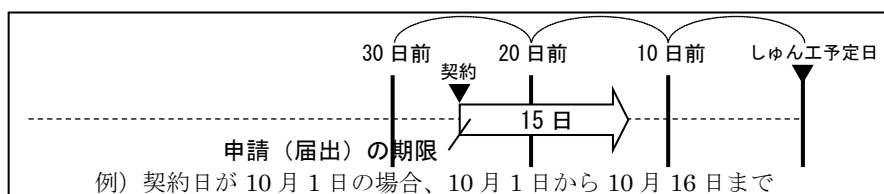


図 3.3 しゅん工の予定日の 30 日前が契約の日より前の場合のイメージ

ガイドラインで定める契約日とは、契約変更した場合であっても、当初契約の契約日とする。なお、契約変更によって工期が変更される場合は、しゅん工の予定日とは、工期変更後のしゅん工の予定日とする。

契約変更によってしゅん工の予定日に変更する場合は、変更後のしゅん工の予定日の前日から起算して 20 日前（変更後のしゅん工の予定日の前日から起算して 30 日前が当初契約の契約の日より前の場合は、当初契約の契約の日の翌日から起算して 15 日後）までの間に、東京都へ事前届の申請（届出）を行わなければならない。

4 申請（届出）の内容及び提出書類

申請者は、東京都への申請（届出）に当たって、次のものを提出する。（詳細は、第5部第1章参照）

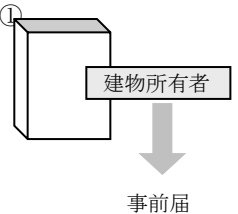
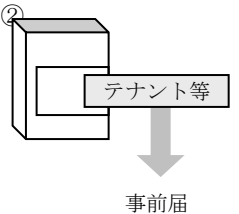
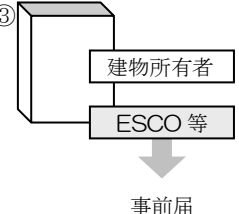
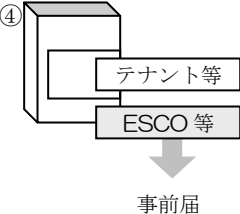
- (1) 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書（第1号様式）
- (2) 都内中小クレジット申請に係る同意書
次のいずれかの場合に提出を要する。
 - ア 設備更新権限を有しない者が申請を行う場合（第4号様式）
 - イ テナント等事業者が申請を行う場合（第5号様式）
- (3) 中小規模事業所の概要及び事業所範囲が分かる書類
- (4) 削減対策項目に係る工事の契約書の写し
- (5) 設備更新権限を有することが分かる書類
- (6) その他東京都が必要と認める書類

なお、(1)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。

都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書においては、主に次の事項を記載する。

- (1) 中小規模事業所の名称（建物の名称）及び所在地
- (2) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 事業所範囲
- (4) 推計削減量の見込み（発行可能期間分の合計）

表 3.1 提出書類の例

		設備更新権限を有する者が申請を行う場合		設備更新権限を有しない者が申請を行う場合	
パターン		① 	② 	③ 	④ 
申請(届出)者		建物所有者	テナント等	ESCO 事業者等	ESCO 事業者等
設備更新権限		建物所有者	テナント等	建物所有者	テナント等
申請範囲		建物全体	賃借部分※ 1	建物全体	賃借部分※ 1
提出書類	第 4 号様式	—	— ※ 2	必要 (建物所有者からの同意)	必要 ※ 2 (テナント等からの同意)
	第 5 号様式	—	必要 (建物所有者からの同意)	—	必要 (建物所有者からの同意)
	設備更新権限を有することが分かる書類	全部事項証明書等	賃貸借契約書等	全部事項証明書等※ 3	賃貸借契約書等※ 3

※ 1 : 賃借部分が建物全体の場合も同様の書類の提出が必要

※ 2 : 建物所有者の設備であり、申請者であるテナント等が設備更新権限を有しない設備については、建物所有者が届出者である第 4 号様式が必要

※ 3 : 工事契約書の発注者が ESCO 事業者等の場合は、別途建物所有者又はテナント等と ESCO 事業者との契約書等が必要

注意 : 都内中小クレジットの発行を受けるのは、原則として申請(届出)者とする。

注意 : 区分所有者(又は区分所有者から第 4 号様式の同意を得た者)が区分所有の範囲で申請を行う場合は、①(又は③)と同様の書類の提出が必要

5 東京都からの通知

東京都は、都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書で申請された事業所範囲について、既に申請された事業所範囲との重複の有無を確認した上で、申請者に対して、事業所範囲に重複がない場合にあつては「都内中小クレジット事業所範囲認定（認定拒否）通知書」（第6号様式）で認定することを、重複がある場合にあつては「都内中小クレジット事業所範囲認定（認定拒否）通知書」（第6号様式）で認定しないことを、それぞれ通知する。

審査の過程で、重複確認のため、申請（届出）者に対し、ヒアリングや現地検査（条例第152条の2の規定に基づくもの）を行うことがある。

なお、「都内中小クレジット事業所範囲認定（認定拒否）通知書」（第6号様式）で事業所範囲を認定する通知を行った場合は、事業所範囲について重複がないことを認定した旨を通知するものであり、将来における都内中小クレジットの発行を保証するものではない。

～ 参考 削減対策の実施に係る発注方法～

- ・ 中小規模事業所が、省エネルギー対策工事を行う場合で、都内中小クレジットの発行に関する申請等を行う予定がある場合は、当該工事の発注書に、都内中小クレジットの認定基準（本ガイドライン第2部）を満たすことを特記し、性能を規定して発注することによって、都内中小クレジットの認定基準を満たす対策を確実に行うことが可能である。
- ・ 削減対策工事のしゅん工図と算定書との対応表を作成することを特記して発注することによって、算定書の作成、また検証機関の確認をしやすくすることが可能である。対応表のイメージは第5部第2章を参照すること。

第2章 認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

1 概要

申請者は、本ガイドラインに則って、自ら都内中小クレジットの認定可能削減量（実施した削減対策項目から算定される都内中小クレジットとして認定することが可能な特定温室効果ガスの削減量）の自己算定を行い、算定書等を作成する。

認定可能削減量を算定するために必要な推計削減量等の算定においては、公平性、正確性等を確保することが求められる。したがって、その算定結果の信頼性を担保するため、算定書が本ガイドラインに則って作成されていることについて、中小規模事業所と利害関係のない検証機関による検証を受ける必要がある（詳細は、第3部第2章 3参照）。

2 都内中小クレジット算定書の作成

自己算定及び算定書等の作成は、対象となる削減対策の実施後に行う。

自己算定には、東京都が作成する都内中小クレジット算定書ツール（以下「算定ツール」という。）を用いなければならない。都内中小クレジット算定書ツールを用いた算定書の作成については、第5部を参照すること。なお、都内中小クレジットの発行に関する申請等に当たっては、原則として、当該年度の本ガイドラインを適用するものとし、都内中小クレジットの算定方法、認定基準等を示した第2部及び算定書（算定ツール）の作成方法を示した第5部第4章に関しては、検証機関による現地検証実施日時点のガイドラインを適用するものとする。

ただし、平成26(2014)年度版以前に検証機関による現地検証を行った事業者が、平成28(2016)年度以降に削減量認定申請を行う場合は、申請時点の算定ツールを用いることとする。なお、その際に用いた算定ツールを以降の削減量認定申請時にも使用することとする。

詳細は第1部第1章の表1.1を参照すること。

3 検証機関による検証

(1) 検証の項目

主な検証項目は、算定の対象となる事業所の範囲、算定の対象となる燃料等使用量監視点、エネルギー使用量、対策の実施、算定の計算方法及び算定された量の値である。検証項目を確認するための検証の対象は、都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書及び都内中小クレジット算定書である。検証機関は、これら検証の対象が本ガイドラインに則って作成されているか確認するため、(3) 検証の準備で記載されている書類の確認、設備等に関する現地での確認、関係者へのヒアリングなどを行う。

(2) 検証の頻度

前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、前回の検証時に確認された推計削減量を変更しないときは、それらの変更がない旨、算定年度のエネルギー使用量の根拠等を直接東京都に提出し、削減量認定申請をすることができる。

前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点を変更する場合又は推計削減量を増加する場合は、改めて検証を受ける必要がある。ただし、削減対策の追加や用途別床面積の変更等があったとしても、追加分を算定しない場合など推計削減量を変更しないのであれば、改めて検証を受ける必要はない。

設備等を撤去した場合は、推計削減量を変更する必要がある。ただし、改めて検証を受ける必要はない（詳細は、第4部第2章 2参照）。

初回の検証は、対策実施後（対策実施後であれば算定年度の購買伝票等が揃わない時期でも良い。）から、初回の削減量認定申請時までに行うこと。なお、都内中小クレジットには有効期間がある（詳細は、第3部第5章参照）ので、その有効期間を過ぎてからの削減量認定申請はできない。

また、申請は毎年度に行うことが可能であり、複数年度分をまとめて行うこともできる。ただし、検証時に書面の不備等があると削減量認定申請ができない場合があるため、早い段階で検証を行うことが望ましい。

次に、アからウまでの例を示す。なお、いずれも対策実施の翌年度から5年間を算定年度とした場合である。また、ア及びイは、初回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、検証時に確認された推計削減量を変更しないときであり、かつ、削減量認定申請を毎年度行う場合の例である。

ア 対策実施年度に検証を実施する例

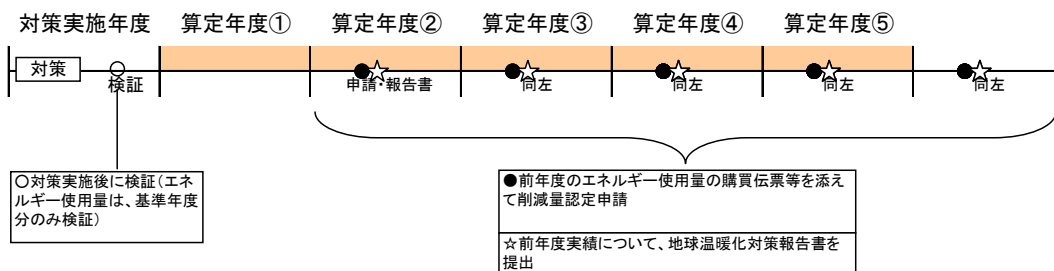


図 3.4 対策実施年度に検証を実施する例のイメージ

イ 算定年度1年度目の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例

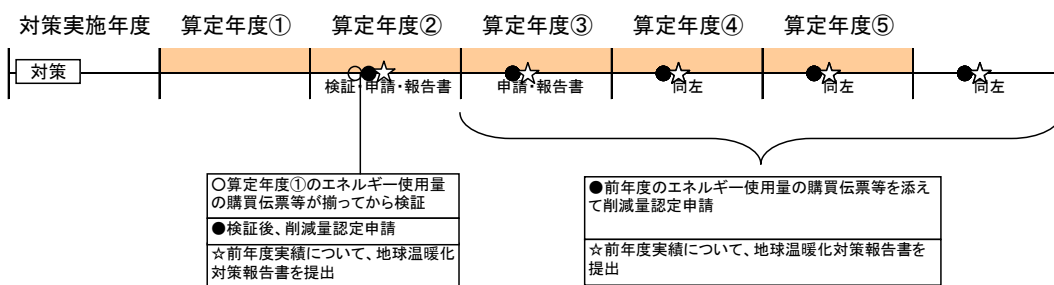


図 3.5 算定年度1年度目の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例のイメージ

ウ 算定年度5年度分の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例

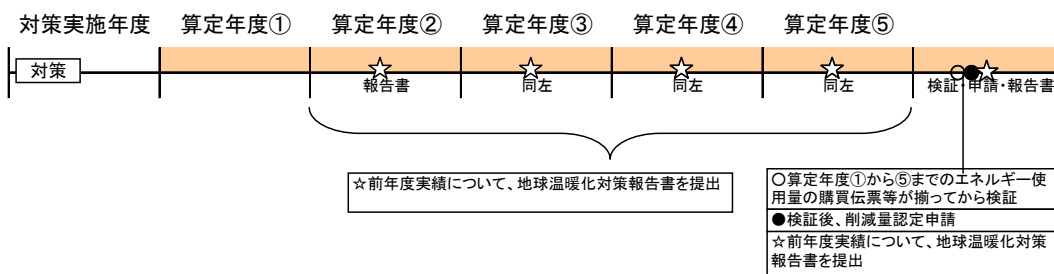


図 3.6 算定年度5年度分の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例のイメージ

(3) 検証の準備

検証に当たって、必ず検証機関に提示する書類は、次のとおりである。原則として、現地検証の前に事前に提示する書類は、次のア、イ、ウ、エ、カ、キ及びクとする。オ、ケ及びコについては現地検証時に提示する。算定書については、電子データも併せて検証機関に提出する。

- ア 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書（第1号様式）の写し
- イ 都内中小クレジット事業所範囲認定通知書（事業所範囲を示す添付書類も含む。）
- ウ 都内中小クレジット算定書（第3号様式）
- エ 中小規模事業所の概要
- オ エネルギー使用量が確認できる購買伝票等
- カ 用途別床面積の算定根拠が分かる書類
- キ 削減対策項目の実施後の内容が分かる書類（※）
- ク 2回目以降の検証の場合にあっては、前回までの検証の検証結果報告書（検証機関が作成したもの）、前回までの削減量認定申請時の算定書（東京都の審査済印があるもの）の写し
- ケ 対策後のエネルギー使用量を使用する場合にあっては、計量実績等を示す書類
- コ その他検証に必要な書類

都内中小クレジットの発行に関する申請等に当たっては、原則として、当該年度の本ガイドラインを適用するものとし、都内中小クレジットの算定方法、認定基準等を示した第2部及び算定書（算定ツール）の作成方法を示した第5部第4章に関しては、検証機関による現地検証実施日時点のガイドラインを適用するものとする。

ただし、平成26(2014)年度版以前に検証機関による現地検証を行った事業者が、平成28(2016)年度以降に削減量認定申請を行う場合は、申請時点の算定ツールを用いることとする。なお、その際に用いた算定ツールを以降の削減量認定申請時にも使用することとする。

詳細は第1部第1章の表1.1を参照すること。

※設備機器等の設置年度、仕様、配置が分かるしゅん工図、機器完成図、工事記録、工事工程表、工事完了届等とする。しゅん工図等で、算定書と削減対策の整合性が確認できない場合は、整合性を示す書類（集計表、対応表等）が必要となる。集計表、対応表等のイメージは第5部第2章を参照すること。

検証機関による検証を円滑に行うため、事前に準備し、検証当日の検証機関からの要求には速やかに対応するものとする。

(4) 検証機関への依頼

申請者は、当該中小規模事業所と著しい利害関係を有する検証機関には検証の依頼ができないことに留意した上で、検証機関の中から検証依頼先を選択しなければならない。

検証機関が検証業務を行うことのできない著しい利害関係を有する事業者とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)第5条の12第2項第1号から第5号までに基づき、次に掲げる者である。

また、検証機関の検証主任者が検証業務を行うことのできない著しい利害関係を有する事業者とは、規則第5条の12第2項第1号から第5号までに基づき、次に掲げる者である。

【条例の参照条文】

(検証業務の実施等)

第八条の十四

- 4 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

【規則の参照条文】

(検証業務の実施方法)

第五条の十二

- 2 条例第八条の十四第四項に規定する登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。
 - 一 当該登録検証機関
 - 二 当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社とする株式会社をいう。）
 - 三 役員又は職員（検証業務を行う日の前二年間にそのいずれかであったものを含む。次号において同じ。）が当該登録検証機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者
 - 四 役員又は職員のうち当該登録検証機関（法人であるものを除く。）又は当該登録検証機関の代表権を有する役員が含まれている事業者
 - 五 当該登録検証機関との取引関係その他の利害関係が検証業務に影響を及ぼすおそれがある事業者として知事が別に定めるもの

(5) 検証フロー

図 3.7 に検証フローを示す。

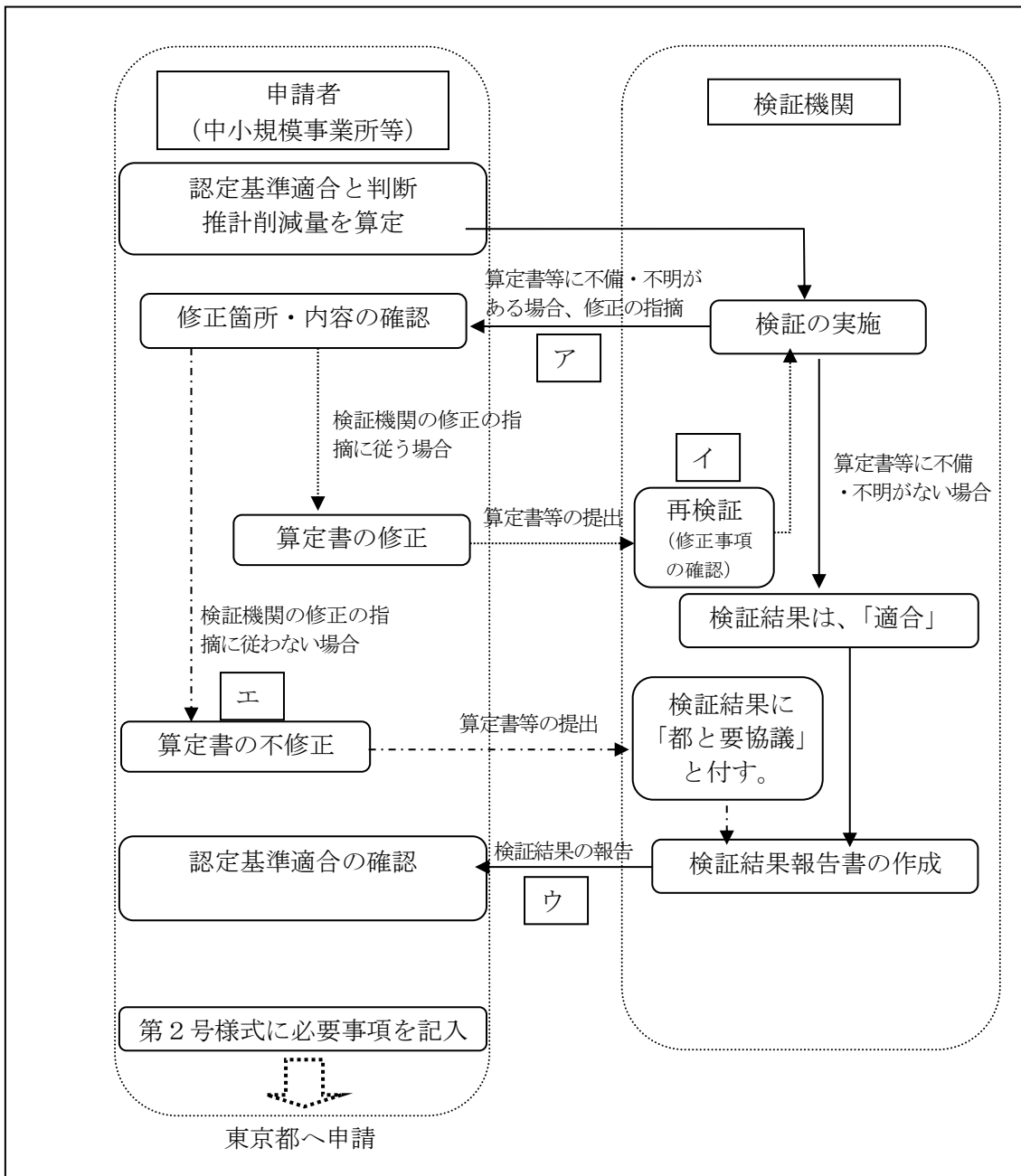


図 3.7 検証のフロー図

図 3.7 のアからエまでの詳細について、次に記載する。

ア 算定書に不備・不明があった場合の対応

検証機関は、算定書の内容と中小規模事業所の削減対策等の実態が、整合していることを確認する。

整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、その誤りについて、申請者に対し、算定書を修正し、又は整合を確認するための根拠書類を作成するよう求める。

イ 再検証

申請者は、修正の要求に対して、算定書を修正し、又は算定書の内容と中小規模事業所の削減対策等の実態との整合を確認するための根拠書類を作成した上で、検証機関に算定書を再提出する。

なお、申請者は、検証で修正を求められた箇所限定して修正し、他の箇所の修正は行わないものとする。

ウ 検証結果の報告

検証機関は、検証の結果として「検証結果報告書」、「検証結果の詳細報告書」及び「検証チェックリスト」を作成し、中小規模事業所に提出する。

検証結果報告書は、検証機関が作成する中小規模事業所の総合的な検証結果を示した書類であり、検証チェックリストは、削減対策の内容、エネルギー使用量等に対する検証結果を示した書類である。

エ 算定書の不修正

中小規模事業所が検証機関からの修正の要求に応じなかった場合、検証機関の検証結果に「不備有り」又は「不明」の項目が残ることになり、東京都との要協議事項として報告される。

この場合、検証結果報告書の検証の結果は「東京都と要協議」となり、算定書の内容が本ガイドライン及び都内中小クレジット検証ガイドラインに適合するかどうかは申請者と東京都の協議に拠る。

～ 購買伝票等とは ～

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「2者間の取引又は第三者等への証明に用いられる書面等及び電磁的記録」を示す。

※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第2条第2項で定義されているものとする。

- 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス事業者から提供される使用量の証明・報告書類、ガス小売事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書及び請求書
- 燃料購入時の領収書、請求書及び納品書
- 相対取引（個々の事業所一対一の取引）における領収書、請求書及び納品書

～ 参考 購買伝票等の保管義務～

購買伝票等については、次に示すとおり、帳簿として一定期間の間保管することが法令により義務付けられている。

帳簿の保存期間は法令の規定などの定めによるものがあり、法定保存期間と債権債務の時効によるものがある（企業の資本金等の金額によって保存期間が異なる。）。

- 商法（明治 32 年法律第 48 号）の保存期間（商法第 19 条（商人の商業帳簿に関する規定））
 - 商業帳簿、営業に関する重要書類 10 年間
- 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）の保存期間（法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 59 条（帳簿書類の整理保存））
 - 帳簿等（仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳など） 7 年間
 - 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表、棚卸表など） 7 年間
 - 証憑書類（請求書、領収書など） 7 年間
 - その他の書類 5 年間

第3章 削減量の認定の申請

1 概要

申請者は、認証可能削減量のうち東京都の認定を受けたい削減量に関して、都内中小クレジット削減量認定申請書に、検証結果報告書（検証機関が作成したもの）等を添えて削減量の認定申請を行う。

2 申請時期

都内中小クレジットは、平成 22（2010）年度削減分から発行可能であるので、平成 23（2011）年度以降に、平成 22（2010）年度以降前年度までの削減量について認定の申請が可能となる。なお、申請は、算定年度の購買伝票等がそろい、算定年度削減量が算定された後に行うものとする。

削減量の認定の申請も、算定書の作成及び検証と同様、1年度ごとに行うこともできるし、複数年度分をまとめて行うこともできる。ただし、都内中小クレジットには有効期間がある（詳細は、第3部第5章参照）ので、その有効期間を過ぎてからの申請はできない。

各年度内での申請期限は特になく、いつでも行うことができる。ただし、都内中小クレジットの削減量を算定する事業所に係る算定年度の地球温暖化対策報告書を、毎年度（提出は算定年度の翌年度）、東京都に提出していなければならない。

3 申請に必要な書類等

申請者は、東京都への削減量の認定申請に当たっては、次のものを提出する（詳細は、第5部第1章参照）。

- (1) 都内中小クレジット削減量認定申請書（第2号様式）
- (2) 都内中小クレジット算定書（第3号様式）
- (3) 検証結果報告書（検証機関が作成したもの）
- (4) 都内中小クレジット算定書（第3号様式）（検証機関が確認したもの）
- (5) 検証結果詳細報告書（検証機関が作成したもの）
- (6) 検証チェックリスト（検証機関が作成したもの）
- (7) 2回目以降の検証の場合にあつては、前回までの検証の検証結果報告書（検証機関が作成したもの）、前回までの削減量認定申請時の算定書（東京都の審査済印のあるもの）の写し
- (8) 用途別床面積の算定根拠が分かる書類

(9) 削減対策項目の実施後の内容が分かる書類※

(10) その他東京都が必要と認める書類

第3部第2章 3(2)に定めるところにより、検証を受けていないときは、(3)から(6)までに代えて、次の(11)及び(12)を提出する。

(11) 前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないことの誓約書

(12) 算定年度のエネルギー購入伝票等の写し

なお、(1)及び(2)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。

また、(2)の書類の提出は、削減量の算定に該当する部分(メインシート、エネルギー使用量のシート、実施した削減対策のシート)のみを提出する。

都内中小クレジットの発行に関する申請等に当たっては、原則として、当該年度の本ガイドラインを適用するものとし、都内中小クレジットの算定方法、認定基準等を示した第2部及び算定書(算定ツール)の作成方法を示した第5部第4章に関しては、検証機関による現地検証実施日時点のガイドラインを適用するものとする。

ただし、平成26(2014)年度版以前に検証機関による現地検証を行った事業者が、平成28(2016)年度以降に削減量認定申請を行う場合は、申請時点の算定ツールを用いることとする。なお、その際に用いた算定ツールを以降の削減量認定申請時にも使用することとする。

※設備機器等の設置年度、仕様、配置が分かるしゅん工図、機器完成図、工事記録、工事工程表、工事完了届等とする。しゅん工図等で、算定書と削減対策の整合性が確認できない場合は、整合性を示す書類(集計表、対応表等)が必要となる。集計表、対応表等のイメージは第5部第2章を参照すること。

4 東京都の認定

(1) 認定の条件

東京都は、都内中小クレジット削減量認定申請書で申請された都内中小クレジットの削減量が次の事項を全て満足しているとき、当該削減量を認定する。なお、審査の過程で、次の事項の確認のため、申請者や検証機関に対し、ヒアリングや現地検査(条例第152条の2の規定に基づくもの)を行うことがあり、算定書や検証結果報告書等に修正が必要な場合は、再提出を求めることがある。

ア 中小規模事業所が、特定温室効果ガスの排出総量を削減していること。

イ 認定基準に適合する削減対策を実施していること。

ウ 都内中小クレジット算定書について、検証機関の検証の結果が「適合」であって、その検証の方法が適正であること、又は、検証の結果が「東京都と要協議」であるが、申請者と東京都との協議の結果、「適合」に相当するものと認められ

ること。

- エ 中小規模事業所について、都内中小クレジットの削減量を算定する年度について、毎年度、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出していること（提出は算定する年度の翌年度）。

※地球温暖化対策報告書は、毎年度8月末日（地球温暖化対策報告書制度における提出義務のない任意提出事業者は12月15日まで）が提出期限となっているので注意すること。

- オ 東京都の修正要求があった場合に対応していること。

第3部第2章 3（2）に定めるところにより、検証を受けていないときは、次のカ及びキの事項

- カ 前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないこと。

- キ 算定年度のエネルギー使用量が算定書に正しく記載され、認定可能削減量等の算定の計算方法等が本ガイドラインに則っていること。

（2） 東京都からの通知

東京都は、都内中小クレジットに係る削減量を認定し、又は認定しなかったときは、申請者に対して「都内中小クレジット削減量認定（認定拒否）通知書」（第7号様式）で認定又は認定しないことを通知する。

なお、当該通知は、都内中小クレジットが発行可能な量を認定したものであり、都内中小クレジットを削減量口座簿（条例第5条の19第1項の削減量口座簿をいう。以下同じ。）に発行し、排出量取引又は義務充當を行えるようにするためには、別途、都内中小クレジットの発行申請が必要である。

第4章 都内中小クレジットの発行の申請

申請者は、東京都から、都内中小クレジットの削減量を認定する通知があった後は、いつでも、都内中小クレジットの削減量の発行を申請することができる。

都内中小クレジットの削減量の発行申請の手続については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。

第5章 都内中小クレジットの有効期間

東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 第一計画期間（平成 22～26 年度（2010～2014 年度））の削減量
第一計画期間及び第二計画期間（平成 27～31（令和 1）年度（2015～2019 年度））の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 3（2021）年 9 月末日）まで可能）
- ・ 第二計画期間（平成 27～31（令和元）年度（2015～2019 年度））の削減量
第二計画期間及び第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 8（2026）年 9 月末日）まで可能）
- ・ 第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減量
第三計画期間及び第四計画期間（令和 7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 13（2031）年 9 月末日）まで可能）

～地球温暖化対策報告書の提出について～

1 地球温暖化対策報告書制度

(1) 内容

事業所ごとの前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等を記載した「地球温暖化対策報告書」を東京都に提出する制度である。

(2) 対象となる事業所 都内の中小規模事業所

(3) 提出主体

都内の中小規模事業所を所有し、又は使用している事業者

＜備考＞一つの事業所に複数の所有者又は使用者が存在する場合には、それぞれの事業者が提出主体となり、それぞれの所有又は使用の範囲について地球温暖化対策報告書の作成及び提出を行う。

例えば、ある建物の上層階部分をA社が、低層階部分をB社が区分所有している場合には、A社が上層階部分、B社が低層階部分について、それぞれ本報告書の作成及び提出を行うことになる。

(4) 提出期限 提出義務がある場合は毎年度8月末日、任意提出は12月15日

(5) 問合せ先及びホームページ

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

「地球温暖化対策報告書制度」ヘルプデスク 03-5990-5091

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/report/warming/>

2 都内中小クレジットでの取扱い

都内中小クレジットの削減量を申請するためには、以下が必要である。

(1) 算定年度の地球温暖化対策報告書を、毎年度、東京都に提出していなければならない。

＜例＞2011年度の削減量を都内中小クレジットとして認定申請する場合、2012年度の地球温暖化対策報告書を提出していなければならない。なお、2012年度の地球温暖化対策報告書の内容は、2011年度のCO₂排出量等の報告となる。（上述の1（1）を参照）

(2) 都内中小クレジットの申請事業所範囲の全てが地球温暖化対策報告書の報告範囲に含まれている必要がある。

＜例外＞共有・区分所有の事業所であって、共有者又は区分所有者が自らの所有範囲（持分）のみについて地球温暖化対策報告書を提出している場合であっても、当該地球温暖化対策報告書の添付資料に事業所全体のエネルギー使用量（電気、都市ガス及びその他の燃料等）が報告されていれば、申請事業所範囲の全てが地球温暖化対策報告書の報告範囲に含まれているとみなす。

＜備考＞申請事業所を含む複数事業所について、既に地球温暖化対策報告書を提出している場合は、申請事業所単独について改めて提出する必要はない。同意を得た者が削減量の認定申請を行う場合は、認定申請を行う事業所範囲を含む地球温暖化対策報告書を所有者又は使用者が提出していなければならない。

第4部 状況変化があった場合等の取扱い

第1章 事業所範囲の変更等

1 事業所範囲を変更できる場合

申請者は、次に示す場合は、事業所範囲を変更できるものとする。

ただし、アの変更を行う場合は、先行して申請した者の同意書（第4号様式及び第5号様式）を提出する必要がある。

ア 先行して建物全部を事業所範囲とする申請があった場合で、その後に当該建物内の一部分を事業所範囲として申請するとき。

例えば、次のような例が考えられる。

(ア) 所有者が先行して建物全部を事業所範囲とする申請をした場合で、その後に、当該建物内のテナントが追加の削減対策を実施し、当該テナントが使用する範囲を事業所範囲として新たに申請する場合

(イ) テナントが建物内の一部分で削減対策を実施していたが、当該テナントが合意の上で所有者が建物全部を事業所範囲とする申請をした場合で、その後、当該テナントが当該削減対策に係る都内中小クレジットを独自に得ることを希望して、当該テナントが使用する範囲を新たに事業所範囲として申請する場合

イ その他東京都が事業所範囲の変更を適当と認める場合

また、事業所範囲は、変更する事由が生じた日が属する年度以降（既に削減量を認定された年度を除く。）、年度単位でのみ変更できるものとし、年度の途中で変更することはできないものとする。

アのように、新たな事業所範囲の設定に伴って、先行した申請の事業所範囲を変更する場合においては、当該変更の年度よりも前の年度において、新たな事業所範囲において都内中小クレジットを算定することはできない。この場合において、事業所範囲の変更をどの年度から行うかは、両者の協議により決定する。

原則として、変更する事由が生じた日が属する年度より前の年度の削減量認定申請を完了させてから、変更を行うこととする。

2 事業所範囲の変更に伴う基準排出量の変更

事業所範囲の変更が行われた場合は、基準排出量の変更を行う必要がある。

変更後の基準排出量は、変更前の基準年度において、変更された部分におけるエネルギー使用量に基づき算定される特定温室効果ガス排出量を、変更前の基準排出量に増減して得た値とする。

3 事業所範囲の変更の手続

(1) 概要

申請者は、中小規模事業所の事業所範囲を変更するときは、あらかじめ、東京都に都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書（第1号様式）（以下3において「申請書兼届出書」という。）を再提出しなければならない。ただし、推計削減量の見込みについての記入は要しない。

1アのように、先行した申請の事業所範囲の変更と、新たな事業所範囲の設定が同時に行われる場合は、先行した申請者が事業所範囲の変更について申請書兼届出書を再提出するとともに、新たな申請者が申請書兼届出書を提出することとなる。

(2) 提出期間

事業所範囲の変更が、1ア(ア)のように、追加対策の実施によるものであるときは、新たな申請者による申請書兼届出書の提出期間は、削減対策項目に係る工事の契約の日から当該工事のしゅん工の予定日の30日前（しゅん工の予定日の40日前が契約の日より前の場合は、契約の日から10日後）までの間とする。

その他の場合の申請書兼届出書の提出期間は、事業所範囲を変更する事由が生じた日から事業所範囲を変更する年度の末日までの間とする。

(3) 提出書類

申請者は、東京都への申請（届出）に当たって、次のものを提出する（詳細は、第5部第1章参照）。

ア 事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書（第1号様式）

※推計削減量の見込みについての記入は要しない。

イ 都内中小クレジットの申請に係る同意書（第4号様式）及び都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書（第5号様式）

（1アの場合における新たな申請者からの申請（届出）に限る。）

ウ 変更後の中小規模事業所の概要と申請範囲が分かる書類

エ 削減対策項目に係る工事の契約書の写し

(1ア(ア)の場合における新たな申請者からの申請(届出)に限る。)

オ その他東京都が必要と認める書類

なお、アについては、書類に加え、電子データも提出するものとする。

4 事業所範囲の取消しの手続

申請者は、都内中小クレジット事業所範囲の認定を取り消したいときは、東京都に「都内中小クレジット事業所範囲認定取消申請書」(第11号様式)※を提出する。

東京都は申請者に対して「都内中小クレジット事業所範囲認定取消通知書」(第12号様式)にて取り消したことを通知する。

※ 申請者による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

第2章 削減対策の追加等

1 削減対策の追加

(1) 算定年度削減量の算定

削減対策項目の追加（東京都が都内中小クレジットの削減量の認定をした後に削減対策項目を新規に実施することをいう。以下同じ。）があった場合の算定年度削減量の算定方法については、第2部第2章4を参照すること。

(2) 手続

削減対策項目の追加を行う場合であっても、事業所範囲の変更が生じなければ、その都度、東京都へ届け出る必要はない。認定可能削減量について検証機関の検証を受けるときまでに、削減対策項目の追加を含めて認定可能削減量を算定し、検証後に行う削減量の認定の申請において、追加された削減対策項目を含めて東京都へ報告することで足りる。

なお、削減対策項目の追加を含めずに東京都の削減量の認定を受けてしまった場合にあっては、その後に認定を受け直すことはできない。

2 設備等を撤去した場合

(1) 算定年度削減量の算定

削減対策項目の認定基準に適合していた設備等が撤去された場合、当該設備等を撤去した日の属する年度以降においては、対策削減量の算定に当該設備等の対策削減量を含めることはできないものとする。当該設備等を年度の途中に撤去した場合においても、特に月割計算等を行わない。

(2) 手続

設備等が撤去された場合であっても、その都度、東京都へ届け出る必要はない。設備等を撤去した日の属する年度以降の年度については、撤去後の状況に基づいて(1)のとおり認定可能削減量を算定し、削減量の認定の申請の際に、「第3部第3章 3 申請に必要な書類等」に加えて、撤去した設備が分かる書類（詳細は、第5部第3章(1)2参照)を東京都へ提出する。

都内中小クレジット算定書は、変更前後でエネルギー使用量及び申請対象の機器が異なるため、設備等を撤去した日の属する年度の前年度までのものと、設備等を撤去した日の属する年度以降の年度のものとは分けて作成する必要がある。なお、設備等の撤去があったにもかかわらず、その状況を報告せずに東京都へ削減量の認定の申請を行い、都内中小クレジットの発行を受けた場合にあっては、東京都は当該クレジットの発行を取り消すことができる。

第3章 指定地球温暖化対策事業所に該当することになった場合

1 都内中小クレジットの算定可能対象年度の変更

中小規模事業所が、都内中小クレジットの発行等に関する申請等の後に、総量削減義務制度の指定地球温暖化対策事業所（条例第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所をいう。以下同じ。）又はその一部となった場合にあっては、都内中小クレジットとなる削減量を算定できる年度（以下「算定可能対象年度」という。）は、当該指定地球温暖化対策事業所の指定の日が属する年度の前年度までとなる。つまり、指定の日が属する年度から指定が取り消される日の属する年度の前年度までの削減量については都内中小クレジットとすることができない。

なお、指定される前の削減量について認定可能削減量の検証及び申請並びに都内中小クレジットの発行の申請を行っていないときは、指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた後であっても、指定される前の削減量の検証及び申請を実施することはできる。

2 手続

中小規模事業所又は中小規模事業所が含まれる事業所が、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当したときは、当該事業所の所有者等（申請者と一致しないこともある。）は、条例第5条の8第2項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を東京都へ提出しなければならないこととなっている。

東京都は、確認書が提出されたときは、都内中小クレジットの発行に関する申請等が行われている中小規模事業所との重複を、事業所の所在地等により確認する。その結果、中小規模事業所又は中小規模事業所が含まれる事業所が、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当することが確認できたときは、当該中小規模事業所に係る申請者へ、その旨を通知する。

東京都から当該通知を受けた申請者は、都内中小クレジットの算定可能対象年度が変更されることを踏まえ、認定可能削減量の算定及び検証並びに削減量の申請の手続を進めるものとする。この際、特別の届出等は必要ない。

なお、認定可能削減量の算定及び検証並びに削減量の申請は、都内中小クレジットの有効期間の間であればいつでもできるので、都内中小クレジットの算定可能対象年度が変更されたからといって、直ちに認定可能削減量の算定及び検証並びに削減量の申請をしなければならないということはない。

第4章 中小規模事業所の名称等の変更

1 中小規模事業所の名称等の変更

申請者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に、東京都へ届け出なければならない。

- (1) 中小規模事業所の名称又は所在地
- (2) 申請者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- (3) テナント等の単位で申請する場合の建物所有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

届出に当たって、次のものを提出する。

- (1) 都内中小クレジットに係る中小規模事業所の名称等変更届（第8号様式）※

※ 申請者による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

2 設備更新権限を有する者の変更

設備更新権限を有する者の変更があった場合であって、当該変更の前の設備更新権限を有する者（以下「前権限者」という。）が他の者に都内中小クレジット発行の申請者になることを同意していない（クレジット同意受け者がいない）ときは、当該変更の後の設備更新権限を有する者（以下「新権限者」という。）は、当該変更の日から30日以内に、東京都へ当該変更について届け出なければならない。この場合において、この届出の日以降は、新権限者が前権限者の地位を承継し、前権限者が既に取得した都内中小クレジットを除いて、新権限者が申請者となるものとする。

設備更新権限を有する者の変更があった場合であって、前権限者が他の者に都内中小クレジット発行の申請者になることを同意している（クレジット同意受け者がいる）ときは、当該クレジット同意受け者は、当該変更の日から30日以内に、東京都へ当該変更について届け出なければならない。この場合において、新権限者はクレジット同意受け者への同意も含めて前権限者の地位を承継し、クレジット同意受け者が引き続き申請者となるものとする。

新権限者又はクレジット同意受け者は、東京都への届出に当たって、次のものを提出する。

- (1) 都内中小クレジットに係る設備更新権限者等変更届（第9号様式）※
- (2) 当該変更の後の設備更新権限者が設備更新権限を有することを証する書面（不動産

登記簿（表題部（必須）と権利部が記載）等（テナント等事業者の場合は、賃貸借契約書又は固定資産台帳等）

- (3) 都内中小クレジットの申請に係る同意書（第4号様式）（クレジット同意受け者がいる場合に限る。）

※ 申請者による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

3 クレジット同意受け者の変更

クレジット同意受け者の変更があった場合は、当該変更の後のクレジット同意受け者（以下「新同意受け者」という。）は、当該変更の日から30日以内に、東京都へ当該変更について届け出なければならない。この場合において、この届出の日以降は、新同意受け者が、当該変更の前のクレジット同意受け者（以下「前同意受け者」という。）が既に取得した都内中小クレジットを除いて、申請者となる。

新同意受け者は、東京都への届出に当たって、次のものを提出する。

- (1) 都内中小クレジットに係る設備更新権限者等変更届（第9号様式）※
(2) 都内中小クレジットに係る同意解消確認書（第10号様式）（当該変更の前の同意に係るもの。）

なお、法人の合併等により、変更前のクレジット同意受け者が消滅した場合は、消滅したことが分かる書類の提出をもって代えることができる。

- (3) 都内中小クレジットの申請に係る同意書（第4号様式）（設備更新権限者から新同意受け者に対するもの。）

※ 申請者による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

4 テナント等の単位で申請する場合の建物所有者の変更

建物内の一部分を事業所範囲とする申請の場合であって、当該建物の所有者の変更があったとき、建物の一部分を事業所範囲として都内中小クレジット発行の申請者となることの同意を受けた者（以下「テナント等申請同意受け者」という。）は、当該変更の日から30日以内に、東京都へ当該変更について届け出なければならない。この場合において、当該変更の後の所有者はテナント等申請同意受け者への同意も含めて当該変更の前の所有者の地位を承継し、テナント等申請同意受け者は引き続き建物内の一部分を事業所範囲として申請できるものとする。

テナント等申請同意受け者は、東京都への届出に当たって、次のものを提出する。

- (1) 都内中小クレジットに係る設備更新権限者等変更届（第9号様式）※
- (2) 都内中小クレジットに係る同意解消確認書（第10号様式）
- (3) 都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書（第5号様式）

※ 申請者による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

5 同意の解消

都内中小クレジット申請に係る同意（第4号様式「都内中小クレジットの申請に係る同意書」又は第5号様式「都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書」による同意）を解消した場合は、当該解消の日から30日以内に、東京都へ当該変更について届け出なければならない。

届出に当たって、次のものを提出する。

- (1) 都内中小クレジットに係る同意解消確認書（第10号様式）※（同意者及び同意を得た者の両者が連名で届け出ること。）

同意を解消した後の当該都内中小クレジットに係る申請者が決まっている場合の手続については、別途、都の指示に基づき行うものとする。

※ 申請者による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

第5部 各種申請（届出）における提出書類と作成方法等

第1章 事前届における提出書類と作成方法等

事前届における提出書類を次に示し、項目ごとの作成方法等を次頁以降に記載した。

項目	様式等	提出媒体	部数	頁
(1) 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書	(第1号様式) (申請者又は代理人が届出人)	紙(要押印) 及び電子 ※1、※2	1	p. 89 ～ p. 96
(2) 都内中小クレジット申請に係る同意書				
ア 設備更新権限を有しない者が申請を行う場合	(第4号様式) 都内中小クレジットの申請に係る同意書※3 (設備更新権限を有する者が届出人)	紙(要押印)	必要時 1	p. 97 ～ p. 98
イ テナント等事業者が申請を行う場合	(第5号様式) 都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書 (建物所有者が届出人)	紙(要押印)	必要時 1	p. 99 ～ p. 100
(3) 中小規模事業所の概要と事業所範囲が分かる書類				
ア 概要が分かる書類	事業所パンフレット等	紙	1	p. 101
イ 申請する事業所範囲の延床面積又は事業所の床面積が分かる書類	しゅん工図書、建築基準法による検査済証のいずれか1つの写し※4、申請事業所が、建物全部から一部分を除いた場合又は建物の一部分の場合は、賃貸借契約書の写し	紙	1	p. 101
ウ 事業所範囲が分かる書類	事業所範囲を示す図面及び最新の電力の購買伝票等の写し※5	紙	2	p. 102 ～ p. 104
(4) 削減対策項目に係る工事契約書の写し	※6	紙	1	p. 105
(5) 設備更新権限を有することが分かる書類				
ア 建物所有者等の申請の場合	全部事項証明書(表題部(必須)と権利部が記載)、未登記等の場合は、固定資産税納税通知書(課税明細書含む)の写し※7	紙	いずれか	p. 106
イ テナント等の申請の場合	賃貸借契約書及び設備更新権限を有することが分かる工事契約書の写し	紙	1	p. 107
(6) その他東京都が必要と認める書類	※8			p. 107

※1 提出媒体に「紙(要押印)」とあるものは、届出人による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。押印は、個人にあっては印鑑登録された印、法人にあっては、法務局に登録されている代表者の印を使用するものとする。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

※2 提出媒体に「電子」とあるものは、書類に加え電子ファイルを格納した媒体を提出するものとする。

※3 ESCO及びリース契約の場合も提出が必要

※4 しゅん工図書、建築基準法による検査済証のいずれも紛失などの理由により提出できない場合は、登記事項証明書等の提出に替えてもよい。

※5 事業所範囲を示す図面とは、配置図又は平面図を指し、認定申請の単位により、提出書類が異なる。

※6 工事契約書の写しは、①提出日が要件に適合しているかの確認、②都内中小クレジットに係る設備導入対策の工事が契約されていることの確認、③申請者等が当該工事の発注者であり、設備更新権限があることの確認のための書類である。しゅん工予定日、契約日、設備導入対策及び発注者が確認できる場合は、契約書全部を提出する必要はない。

※7 全部事項証明書は、写しでも可とする。ただし、現状の権利関係を示すものとする。

※8 (6)として、必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

(1) 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書（第1号様式）

第1号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)

年 8 月 1 日	1-(1)-a																			
東京都知事 殿																				
申請（届出）者	1-(1)-b																			
住 所 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号	1-(1)-c																			
氏 名 東京都不動産株式会社	Ⓜ																			
代表取締役 東京 太郎																				
[法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地]																				
都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書																				
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イの都内削減量について、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により、都内中小クレジットの事業所範囲の申請及び削減量（見込）の届出を次のとおり行います。																				
事業所の名称	レストラン東京都（東京都〇〇ビル）	1-(1)-d																		
事業所の所在地	新宿区西新宿〇丁目△番□号（東京都〇〇ビル△階、□階）																			
事業所範囲	別添のとおり	1-(1)-e																		
推計削減量見込み量	別添(第1号様式その2)のとおり	1-(1)-f																		
添付書類	別添のとおり	1-(1)-g																		
連 絡 先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">会社名</td><td>東京都不動産株式会社</td></tr> <tr><td>郵便番号</td><td>111-1111</td></tr> <tr><td>住所(所在地)</td><td>東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号</td></tr> <tr><td>所属名</td><td>不動産管理部</td></tr> <tr><td>担当者名</td><td>東京 二郎</td></tr> <tr><td>電話番号</td><td>00-0000-0000</td></tr> <tr><td>FAX番号</td><td>11-1111-1111</td></tr> <tr><td>メールアドレス</td><td>00@11.22.jp</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	会社名	東京都不動産株式会社	郵便番号	111-1111	住所(所在地)	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号	所属名	不動産管理部	担当者名	東京 二郎	電話番号	00-0000-0000	FAX番号	11-1111-1111	メールアドレス	00@11.22.jp	備考		1-(1)-h
会社名	東京都不動産株式会社																			
郵便番号	111-1111																			
住所(所在地)	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号																			
所属名	不動産管理部																			
担当者名	東京 二郎																			
電話番号	00-0000-0000																			
FAX番号	11-1111-1111																			
メールアドレス	00@11.22.jp																			
備考																				
※受付欄		1-(1)-i																		

番号	項目	記入方法												
1-(1)-a	申請(届出)年月日	この申請(届出)書を東京都へ提出する日を記入する。												
1-(1)-b	申請(届出)者	プルダウンから選択する。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>プルダウン項目</th> <th>参考頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独で申請(届出)の場合</td> <td>申請(届出)者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>複数で申請(届出)の場合</td> <td>申請(届出)者(他の申請(届出)者は別紙「申請(届出)者一覧」とおり)</td> <td>p.93 p.94</td> </tr> <tr> <td>代理人が申請(届出)の場合</td> <td>別紙「申請(届出)者一覧」記載の者の代理人</td> <td>p.95 p.96</td> </tr> </tbody> </table>	状況	プルダウン項目	参考頁	単独で申請(届出)の場合	申請(届出)者	—	複数で申請(届出)の場合	申請(届出)者(他の申請(届出)者は別紙「申請(届出)者一覧」とおり)	p.93 p.94	代理人が申請(届出)の場合	別紙「申請(届出)者一覧」記載の者の代理人	p.95 p.96
		状況	プルダウン項目	参考頁										
		単独で申請(届出)の場合	申請(届出)者	—										
複数で申請(届出)の場合	申請(届出)者(他の申請(届出)者は別紙「申請(届出)者一覧」とおり)	p.93 p.94												
代理人が申請(届出)の場合	別紙「申請(届出)者一覧」記載の者の代理人	p.95 p.96												
1-(1)-c	住所・氏名	申請(届出)者の住所・氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記入する。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。												
1-(1)-d	事業所の名称	申請(届出)される事業所の名称を記入する。なお、テナント等で申請(届出)の場合は、テナントの事業所名称を記入し、入居するビル等の名称を括弧内に記入する。例えば「新宿営業所」などという表記をすると、事業所を特定できない場合があるため、法人名等をつけて事業所の特定ができるように記入する。												
	事業所の所在地	申請(届出)される事業所の所在地を記入する。所在地は、住居表示のとおり記入する。なお、テナント等で申請(届出)する場合、テナント等が入居する階数等を記入する。複数階の場合は、全て記入する。												
1-(1)-e	事業所範囲	記入不要(別添の方法は、p.102,103 参照)												
1-(1)-f	推計削減量見込み量	記入不要(別添の「第1号様式その2」が添付書類となる。)												
1-(1)-g	添付書類	記入不要(p.88の(2)から(5)までが添付書類となる。)												
1-(1)-h	連絡先	本申請に関する東京都からの問い合わせについて、対応ができる者の連絡先を記入する。												
1-(1)-i	※受付欄	記入不要												

第1号様式その2

第1号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その2

1 事業所の概要		※お客さま番号等は、建物の取引メーター(親メーター)について記載してください。		
事業所の名称	レストラン東京都(東京都〇〇ビル)			1-(1)-j
事業所の所在地	新宿区西新宿〇丁目△番□号(東京都〇〇ビル△階、□階)			1-(1)-k
主たる用途	商業施設(飲食)			1-(1)-l
延床面積又は事業所の床面積[m ²]	2,000 m ²			1-(1)-m
事業所の 重複確認情報	電力会社名称	〇〇電力		1-(1)-n
	お客さま番号等	11111-11111-1-11		
	ガス会社名称	△△ガス		1-(1)-o
	お客さま番号等	2222-222-2222		
2 認定申請の範囲		※申請する予定の申請の単位にチェックを入れてください。		
認定申請の単位	<input type="checkbox"/>	建物全部		1-(1)-p
	<input type="checkbox"/>	建物全部から一部分を除く		
	<input checked="" type="checkbox"/>	建物内の一部分		
建物全部から一部分を除く場合、及び、建物内の一部分の場合は、申請範囲の詳細をいかに記すこと。 (例)3階の専有部の東側区画、1階のテナント部分を除く全体、など				
3 推計削減量(見込)				
650		tCO ₂		1-(1)-q
4 クレジットが発行された場合の用途(予定)				
同一法人等の総量削減義務対象事業所の義務充当				1-(1)-r
5 備考欄				
				1-(1)-s

総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン

番号	項目	記入方法																		
1-(1)-j	事業所の名称	記入不要(1-(1)-d で記入した内容がエクセルで自動的に表示される。)																		
1-(1)-k	事業所の所在地	記入不要(1-(1)-e で記入した内容がエクセルで自動的に表示される。)																		
1-(1)-l	主たる用途	用途の分類は下表を参考に、原則として、床面積、フロア数、エネルギー使用量のいずれかでおおむね過半を占める用途を主たる用途とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途名</th> <th>含まれる用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>事務所、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設(事務所的なものに限る)、宗教施設 など</td> </tr> <tr> <td>商業施設(物販)</td> <td>ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル など</td> </tr> <tr> <td>商業施設(飲食)</td> <td>飲食店、食堂、喫茶店 など</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 など</td> </tr> <tr> <td>教育施設</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 など</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>病院、大学病院 など</td> </tr> <tr> <td>文化・娯楽施設</td> <td>美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場 など</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>工場など</td> </tr> </tbody> </table>	用途名	含まれる用途	事務所	事務所、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設(事務所的なものに限る)、宗教施設 など	商業施設(物販)	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル など	商業施設(飲食)	飲食店、食堂、喫茶店 など	宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 など	教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 など	医療施設	病院、大学病院 など	文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場 など	その他	工場など
用途名	含まれる用途																			
事務所	事務所、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設(事務所的なものに限る)、宗教施設 など																			
商業施設(物販)	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル など																			
商業施設(飲食)	飲食店、食堂、喫茶店 など																			
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 など																			
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 など																			
医療施設	病院、大学病院 など																			
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場 など																			
その他	工場など																			
1-(1)-m	延床面積又は事業所の床面積[m ²]	延床面積又は事業所の床面積は、本申請の総延床面積(登記事項証明書やしゅん工図等に記載された値)を記入する。事業所範囲を特定するメーターの計量範囲と一致していなければならない。 なお、テナント等の場合は、賃貸契約などに示されている賃貸面積を記入する。																		
1-(1)-n	電力会社名称及びお客さま番号等	電力会社から電気の供給を受けている場合は、その電力会社の名称及びお客さま番号等を半角で記入する。テナント等、電力会社と直接契約を行わない場合で子メーターにより管理されている場合は、無記入とする。																		
1-(1)-o	ガス会社名称及びお客さま番号等	ガス供給会社から都市ガスの供給を受けている場合は、そのガス供給会社の名称及びお客さま番号等を半角で記入する。																		
1-(1)-p	認定申請の範囲	申請(届出)する事業所が該当する区分を選択(チェック)してください。1 棟を1つのテナントで賃借している場合は、「建物全部」をチェックする。																		
1-(1)-q	推計削減量(見込)	可能な限り、算定ツール(都内中小クレジット算定書(様式第 3 号))を使用して、削減量を算出する。単年度ではなく、発行可能な期間分の合計の推計削減量(見込)を記入する。 一部対策(高効率コンプレッサーの導入等)については、対策後に算定されるため、この段階では算定しなくてもよい。																		
1-(1)-r	クレジットが発行された場合の用途(予定)	プルダウンから選択する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>プルダウン項目</td> </tr> <tr> <td>同一法人等の総量削減義務対象事業所の義務充当</td> </tr> <tr> <td>市場への売却</td> </tr> <tr> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>その他 ※その他を選択した場合は、1-(1)-s に内容を記入する。</td> </tr> </tbody> </table>	プルダウン項目	同一法人等の総量削減義務対象事業所の義務充当	市場への売却	未定	その他 ※その他を選択した場合は、1-(1)-s に内容を記入する。													
プルダウン項目																				
同一法人等の総量削減義務対象事業所の義務充当																				
市場への売却																				
未定																				
その他 ※その他を選択した場合は、1-(1)-s に内容を記入する。																				
1-(1)-s	備考欄	1-(1)-r が「その他」の場合は、その内容を記入する。 その他、追加で説明が必要な場合に記入する。																		

申請（届出）者が複数の場合の記入方法

年 7 月 30 日

東京都知事 殿

申請(届出)者(他の申請(届出)者は別紙「申請(届出)者一覧」のとおり) 1-(1)-t

住 所 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号

氏 名 東京都××株式会社 1-(1)-u

代表取締役 東京 花子

〔 法人にあっては名称、代表者の氏
及 び主たる事務所の所在地 〕

都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書

1-(1)-v

別紙(都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の届出者一覧)

年 7 月 30 日 1-(1)-w

都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の申請(届出)者一覧

1. 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の申請(届出)対象となる事業所

事業所の名称	東京都××ビル	1-(1)-x
事業所の所在地	千代田区丸の内〇丁目△番□号	1-(1)-y

2. 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の申請(届出)者
(住所及び氏名の欄は、法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

申請(届出)者の住所	東京都 港区〇〇△丁目□番×号	1-(1)-z
申請(届出)者の氏名	東京土地開発株式会社 代表取締役 東京 三郎	
申請(届出)者の住所	東京都 中央区××〇丁目△番□号	

番号	項目	記入方法
1-(1)-t	申請(届出)者	複数で申請(届出)の場合は、プルダウンから「申請(届出)者(他の申請(届出)者は別紙「申請(届出)者一覧」のとおり)」を選択する。
1-(1)-u	住所・氏名	代表者の住所・氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記入する。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。
1-(1)-v	(説明)	1-(1)-t「申請(届出)者(他の申請(届出)者は別紙「申請(届出)者一覧」のとおり)」の別紙にあたるのが、この書類となる。
1-(1)-w	申請(届出)年月日	記入不要(「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書その1」に記入した内容がエクセルで自動的に表示される。)
1-(1)-x	事業所の名称	記入不要(「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書その1」に記入した内容がエクセルで自動的に表示される。)
1-(1)-y	事業所の所在地	記入不要(「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書その1」に記入した内容がエクセルで自動的に表示される。)
1-(1)-z	住所・氏名	1-(1)-u で記入した代表者以外の申請(届出)者全ての住所・氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記入し、押印する。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。

事務手続の代理を行う場合の記入方法

年 7 月 30 日

東京都知事 殿

別紙「申請(届出)者一覧」記載の者の代理人

住 所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号

氏 名 株式会社 東京〇〇〇 (印)

代表取締役 □□□□

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書

1-(1)-ac

別紙(都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の届出者一覧)

年 7 月 30 日

都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の申請(届出)者一覧

1. 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の申請(届出)対象となる事業所

事業所の名称	東京都××ビル	1-(1)-ae
事業所の所在地	千代田区丸の内〇丁目△番□号	1-(1)-af

2. 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の申請(届出)者
(住所及び氏名の欄は、法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

申請(届出)者の住所	東京都 港区〇〇△丁目□番□号	(印) 1-(1)-ag
申請(届出)者の氏名	東京土地開発株式会社 代表取締役 東京 三郎	
申請(届出)者の住所	東京都 中央区××〇丁目△番□号	

委任状の記入例(様式は自由。下を参考に作成してもよい。)

委任状

年 7 月 15 日

住 所 東京都新宿区□□町一丁目1番1号

氏 名 株式会社 大江戸〇〇〇 (印)

代表取締役 □□□□

私は、下記の者を代理人と定め、東京都〇〇ビル(東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号)レストラン東京都における都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第2号イに規定する事項(都内削減量)の手続に関する一切の権限を委任します。

記

代理人の住所氏名(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住 所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号

番号	項目	記入方法
1-(1)-aa	申請(届出)者	代理人を立てて申請(届出)する場合は、プルダウンから「別紙「申請(届出)者一覧」記載の者の代理人」を選択する。
1-(1)-ab	住所・氏名	代理人の住所・氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記入する。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。
1-(1)-ac	(説明)	1-(1)-aa「別紙「申請(届出)者一覧」記載の者の代理人」の別紙にあたるのが、この書類となる。
1-(1)-ad	申請(届出)年月日	記入不要(「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書その1」に記入した内容がエクセルで自動的に表示される。)
1-(1)-ae	事業所の名称	記入不要(「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書その1」に記入した内容がエクセルで自動的に表示される。)
1-(1)-af	事業所の所在地	記入不要(「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書その1」に記入した内容がエクセルで自動的に表示される。)
1-(1)-ag	住所・氏名	1-(1)-ab に委任した者全ての住所・氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記入する。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。
1-(1)-ah	申請(委任)年月日	この委任状により、事務手続を委任した日を記入する。
1-(1)-ai	住所・氏名	委任者の住所、氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入する。必ず、代表者の印を押印すること。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。
1-(1)-aj	対象となる事業所	対象となる事業所の名称・所在地を記入する。
1-(1)-ak	住所・氏名	代理人(事務手続を行う者)の住所、氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入する。

(2) 都内中小クレジットに係る同意書

ア 設備更新権限を有しない者が申請を行う場合

都内中小クレジットでは、「設備更新権限を有する者」だけでなく「設備更新権限を有する者から同意を得た者」であっても申請者になることができる。

本様式（第4号様式）は、「設備更新権限を有する者から同意を得た者」の場合に必要な書類となる。

第4号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

年 7 月 20 日		1-(2)ア-a
東京都知事 殿		1-(2)ア-b
申請（届出）者		
住 所 東京都新宿区●●丁目×番A号		
氏 名 A株式会社 代表取締役 AA AA [Ⓡ]		
〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕		
都内中小クレジットの申請に係る同意書		
<p>私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イに規定する都内削減量について、次の者が次の事業所の申請者となり、都内中小クレジット算定ガイドラインに従い申請等を行うことによって、都内中小クレジットの発行を受けることに同意するので、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により届け出ます。</p> <p>なお、次の対象削減対策項目に係る設備更新権限を別の者に譲渡する場合は、本同意が承継されることを新たな設備更新権限者に説明します。</p>		
事業所の名称	レストラン東京都（東京都〇〇ビル）	1-(2)ア-c
事業所の所在地	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号 （東京都〇〇ビル△階、□階）	1-(2)ア-d
申請者の住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号	1-(2)ア-e
申請者の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	東京都不動産株式会社 代表取締役 東京 太郎	1-(2)ア-f
対象削減対策項目	別添のとおり	1-(2)ア-g
対象期間	別添のとおり	1-(2)ア-h
連絡先	東京都新宿区●●丁目×番A号 A株式会社 不動産管理部 東京A子 （電話番号 33-3333-3333 ）	1-(2)ア-i
※受付欄		1-(2)ア-j

総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン

番号	項目	記入方法
1-(2)ア-a	届出年月日	この届出書を東京都へ提出する日を記入する。
1-(2)ア-b	住所・氏名	設備更新権限を有する者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入する。 設備更新権限を有する方が複数等の場合は、それぞれ作成すること。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。
1-(2)ア-c	事業所の名称	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「事業所の名称」と同じ名称を記入する。(p.89の1-(1)-d) (設備更新権限を有する者が、本同意をする事業所の名称を記入する。なお、テナント等で申請の場合は、テナントの事業所名称を記入し、入居するビル等の名称を括弧内に記入する。)
1-(2)ア-d	事業所の所在地	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「事業所の所在地」と同じ所在地を記入する。(p.89の1-(1)-d) (設備更新権限を有する者が、本同意をする事業所の所在地を記入する。なお、テナント等で申請の場合は、テナント等が入居する階数等を記入する。複数階の場合は、全て記入する。)
1-(2)ア-e	申請者の住所	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「申請(届出)者」と同じ申請者の住所・氏名を記入する。(p.89の1-(1)-c) (設備更新権限を有する者から、都内中小クレジットの申請者となり、都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得る者の住所・氏名を記入する。)
1-(2)ア-f	申請者の氏名	
1-(2)ア-g	対象削減対策項目	記入不要(下図の書類を参考に別添してもよい。)
1-(2)ア-h	対象期間	記入不要(下図の書類を参考に別添してもよい。)
1-(2)ア-i	連絡先	本申請に関する東京都からの問い合わせについて、対応ができる者の連絡先を記入する。
1-(2)ア-j	※受付欄	記入不要

対象削減対策項目及び対象期間の別添イメージ(様式は任意。下イメージ参照)

「都内中小クレジットの申請に係る同意書」の別添

1. 対象削減対策項目
対象となる削減対策項目は、別添の工事契約書に示すとおり。
2. 対象期間
対象期間は、本申請日から、対策実施の年度の6年後の年度末までとする。

イ テナント等事業者が申請を行う場合

都内中小クレジットでは、エネルギー使用量を計量できることを条件としてテナント単位、区分所有者等建物の一部を事業所範囲とすることができる。

本様式は、テナント等事業者が申請を行う場合に必要書類である。

第5号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

		年 7 月 30 日	1-(2)イ-a
東京都知事 殿		申請（届出）者	1-(2)イ-b
		住 所 東京都新宿区●●丁目×番A号	
		氏 名 A株式会社	
		代表取締役 AA AA	
		〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕	
都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書			
<p>私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イに規定する都内削減量について、次のとおり、テナント・区分所有者等である申請者が次の事業所を都内中小クレジットの事業所範囲として申請することに同意するので、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により届け出ます。</p> <p>なお、当該事業所を別の者に譲渡する場合は、本同意が承継されることを新たな所有者に説明します。</p>			
事業所の名称	レストラン東京都（東京都〇〇ビル）		1-(2)イ-c
事業所の所在地	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号 （東京都〇〇ビル△階、□階）		1-(2)イ-d
申請者の住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号		1-(2)イ-e
申請者の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	東京都不動産株式会社 代表取締役 東京 太郎		1-(2)イ-f
事業所範囲	別添のとおり		1-(2)イ-g
連絡先	東京都新宿区●●丁目×番A号 A株式会社 不動産管理部 東京A子 （電話番号 33-3333-3333 ）		1-(2)イ-h
※受付欄			1-(2)イ-i

番号	項目	記入方法
1-(2)イ-a	届出年月日	この届出書を東京都へ提出する日を記入する。
1-(2)イ-b	住所・氏名	建物所有者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入する。 建物所有者が複数等の場合は、それぞれ作成すること。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。
1-(2)イ-c	事業所の名称	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「事業所の名称」と同じ名称を記入する。(p.89の1-(1)-d) (テナント等事業者が申請する事業所の名称を記入する。テナントの事業所名称を記入し、入居するビル等の名称を括弧内に記入する。)
1-(2)イ-d	事業所の所在地	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「事業所の所在地」と同じ所在地を記入する。(p.89の1-(1)-d) (テナント等事業者が申請する事業所の住所を記入する。テナント等が入居する階数等を記入する。複数階の場合は、全て記入する。)
1-(2)イ-e	申請者の住所	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「申請(届出)者」と同じ申請者の住所・氏名を記入する。(p.89の1-(1)-c)
1-(2)イ-f	申請者の氏名	(建物所有者が申請について同意する者の住所・氏名を記入する。)
1-(2)イ-g	事業所範囲	記入不要(p.102,103の別添資料にあたる。)
1-(2)イ-h	連絡先	本申請に関する東京都からの問い合わせについて、対応ができる者の連絡先を記入する。
1-(2)イ-i	※受付欄	記入不要

(3) 中小規模事業所の概要と事業所範囲が分かる書類

ア 概要が分かる書類

事業所の概要が分かる書類として、事業所パンフレット等を提出すること。

イ 申請する事業所範囲の延床面積又は事業所の床面積が分かる書類

申請する事業所範囲の延床面積等が分かる書類として、しゅん工図書、建築基準法による検査済証のいずれか1つの写しを提出すること※。

建物全部から一部分を除いた場合は、除く部分の床面積が分かる書類として、賃貸借契約書等の写しを提出すること。

※ しゅん工図書、建築基準法による検査済証のいずれも紛失などの理由により提出できない場合は、登記事項証明書等の提出に替えてもよい。

ウ 事業所範囲が分かる書類

(ア) 事業所範囲を示す図面

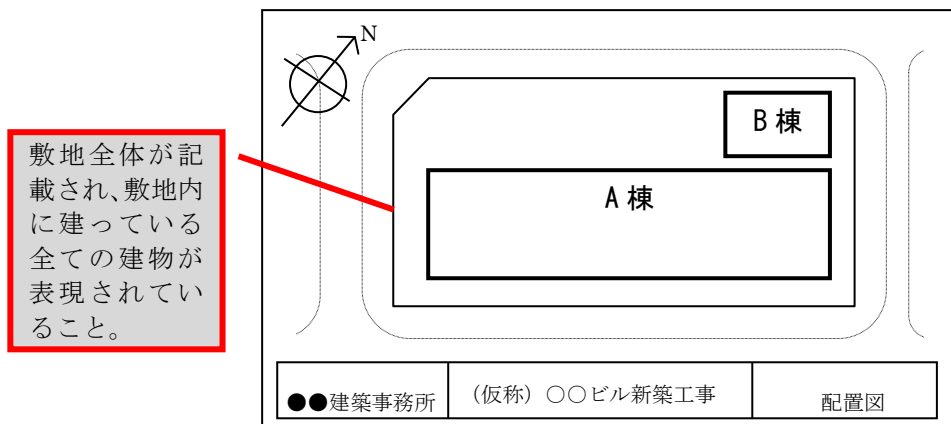
本書類は、申請範囲を確認するための書類である。事業所範囲はメーターの計量範囲に合わせて設定し、「第1号様式その2 2 認定申請の範囲」で選択した認定申請の単位に従って、下記の書類を提出すること。配置図・平面図ともに、既存の資料（しゅん工図等の写し）で構わない。

認定申請の単位	事業所範囲を示す図面	
	配置図※1	平面図※2
(1) 建物全部の場合 (エネルギー使用量は親メーターのみで計量)		必要 -
(2) 建物全部から一部分を除いた場合 (エネルギー使用量は親メーターの値から子メーターの値を差し引く。)		必要 除く部分が入った階のみ必要※3
(3) 建物内的一部分の場合 (エネルギー使用量は子メーターで計量)		- 申請する部分が入った階のみ必要※4

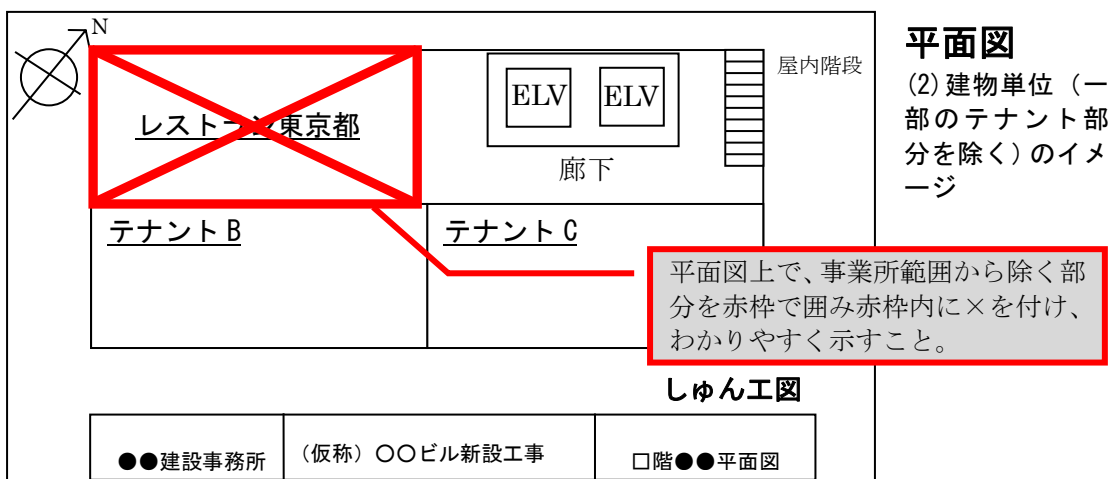
※1 配置図…敷地全体が記載され、敷地内に建っている全ての建物が表現されている図

※2 平面図…各階の形状や壁位置、室名などが記載されている図

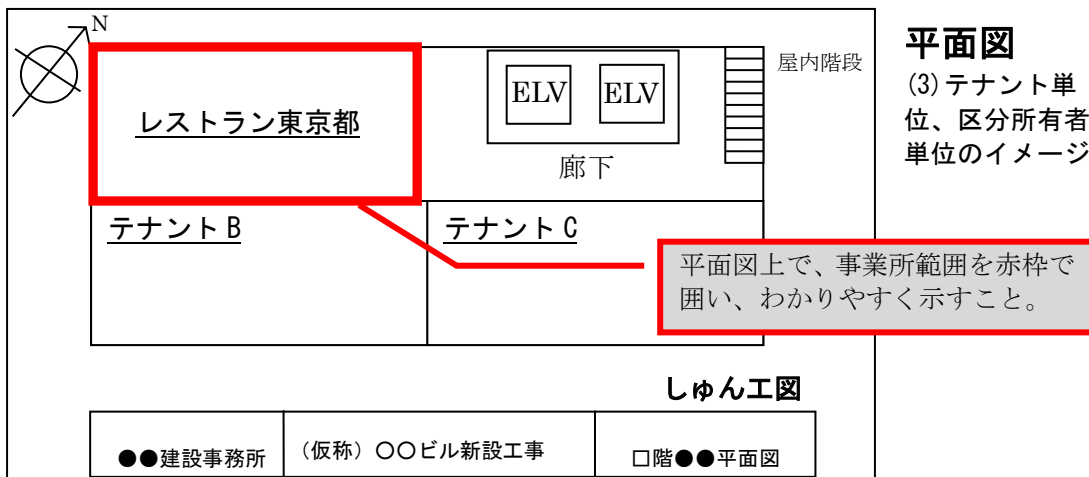
配置図 (建物単位のイメージ)



※3 事業所範囲から除く範囲を赤枠で囲み赤枠内に×を付ける。



※4 事業所範囲として申請するテナント又は区分所有者部分のみ赤枠で囲む。



(イ) 最新の電力の購買伝票等の写し

本書類は、事業所の所在地及び計量メーターを確認するための書類である。電力に係る最新の月の購買伝票等を提出すること。テナント等の申請の場合は、賃貸借契約書等にて事業所の所在地が確認出来れば提出は不要である。

事前届に記載された申請事業所の所在地及びお客さま番号と整合がとれていること。

◆電力及び都市ガスの例
高圧受電の例

電力使用量 (kWh)

東京都〇〇ビル 様

使用場所 新宿区西新宿〇丁目△番□号

請求予定金額 173,775円

使用量 13,343kWh

契約電力 33kW

電力量計	その他季節間	夏季	夜間	夏季ピーク
当月指示数	0582.15	0215.00	0897.00	0054.86
前月指示数	0581.05	0198.03	0857.06	0049.79
乗率(倍)	1.03	× 240	× 240	× 240
修正				
計量器前計量値	262.40	4,783kWh	7,114kWh	1,174.00
電力算出	方算用有効	方算用算及	当月新算数	0.119
当月非算及	1045.74	0001.81	乗率(倍)	× 240
当月非算引	1011.17	0001.81	修正	
乗率(倍)	× 240	× 240	当月最大需電力(kWh)	29
算出			計量器前計量値(kWh)	29
電力			契約電力(kWh)	100
計			当月力率(%)	
二使用電力	5,033kWh	0kWh	契約全受電力(kWh)	
過去1ヶ月の最大受電電力の	33kW			
うち繰り上げ電				

見本

計量番号(下3桁) 242

毎月費調整のお知らせ (1kWhあたり)

10月(当月)分 -2.13円

11月(翌月)分 -2.64円

翌月分は当月分と比較 +0.15円

今月分 計量日 10月2日

算出予定日 10月15日

次期算出予定日 11月2日

00000-00000-0-00

東京電力株式会社

〇〇支社(000)

〇〇支社(000)

検計員

(4) 削減対策項目に係る工事契約書の写し

本書類は、①提出日が要件に適合しているかの確認、②中小クレジットに係る設備導入対策の工事が契約されていることの確認のための書類である。設備導入対策が確認できれば、契約書全部を提出する必要はないものとする。テナント等の申請の場合は、本書類でテナント等が設備更新権限を有することの確認を行うので、当該テナント等が発注者であることが確認できること。

<イメージ>

<h2 style="margin: 0;">工 事 請 負 契 約 書</h2>	
発注者	A株式会社 と
請負者	●●
この契約書に従い、明細のとお	
1. 工事名	新宿●●ビルにおける高効率パッケージ形空調 および高効率照明の導入工事
2. 工事場所	東京都新宿区西新宿二丁目
3. 工期	年7月1日～年3月1日
4. 引渡しの時期	年3月1日
5. 支払い方法	事前届が、工事契約日から当該工事しゅん工予定日の 20 日前までに提出されていることが確認できるよ う、工期が明確に分かることが重要となる。
発注者 連絡先	A株式会社 東京都新宿区●●丁目×番 A 号
請負者 連絡先	●●建設事務所 東京都●●区●●丁目
工事契約書の中で、都内中小クレジット算定ガイドラインに定める設備導入対策であることが明確に分かる必要がある。表題で判断できない場合は、内訳を示す部分が必要となる。 なお、設備導入対策であることが分かれば、契約書全部を提出する必要はないものとする。	

(5) 設備更新権限を有することが分かる書類

ア 建物所有者等の申請の場合

本書類は、①事業所の確認、②設備更新権限の確認のための書類である。

建物所有者等の申請の場合は、①②を登記事項証明書(写しでも可とする。)で確認する。建物の所有が分かる証明書を提出すること(土地の所有が分かる証明書は提出不要とする。)

なお、会社名等の変更により、一部不整合になっている場合は、会社名等の変更した理由が分かる書面を提出する必要がある(ホームページ等に公表している資料が望ましい。)

未登記等の場合は、代替資料として「固定資産税納税通知書(課税明細書を含む。)」の写し等を提出すること。

<イメージ> 登記事項証明書

専用部分の家屋番号		○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
表題部 (主である建物の表示)		調整	●年●月●日	所在図番号
所在	東京都新宿区西新宿二丁目		余白	
建物の名称	新宿●●ビル		余白	
①構造	②床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建	1階 1066	82	昭和●●年●月●日新築	
	2階 114	51		
	3階 1183	77		
	4階 1137	49		
	5階 1026	80		
	地下1階 1160	35		

事前届に記載された申請事業所の所在地及び名称と整合がとれていることが重要となる。

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	●●年●月●日 第△△△号	A株式会社
2	1番所有権更正	●●年●月●日 第△△△号	A株式会社

権利者が申請者であることが重要となる。これにより、申請者が建物所有者であり、設備更新権限を有することが確認される。

権利部 (関係する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	●●年●月●日 第△△△号	A株式会社

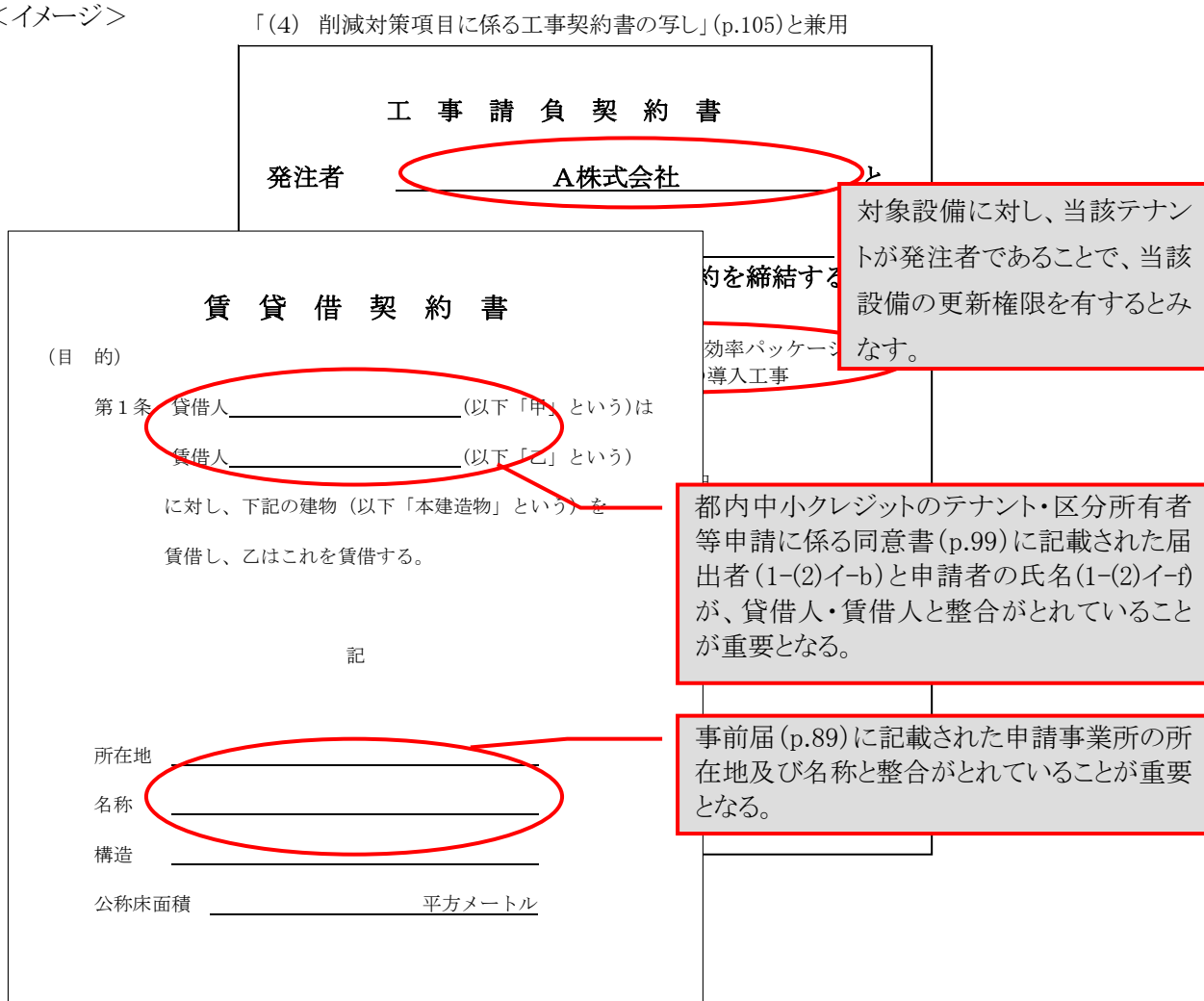
イ テナント等の申請の場合

本書類は、①事業所の確認、②設備更新権限の確認のための書類である。

テナント等の申請の場合は、①事業所の確認のための「賃貸借契約書」等、②設備更新権限の確認のための当該工事契約書の写し(テナント等が発注者であり、対象設備名が記載されていること)等を提出する必要がある。ESCO 等でテナントが発注者でない場合は、工事の発注者とテナントとの関係を示す書類(例:ESCO 契約書の写し)等を提出すること。

また、「都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書」の提出が必要となる。

<イメージ>



(6) その他東京都が必要と認める書類

必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

第2章 検証時における提示書類と作成方法等

検証時における提示書類を次に示し、項目ごとの作成方法等を次頁以降に記載した。

項目	媒体	提示	頁
(1) 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書(第一号様式)の写し	紙	事前	p.109
(2) 都内中小クレジット事業所範囲認定通知書(事業所範囲を示す添付書類も含む。)	紙	事前	p.110
(3) 都内中小クレジット算定書(第3号様式)※1	紙及び電子	事前	p.111
(4) 中小規模事業所の概要	紙	事前	p.112
(5) エネルギー使用量が確認できる購買伝票等	紙及び PC画面	現地	p.112
(6) 用途別床面積の算定根拠が分かる書類	紙	事前	p.113
(7) 削減対策項目の実施後の内容が分かる書類※2	紙	事前	p.113
(8) 2回目以降の検証の場合にあつては、前回までの検証の検証結果報告書(検証機関が作成したもの)、算定書(検証機関の押印のあるもの)及び前回までの削減量認定申請時の算定書(東京都の審査済印があるもの)の写し	紙	事前	p.115
(9) 対策後のエネルギー使用量を使用する場合にあつては、計量実績等を示す書類	紙	現地	p.116
(10) その他検証に必要な書類	紙	現地	p.118

※1 検証結果報告書に添付するため、検証機関に提出すること。

※2 設備機器等の設置年度、仕様、配置が分かるしゅん工図、機器完成図、工事記録、工事工程表、工事完了届等とする。しゅん工図等で、算定書と削減対策の整合性が確認できない場合は、整合性を示す書類(集計表、対応表等)が必要

(1) 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書(第一号様式)の写し
 事前届時に東京都に提出した「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書(第1号様式)」の写しを検証機関に提示する。

第1号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)

年 月 日

東京都知事 殿

申請(届出)者
 住 所 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号
 東京都不動産株式会社
 氏 名 代表取締役 東京 太郎

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イの都内削減量について、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により、都内中小クレジットの事業所範囲の申請及び削減量(見込)の届出を次のとおり行います。

事業所の名称	レストラン東京都(東京都〇〇ビル)	
事業所の所在地	新宿区西新宿〇丁目△番□号(東京都〇〇ビル△階、□階)	
事業所範囲	別添のとおり	
推計削減量見込み量	別添のとおり	
添付書類	別添のとおり	
連絡先	会社名	東京都不動産株式会社
	郵便番号	111-1111
	住所(所在地)	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号
	所属名	不動産管理部
	担当者名	東京 二郎
	電話番号	00-0000-0000
FAX番号	11-1111-1111	
E-アドレス	00@11.22.jp	
備考		
※受付欄		

第1号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その2

1 事業所の概要 ※お客さま番号等は、建築物の識別マーク(識別マーク)について記載してください。

事業所の名称	レストラン東京都(東京都〇〇ビル)		
事業所の所在地	新宿区西新宿〇丁目△番□号(東京都〇〇ビル△階、□階)		
主たる用途	商業施設(飲食)		
総床面積又は事業所の総面積[m ²]	2,000 m ²		
事業所の 電気設備情報	電力会社名等	〇〇電力	
	お客さま番号等	1111-1111-1111	
	ガス会社名等	△△ガス	
	お客さま番号等	2222-222-2222	

2 測定申請の範囲 ※申請する予定の申請の単位をチェックを入れてください。

測定申請の単位	<input type="checkbox"/>	建物全体
	<input type="checkbox"/>	建物全体の一部を除去
	<input checked="" type="checkbox"/>	建物内の一部份

建物全体の一部を除去する場合、及び、建物内の一部份の場合は、申請範囲の府並みの削減率を記載すること。
 (例) 建物の専有部の削減率、建物のテナント部分の削減率など

3 推計削減量(見込)

650	tCO ₂
-----	------------------

事前届の写し

(2) 都内中小クレジット事業所範囲認定通知書（事業所範囲を示す添付書類も含む。）
 都内中小クレジット事業所範囲認定通知書とは、事前届時に東京都から通知された書類である。
 事業所範囲認定通知書には、認定範囲の図面が添付されているので、その書類も提示すること。

認定範囲の図面が添付されている。

別紙			
<p>都内中小クレジット事業所範囲認定（認定拒否）通知書</p> <p style="text-align: right;">環都総第●●号 ●●年 ● 月 ● 日</p> <p>B株式会社 東京太郎 殿</p> <p style="text-align: center;">東京都知事</p> <p>年1月11日付けで申請のあった都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書の事業所範囲について、総量削減義務と排出量取引制における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により次のとおり 認定 したので、同ガイドラインの規定により通知します。 認定拒否</p>			
事業所の名称	新宿●●ビル		
事業所の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目		
事業所番号	●●●●		
事業所範囲	<p>① 別紙のとおり、事業所範囲を認定します。</p> <p>② 事業所範囲として認められません。</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">理由</td> <td></td> </tr> </table>	理由	
理由			
備考			

(4) 中小規模事業所の概要

事前届時の(3)アと同じ。p.101参照。事業所の概要が分かる書類として、事業所パンフレット等を提示すること。

(5) エネルギー使用量が確認できる購買伝票等

エネルギー使用量を確認するため、購買伝票等を現地検証の際に提示すること。検証対象となる年度の全月の購買伝票等を用意すること。

◆電力及び都市ガスの例
高圧受電の例

電力使用量 (kWh)

見本

東京電力株式会社

請求予定金額 179,775円
使用量 13,943kWh

電力種別	契約電力	契約電圧	業務用季節別
夜間	33kW	240V	夏季ピーク
夜間	33kW	240V	夏季ピーク
夜間	33kW	240V	夏季ピーク
夜間	33kW	240V	夏季ピーク

東京電力株式会社
00000-00000-0-00

出典:東京電力(株)

毎度東京ガスをご利用いただきありがとうございます。

TOKYO GAS 東京ガス株式会社

お電話受付 1-999-999-9991

1-101 東京 太郎 様

ガス料金等口座振替預領収書

20年8月分 東京 太郎 様
領収金額 12,246円

都市ガス使用量 (m³)

1100

100

12,246円

東京ガス株式会社

出典:東京ガス(株)

(6) 用途別床面積の算定根拠が分かる書類

	事務所	商業施設 (飲食)	住宅	共用部	計
5階			200	100	300
4階	600			200	800
3階	600			200	800
2階	600			200	800
1階	445	155		200	800
地下1階				100	100
計	2,245	155	200	1,000	3,600
共用部案分	863.46	59.62	76.92	-	1,000.00
用途別床面積	3,108.46	214.62	276.92	-	3,600.00

事業所範囲認定通知書で認定された事業所範囲の面積と一致していること。

共用部の床面積を各用途の床面積で案分し、各用途へ加える。(詳細は p.135 参照)

(7) 削減対策項目の実施後の内容が分かる書類

設備機器等の設置年度、仕様、配置が分かるしゅん工図、機器完成図、工事記録、工事工程表、工事完了届等とする。しゅん工図等で、算定書と削減対策の整合性が確認できない場合は、整合性を示す書類(集計表、対応表等)が必要である。

<高効率パッケージ型空調機についての資料イメージ>

算定書(第3号様式)その7(p.146参照)の記載内容としゅん工図等との整合性が確認できること。

設置年度、機器の仕様が確認できること。

しゅん工図

機器記号	系統	型式	定格能力		消費電力		台数	設置場所
			冷房 kW	暖房 kW	冷房 kW	暖房 kW		
OPAC-1	事務室	室外機マルチタイプ	28.0	31.5	7.5	8.5	1	屋上
PAC-1-1	事務室	天井4方向	4.5	5.0	0.5	0.5	5	1階事務室
PAC-1-2	事務室	天井4方向	4.5	5.0	0.5	0.5	5	2階事務室

工事期間 △年△月△日～□年□月□日 ●●建設株式会社

機器完成図

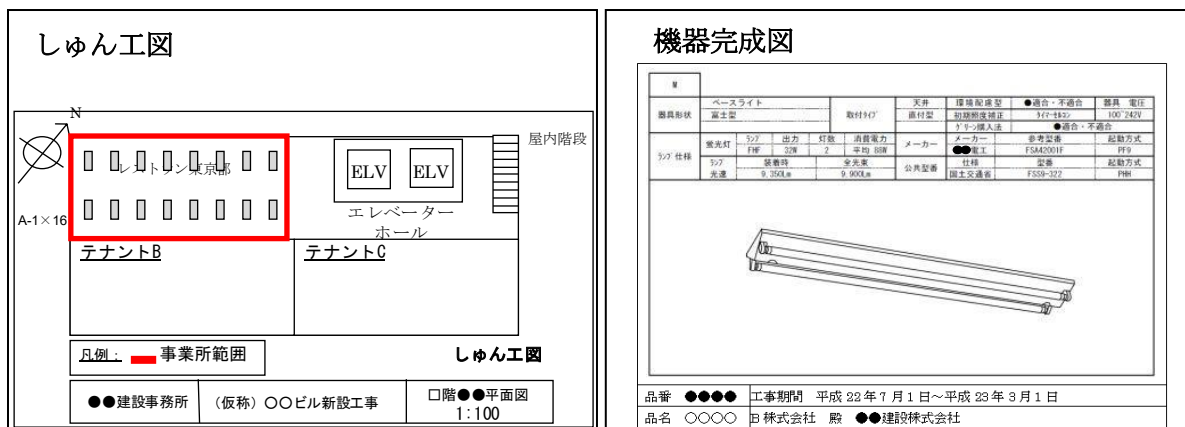
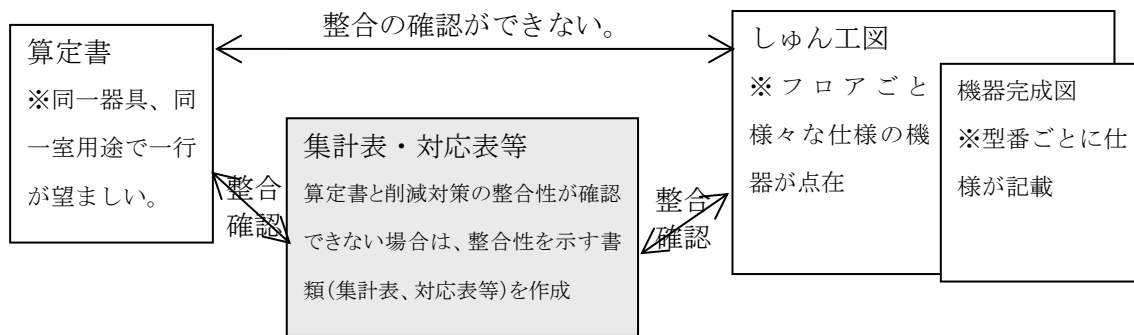
品番	仕様	設置場所	設置年度
OPAC-1	室外機マルチタイプ	屋上	△年△月△日
PAC-1-1	天井4方向	1階事務室	△年△月△日
PAC-1-2	天井4方向	2階事務室	△年△月△日

品番 ●● 工事期間 △年△月△日～□年□月□日
品名 ○○○○ B 株式会社 殿 ●●建設株式会社

＜高効率照明器具についての資料イメージ＞

算定書（第3号様式）その15（p.155参照）の記載内容としゅん工図等との整合性が確認できること。

照明器具の更新の場合、器具種類が多く算定書と削減対策の整合性が確認できない場合がある。その場合、整合性を示す書類（集計表、対応表等）が必要となる。



集計表、対応表等

算定書No.	器具記号	ランプ種類	型番	棟名	階	設置場所	室用途	ランプワット数 [W]	1台あたりの			台数
									灯数	定格光束 [lm]	消費電力 [w]	
1	A-1	LED(直管型)	〇〇-〇	A棟	1F	事務室	事務室			4000	55	16
2	B-1	FHF	〇〇-〇	A棟	1F	会議室	会議室	32	2		65	12
1	A-2	LED(直管型)	〇〇-〇	A棟	2F	事務室	事務室			4000	55	14
2	B-2	FHF	〇〇-〇	A棟	2F	応接室	会議室	32	2		65	8
3	C-1	LED(直管型以外)	〇〇-〇	A棟	1F	廊下	エントランスホール、廊下			1500	20	5
3	C-2	LED(直管型以外)	〇〇-〇	A棟	2F	廊下	エントランスホール、廊下			1500	20	5

算定書

No.	対策No.	実施年度	器具記号	室用途	削減対策内容												
					対策項目												
					ランプ種類				ランプワット数 [W]	1台あたりの灯数	1台あたりの定格光束 [lm]	1台あたりの消費電力 [W]	台数				
					直管形蛍光ランプ (FHF,FHO)	コンパクト形蛍光ランプ (FHT,FHP)	セマック/メタルハライドランプ	高圧ナトリウムランプ						LED (直管形)	LED (直管形以外)		
1	対策1	2010	A-1、A-2	事務室					○						4,000	55.0	30
	対策1	2010	B-1、B-2	会議室	○							32.0	2		65.0	20	
	対策1	2010	C-1、C-2	エントランスホール、廊下						○					1,500	20.0	10

(8) 2回目以降の検証の場合にあっては、前回までの検証の検証結果報告書（検証機関が作成したもの）、算定書（検証機関の押印のあるもの）及び前回までの削減量認定申請時の算定書（東京都の審査済印があるもの）の写し

2回目以降の検証の場合にあっては変更のない項目について確認するため、前回までの検証の検証結果報告書（検証機関の押印のある算定書を含む。）及び算定書（検証機関の押印のあるもの）が必要である。前回の検証以降に東京都へ削減量認定申請を行った場合は、東京都からの都内中小クレジット削減量認定通知書に添付された算定書（東京都の審査済印があるもの）も必要である。

前回までの検証結果報告書（検証機関が作成したもの）及び算定書（検証機関の押印のあるもの）

算定書 検証機関印

中央館より送付

東京都知事 殿 年 月 日

住所
氏名
〔個人にあつては業態・代表者の氏名〕

検証結果報告書

1 検証の対象

検証対象の種類	名称
検証先 事業所	所在地 都道府県

2 検証の対象年度

検証の対象年度 年度

3 検証を実施した登録施設情報

登録区分

登録番号 登録年月日 年 月 日

実業所の名称

実業所の所在地

部署名

氏名

検証担当者
登録番号 登録年月日 年 月 日

連絡先
電話番号
電子メール

4 削減相対の回避
検証先事業所が登録施設情報と異なり削減義務を有する事業所の設置
してきている事業所でないことその他の削減相対の回避の措置 確認済み

5 検証結果

検証結果	通 合	東京都による 審査済印
検証された削減 量・削減率、削減 の基準の削減率		

〔日本工業規格JIS X 4051〕

東京都からの都内中小クレジット削減量認定通知書に添付された算定書（東京都による審査済印があるもの）

算定書 東京都による審査済印

新7号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

都内中小クレジット削減量認定（認定拒否）通知書

東京都知事 殿 年 月 日

東京都知事

年 月 日付付で暫定的な都内中小クレジットに関する削減量については、削減義務発生と排出量取引制における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により次のとおり〔認定拒否〕したため、同ガイドラインの規定により通知します。

事業所の
名称

事業所の
所在地

事業所番号

1 次のとおり、都内中小クレジットに関する削減量を認定します。

都内中小クレジットに関する削減量

2 都内中小クレジットに関する削減量として認められません。

理由

備考

〔日本工業規格JIS X 4051〕

前回の検証以降に東京都へ削減量認定申請を行った場合

(9) 対策後のエネルギー使用量を使用する場合にあっては、計量実績等を示す書類

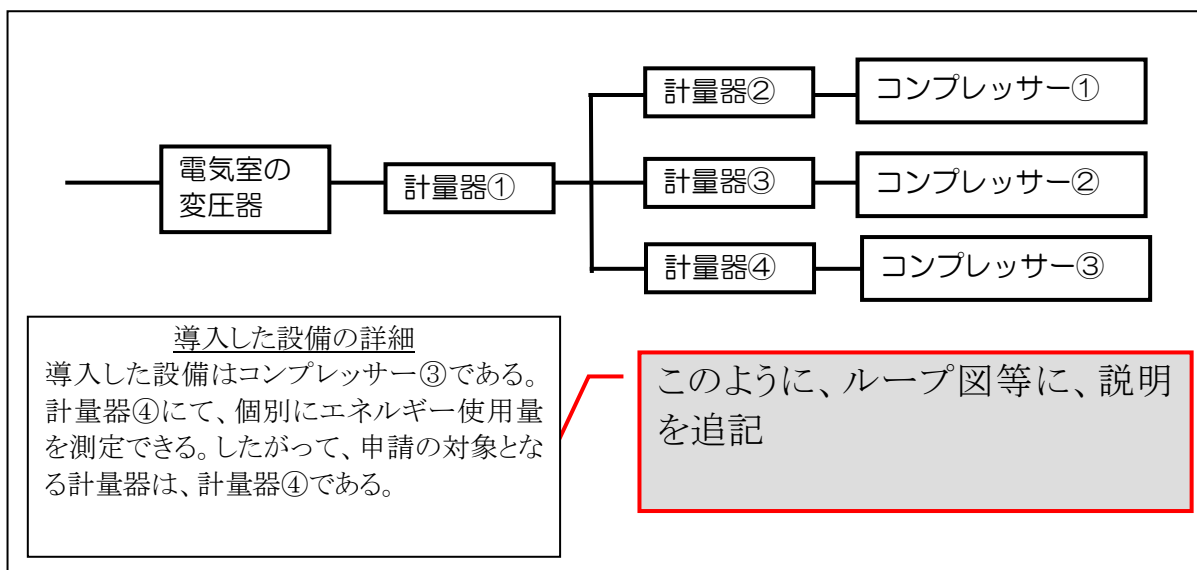
ア 計量器の仕様

計量器の種類、方式及び計量器の器差（精度又は誤差としても良い。）が記載されたカタログ、取扱説明書等を準備すること。

仕様	
計器の種類	電力量計A
形名	●●2VA
取付・接続方式	表面取付・表面接続
定格電力AC V	100
定格電流A	30 120
定格周波数Hz	50または60
使用温度	-10℃~40℃
誤差	±0.05% FS
製品質量kg	4.0

イ 計量器の設置方法

導入削減対策のエネルギー使用量のための計量を確認できるループ図等を準備すること。



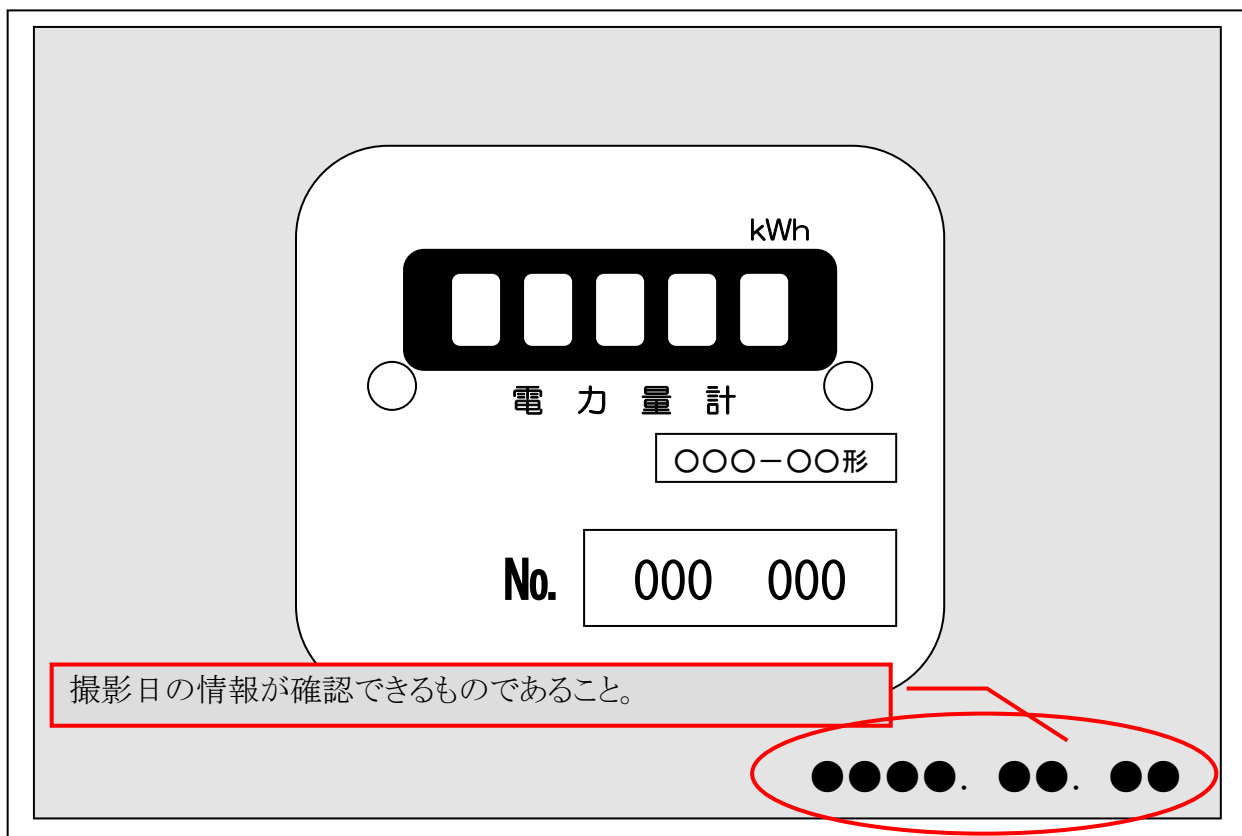
ウ 計量頻度及び計量値の記録

自動記録装置による月に1回以上の記録が望ましい。メーターの目視の場合は、月に1回以上記録されていることを次の2つの書類等で示すこと。

<メーターの目視の場合の記録の例>

		定期点検記録 (年度)											
		※測定は、毎月1回、月末に実施											
測定点	月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
測定点1 計量器②	指示値	101.0	123.0	120.0	125.0	132.0	143.0	156.0	123.0	137.0	143.0	123.0	119.0
	使用量	—	22.0	(3.0)	5.0	7.0	11.0	13.0	(33.0)	14.0	6.0	(20.0)	(4.0)
測定点2 計量器③	指示値	102.0	143.0	156.0	123.0	137.0	143.0	145.0	132.0	123.0	120.0	125.0	123.0
	使用量	—	41.0	13.0	(33.0)	14.0	6.0	2.0	(13.0)	(9.0)	(3.0)	5.0	(2.0)
想定点3 計量器④	指示値	134.0	142.0	129.0	123.0	120.0	125.0	165.0	143.0	156.0	123.0	137.0	143.0
	使用量	—	8.0	(13.0)	(6.0)	(3.0)	5.0	40.0	(22.0)	13.0	(33.0)	14.0	6.0
担当者		印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

ループ図(前ページ)との整合が確認できるものであること。



計量器の表示メーターの写真

(10) その他検証に必要な書類

検証項目を確認するため、必要に応じて別途資料の提示を求める場合がある。

例えば、テナント等の申請の場合で、申請事業所範囲とエネルギー使用量の計量範囲の整合性を確認するため、単線結線図、ガス供給系統図などの提示を求める場合などがある。

第3章 削減量認定申請時における提出書類と作成方法等

削減量認定申請時における提出書類を次に示し、項目ごとの作成方法等を次頁以降に記載した。

項目	媒体	部数	頁
(1) 都内中小クレジット削減量認定申請書(第2号様式)	紙(要押印)及び電子※4	1部	p.120 ～ p.122
(2) 都内中小クレジット算定書(第3号様式)	紙及び電子	1部	p.123
(3) 検証結果報告書(検証機関が作成したもの)	紙(検証機関の押印) (袋とじ)	1部	p.124
(4) 都内中小クレジット算定書(第3号様式)(検証機関が確認したもの)			
(5) 検証結果詳細報告書(検証機関が作成したもの)			
(6) 検証チェックリスト(検証機関が作成したもの)			
(7) 2回目以降の検証の場合にあつては、前回までの検証の検証結果報告書(検証機関が作成したもの)、算定書(東京都の審査済印があるもの)の写し	紙	1部	p.124
(8) 用途別床面積の算定根拠が分かる書類	紙	1部	p.125
(9) 削減対策項目の実施後の内容が分かる書類※1	紙	1部	p.125
(10) その他東京都が必要と認める書類	—	—	p.125
(11) 前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないことの誓約書※2	紙	1部	p.126
(12) 算定年度のエネルギー購入伝票等の写し※2	紙	一式	p.126
(13) 撤去した設備等が分かる書類※3	紙	1部	p.127

※1 設備機器等の設置年度、仕様、配置が分かるしゅん工図、機器完成図、工事記録、工事工程表、工事完了届等とする。しゅん工図等で、算定書と削減対策の整合性が確認できない場合は、整合性を示す書類(集計表、対応表等)が必要

※2 算定ガイドライン第3部第2章 3(2)に定めるところにより、検証を受けていないときは、(3)から(6)までに代えて、(1)及び(12)を提出する。

※3 本ガイドライン第4部第2章 2に定めるところにより、設備等を撤去した場合においては、(13)を提出する。

※4 提出媒体に「紙(要押印)」とあるものは、届出人による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用するものとする。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

(1) 都内中小クレジット削減量認定申請書 (第2号様式)

第2号様式 (都内中小クレジット算定ガイドライン)

年 10 月 1 日		2-(1)-a	
東京都知事 殿		2-(1)-b	
申請者	住 所 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号	2-(1)-c	
氏 名 東京都不動産株式会社	代表取締役 東京 太郎 ㊟		
〔法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地〕			
都内中小クレジット削減量認定申請書			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の1第1項第2号イの都内削減量の規定について、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により、都内中小クレジットの削減量の認定を次のとおり申請します。			
事業所の名称	レストラン東京都 (東京都〇〇ビル)	2-(1)-d	
事業所の所在地	新宿区西新宿〇丁目△番□号 (東京都〇〇ビル△階、□階)	2-(1)-e	
地球温暖化対策報告書制度に係る事業所番号	△□□□□-〇〇〇〇	2-(1)-f	
事業所番号	△△△△△	2-(1)-g	
都内中小クレジットに係る削減量	別添 (都内中小クレジット算定書) のとおり	2-(1)-h	
都内中小クレジット算定書	別添のとおり	2-(1)-i	
検証結果	別添のとおり	2-(1)-j	
連絡先	会社名	東京都不動産株式会社	2-(1)-k
	郵便番号	111-1111	
	住所(所在地)	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号	
	所属名	不動産管理部	
	担当者名	東京 二郎	
	電話番号	00-0000-0000	
	FAX番号	11-1111-1111	
	メールアドレス	00@11.22.jp	
備考			
※受付欄		2-(1)-l	

番号	項目	記入方法												
2-(1)-a	申請年月日	この申請書を東京都へ提出する日を記入する。												
2-(1)-b	申請者	プルダウンから選択する。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>プルダウン項目</th> <th>参考頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独で申請の場合</td> <td>申請者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>複数で申請の場合</td> <td>申請者(他の申請者は別紙「申請者一覧」のとおり)</td> <td>p.93、p.94 (事前届の例)</td> </tr> <tr> <td>代理人が申請の場合</td> <td>別紙「申請者一覧」記載の者の代理人</td> <td>p.95、p.96 (事前届の例)</td> </tr> </tbody> </table>	状況	プルダウン項目	参考頁	単独で申請の場合	申請者	—	複数で申請の場合	申請者(他の申請者は別紙「申請者一覧」のとおり)	p.93、p.94 (事前届の例)	代理人が申請の場合	別紙「申請者一覧」記載の者の代理人	p.95、p.96 (事前届の例)
		状況	プルダウン項目	参考頁										
		単独で申請の場合	申請者	—										
複数で申請の場合	申請者(他の申請者は別紙「申請者一覧」のとおり)	p.93、p.94 (事前届の例)												
代理人が申請の場合	別紙「申請者一覧」記載の者の代理人	p.95、p.96 (事前届の例)												
2-(1)-c	住所・氏名	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「住所・氏名」と同じ名称を記入する。(p.89～90 の 1-(1)-c) 事前届以降に名称等の変更があった場合は、提出した名称等変更届と同じ住所・氏名を記入する。 押印は、個人にあつては印鑑登録された印、法人にあつては、法務局に登録されている代表者の印を使用すること。												
2-(1)-d	事業所の名称	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「事業所の名称」と同じ名称を記入する。(p. 89～90 の 1-(1)-d) 事前届以降に名称等の変更があった場合は、提出した名称等変更届と同じ名称を記入する。 (なお、テナント等で申請(届出)の場合は、テナントの事業所名称を記入し、入居するビル等の名称を括弧内に記入する。)												

2-(1)-e	事業所の所在地	「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」の「事業所の所在地」と同じ所在地を記入する。(p. 89～90の1-(1)-d)事前届以降に所在地等の変更があった場合は、提出した名称等変更届と同じ所在地を記入する。 (なお、テナント等で申請(届出)する場合、テナント等が入居する階数等を記入する。複数階の場合は、全て記入する。)
2-(1)-f	地球温暖化対策報告書制度に係る事業所番号	地球温暖化対策報告書制度に係る事業所番号を記入する。
2-(1)-g	事業所番号	「都内中小クレジット事業所範囲認定通知書」の「事業所番号」と同じ番号を記入する。
2-(1)-h	都内中小クレジットに係る削減量	記入不要(別添として、算定書(第3号様式)を提出する。)
2-(1)-i	都内中小クレジット算定書	記入不要(別添として、算定書(第3号様式)を提出する。)
2-(1)-j	検証結果	記入不要(別添として、検証機関が作成した検証結果報告書、検証結果詳細報告書及び検証チェックリストを提出する。)
2-(1)-k	連絡先	本申請に関する東京都からの問い合わせについて、対応ができる者の連絡先を記入する。
2-(1)-l	※受付欄	記入不要

(2) 都内中小クレジット算定書 (第3号様式)

第4章 p. 133 から p. 169 参照

第3号様式の作成方法は、第4章

メイン入力シート
p.133 参照

エネルギー使用量シート
p.137 参照

検証時に検証機関が確認したもの
(再検証等あった場合は最終版)

削減対策項目シート(対策実施ページのみ記入)
p.139 から p.169 まで参照

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドラインその1)

都内中小クレジット算定書

事業者の概要

事業者番号: 11111
 事業者の名称: 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 事業所の名称: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 事業所の所在地: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 法人番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 法人種別: 株式会社
 設立年月(西暦): 〇〇〇〇年〇〇月
 経営者又は事業所の代表者: 〇〇〇〇〇〇〇〇
 電気事業者: 〇〇〇〇〇〇〇〇
 ガス事業者: 〇〇〇〇〇〇〇〇

用途別消費電力量

用途名	消費電力量(単位)
事務用	〇〇〇〇〇
営業用(物販)	〇〇〇〇〇
営業用(飲食)	〇〇〇〇〇
教育施設	〇〇〇〇〇
文化・娯楽施設	〇〇〇〇〇
その他	〇〇〇〇〇
合計	〇〇〇〇〇

削減対策項目と対策削減量算定表

区分	No.	削減対策項目	削減削減量(単位/年)				削減削減量(単位/年)				
			削減1	削減2	削減3	削減4	削減1	削減2	削減3	削減4	
1. 削減	1.1	機動車等整備後の導入	79.2				79.2				
1.2	1.2	機動車等整備前の導入	4.3	0.7			5.0	4.3	0.7		
1.3	1.3	機動車等整備前の購入	3.2	1.4			4.6	3.2	1.4		
1.4	1.4	空調機等の改良型機種の導入	35.2	13.7			50.4	35.2	13.7		
2. 空調											
3. 照明											
4. その他											

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その2

エネルギー使用量

No.	エネルギー種別	削減対策	削減削減量	削減削減率	削減削減率	エネルギー使用量											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	電気	LED照明	〇	〇	〇	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	4,000,000	
2	電気	LED照明	〇	〇	〇	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	4,000,000	
3	電気	LED照明	〇	〇	〇	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	4,000,000	
4	電気	LED照明	〇	〇	〇	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	4,000,000	
5	電気	LED照明	〇	〇	〇	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	4,000,000	
6	電気	LED照明	〇	〇	〇	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	4,000,000	

削減削減項目シート(対策実施ページのみ記入)

No.	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減項目																
				削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率	削減削減率					
1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
2	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
3	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
4	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
5	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
6	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(3)、(4)、(5) 及び (6)

(3) 検証結果報告書 (検証機関が作成したもの)

(4) 都内中小クレジット算定書 (第3号様式)

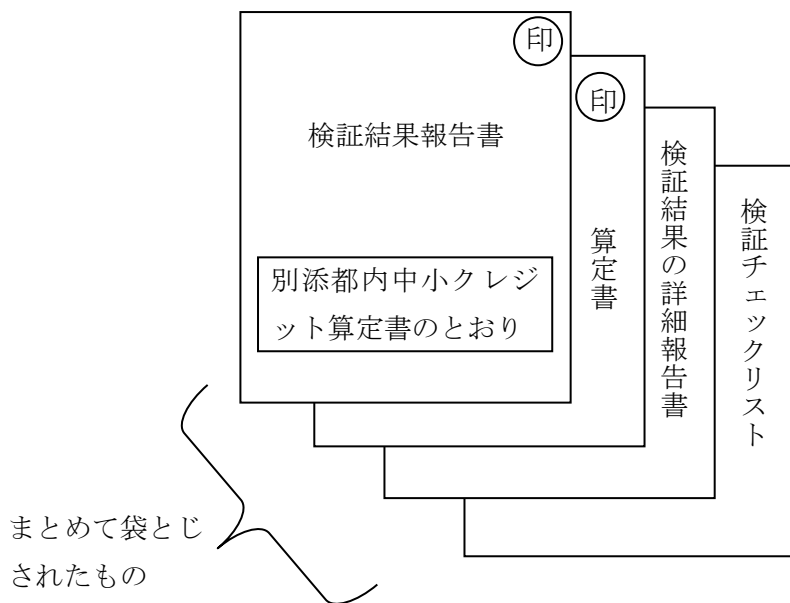
(検証機関が確認したもの)

(5) 検証結果詳細報告書 (検証機関が作成したもの)

(6) 検証チェックリスト (検証機関が作成したもの)

まとめて袋とじされたもの

(3)、(5)、(6) は、検証機関が作成したものである。検証機関が作成し押印した原本を東京都に提出すること。



(7) 2回目以降の検証の場合にあっては、前回までの検証の検証結果報告書 (検証機関が作成したもの) 及び算定書 (東京都の審査済印があるもの) の写し

算定書

東京都による
審査済印

東京都知事 殿

住所 _____

氏名 _____

(法人にあっては名称、代表者の氏名、所在地)
及び「またる」事務所(所在地)

検証結果報告書

1 検証の対象

検証対象の種類	
検証先 事業所	名称 _____ 所在地 _____ 指定番号 _____

2 検証の対象年度

検証の対象年度	年度 _____
---------	----------

3 検証を実施した登録識別番号

登録区分	
登録番号	登録年月日 _____ 年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所	設置先 _____
式名	
登録番号	登録年月日 _____ 年 月 日
連絡先	電話番号 _____ 電子メール _____ アドレス _____

4 別添報告書の添付

別添報告書(別添検証機関と新しい別添報告書を含む事業者の経営している事業所でないことその他の別添報告書の添付の届出) 確認済み

5 検証結果

検証結果	通	否	東京都事務課
検出された排出量削減率、削減の推進の程度等			

- (8) 用途別床面積の算定根拠が分かる書類
第2章(6) p.113 参照

- (9) 削減対策項目の実施後の内容が分かる書類
第2章 p113 から p114 まで参照

- (10) その他東京都が必要と認める書類
必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

(11) 及び (12)

(11) 前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないことの誓約書

(12) 算定年度のエネルギー購入伝票等の写し

前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、前回の検証時に確認された推計削減量を変更しないときは、(3) から (6) までに代えて、(11) 及び (12) を提出すること。(第3部第2章 3 (2) 参照)

(11) 前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないことの誓約書

東京都知事
●●●● 殿

年6月3日

住所 東京都新宿区●●●五丁目

氏名 B株式会社
代表取締役 東京太郎 **印**

誓約書

私は、前回の検証時から、都内中小クレジットの算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないことをここに誓います。

誓約書の提出者は申請者

様式は任意 (左イメージ参照)

(12) 算定年度のエネルギー購入伝票等の写し

◆電力及び都市ガスの例
高圧受電の例

電力使用量 (kWh)

見本

契約種別	表所計季節別
契約電力	33kW
推計削減率	13.643%

出典：東京電力(株)

都市ガス使用量 (m³)

見本

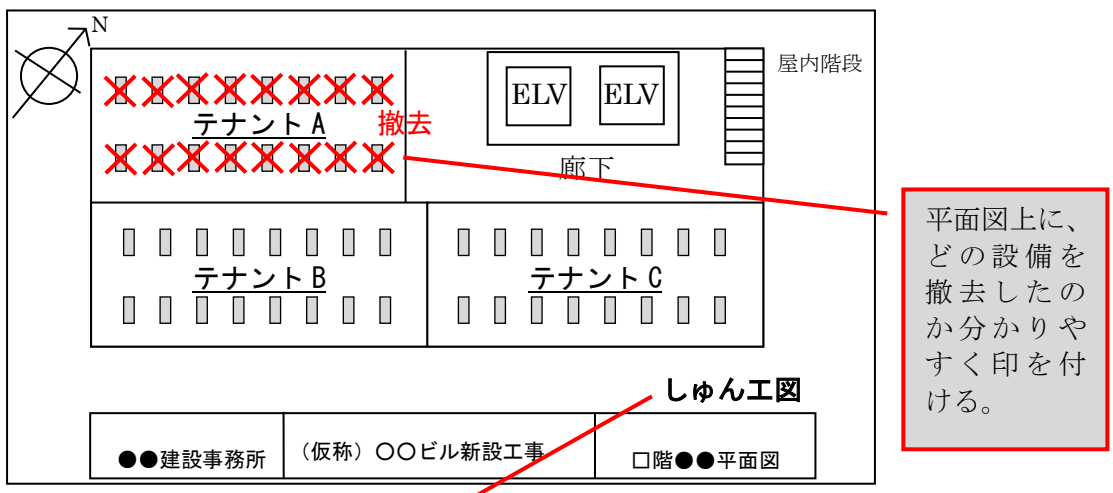
25年10月分 東京 太郎 様

12,246m³

出典：東京ガス(株) ホームページ他

算定年度のエネルギー購入伝票等の写し

(13) 撤去した設備が分かる書類



平面図上に、どの設備を撤去したのか分かりやすく印を付ける。

1 回目の削減量認定申請時に「削減対策項目の実施後の内容が分かる書類」として用いた書類が望ましい。

- 撤去した設備リスト
- ・ 第3号様式その7 (高効率パッケージ形空調機の導入)
 - No.4 機器記号 OPAC-4F-1 を1台撤去
 - ・ 第3号様式その15 (高効率照明器具の導入)
 - No.2 器具記号 C-2 を16台撤去
 - No.10 器具記号 D-1 を3台撤去
 - ・

撤去した設備について、算定書上のどの機器であるかを明記したリストにする。

第4章 算定書の作成方法等

1 算定書の概要

(1) 算定書の概要

算定書は、次の構成となっている。表 5.1 に算定書一覧表を示す。

ア 第3号様式その1

申請の概要、事業所の概要、用途別床面積、削減対策項目と対策削減量集計、基準排出量及び都内中小クレジット認定可能削減量を示す。

イ 第3号様式その2

中小規模事業所の各年度各月の電気・ガス等の購買伝票等ごとのエネルギー使用量を示す。

ウ 第3号様式その3からその25まで

中小規模事業所の削減対策項目ごとの工事内容及び対策削減量を示す。

本様式を作成する目的は、次に示すとおりである。

- ・削減対策項目に係る設備機器等の対策実施年度及び容量、台数等の仕様を把握する。
- ・削減対策項目の内容が都内中小クレジットの認定基準に適合するか判定を行う。
- ・削減対策の対策削減量を算定する。

表 5.1 算定書一覧表

様式	分類	頁
第3号様式その1	メイン_入力シート	p.133
第3号様式その2	エネルギー使用量	p.137
第3号様式その3	熱源機器	p.141
第3号様式その4	冷却塔	p.143
第3号様式その5	空調用ポンプ	p.144
第3号様式その6	空調用ポンプの省エネ制御	p.145
第3号様式その7	パッケージ形空調機	p.146
第3号様式その8	空調機	p.148
第3号様式その9	全熱交換器	p.149
第3号様式その10	ファン	p.150
第3号様式その11	空調の省エネ制御（外気負荷の抑制）	p.151
第3号様式その12	空調の省エネ制御（空気搬送動力の低減）	p.152
第3号様式その13	空調の省エネ制御（水搬送動力の低減）	p.153
第3号様式その14	換気の省エネ制御	p.154
第3号様式その15	照明器具	p.155
第3号様式その16	誘導灯	p.158
第3号様式その17	変圧器	p.159
第3号様式その18	照明の省エネ制御	p.160
第3号様式その19	給湯システム	p.162
第3号様式その20	エレベーターの省エネ制御	p.163
第3号様式その21	エアコンプレッサー	p.164
第3号様式その22	その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファン	p.165
第3号様式その23	冷凍冷蔵設備	p.166
第3号様式その24	工業炉	p.167
第3号様式その25	ガラス等	p.169

(2) 算定ツールの概要

算定ツールは、25 枚のシートから構成されており、算定書のそれぞれのシートが該当している。

図 5.1 に算定ツールの各シートの構成とその目的を示す。

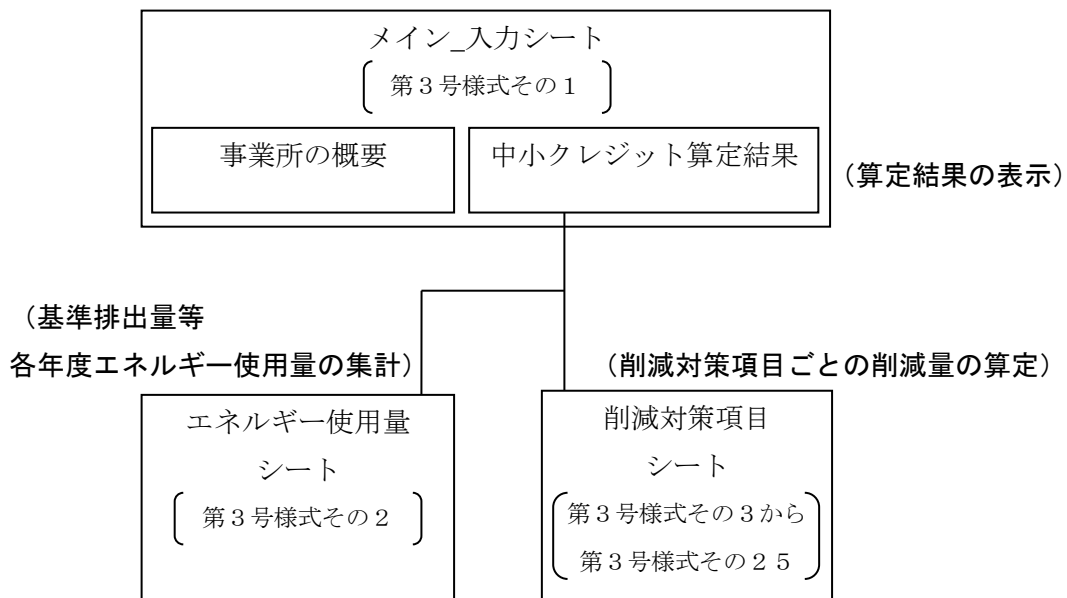


図 5.1 算定ツールのシート構成と目的

2 算定書の作成フロー

算定書の作成に当たっては、建物管理者や改修工事担当者等を算定書作成の責任者に定め、改修工事の施工業者の協力を得るなど組織的に対応することが望ましい。図 5.2 に算定書作成のフローを示す。

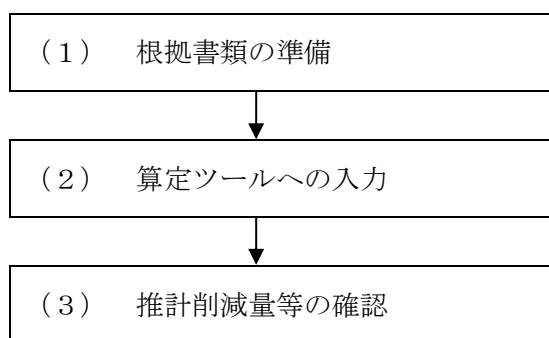


図 5.2 算定書作成のフロー図

(1) 根拠書類の準備

都内中小クレジット算定に必要となる、各年度各月のエネルギー使用量及び削減対策項目の内容が把握可能な根拠書類を準備する。

(2) 算定ツールへの入力

根拠書類に基づき、算定ツールへ必要事項を記入する。

(3) 都内中小クレジット算定結果の確認

算定ツールへの入力が終了すると推計削減量等が自動的にメイン_入力シートに表示される。

3 算定書の作成方法

算定書の作成方法は、次のとおりとする。各シートのだいたい色のセルには数値又は文字を記入し、黄色のセルにはプルダウンメニューから該当するものを選択する。

第3号様式その1 (メイン_入力シート)

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その1

都内中小クレジット算定書
ver. 2020.4.1

事業所の概要

事業所番号: [1111] 1-a

事業者の氏名: 東京環境不動産株式会社 代表取締役社長 東京 太郎 1-b

事業所の名称: 東京不動産ビルディング

事業所の所在地: 東京都中央区東京1-1-1

主たる用途: 事務所 1-c

しゅん工年月(西暦): 1980年3月 1-d

床面積又は事業所の床面積: 10,050.00 m² 1-e

電気事業者: 東京電力 1-f

ガス事業者: 東京ガス

用途別床面積 ※床面積は、各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は共用部面積を専用部面積比で案分する。

用途名	含まれる用途	床面積 [m ²]
事務所	事務所、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設(事務所的なものに限る)、宗教施設 など	8,000.00
商業施設(物販)	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル など	2,000.00
商業施設(飲食)	飲食店、食堂、喫茶店 など	
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 など	
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 など	
医療施設	病院、大学病院 など	
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場 など	
その他	工場など	
合計	(住宅用途) 50.00 [m ²]	10,050.00

削減対策項目と対策削減量集計表

区分	No.	削減対策項目	対策削減量 [t-CO ₂ /年]										
			第二計画期間					第三計画期間					
			対策1	対策2	対策3	対策4以降	合計	対策1	対策2	対策3	対策4以降	合計	
1. 熱源・熱搬送設備	1.1	高効率熱源機器の導入	79.3				79.3	79.3					79.3
	1.2	高効率冷却塔の導入	4.3	0.7			5.0	4.33	0.7				5.0
	1.3	高効率空調用ポンプの導入	3.2	1.4			4.6	3.2	1.4				4.6
	1.4	空調用ポンプの変流量制御の導入	36.5	13.7			50.2	36.5	13.7				50.2
2. 空調・換気設備	2.1	高効率パッケージ形空調機の導入	27.7	53.0			80.6	27.7	53.0				80.6
	2.2	高効率空調機の導入	10.7	1.2			11.9	10.7	1.2				11.9
	2.3	全熱交換器等の導入	8.9	8.9			17.8	8.9	8.9				17.8
	2.4	高効率空調・換気用ファンの導入	1.9	1.4			3.3	1.9	1.4				3.3
	2.5	空調の省エネ制御の導入	130.4	69.1			199.5	130.4	69.1				199.5
	2.6	換気の省エネ制御の導入	1.7	8.6			10.3	1.7	8.6				10.3
3. 照明・電気設備	3.1	高効率照明器具の導入	26.6	17.6			44.2	26.6	17.6				44.2
	3.2	高輝度型誘導灯の導入	0.3	0.8			1.1	0.3	0.8				1.1
	3.3	高効率変圧器の導入	22.3	18.8			41.1	22.3	18.8				41.1
	3.4	照明の省エネ制御の導入	1.4	1.3			2.7	1.4	1.3				2.7
4. その他	4.1	高効率給湯システムの導入	2.7				2.7	2.7					2.7
	4.2	エレベーターの省エネ制御の導入	2.3	2.3			4.6	2.3	2.3				4.6
	4.3	高効率エアコンプレッサーの導入	0.4	0.3			0.7	0.4	0.3				0.7
	4.4	その他の高効率ポンプ・プロワファン等の導入	0.3	0.5			0.8	0.3	0.5				0.8
	4.5	高効率冷凍冷蔵設備の導入	22.4	13.2			35.6	22.4	13.2				35.6
	4.6	高効率工業炉の導入	30.7	9.2			39.9	30.7	9.2				39.9
	4.7	高性能ガラス等の導入	2.1	4.2			6.3	2.1	4.2				6.3
	合計	416.1	226.2			642.3	416.1	217.6				633.7	

都内中小クレジット算定結果

年度	発行開始年度	基準排出量決定年度	電気 使用量 [MWh/年]	都市ガス 使用量 [GJ/年]	LPG 使用量 [t/年]	A重油 使用量 [kl/年]	灯油 使用量 [kl/年]	熱使用量 [GJ/年]	その他 [GJ/年]	排出量 実績値 [t-CO ₂ /年]	基準 排出量 [t-CO ₂ /年]	算定年度 削減量 [t-CO ₂ /年]	推計 削減量 [t-CO ₂ /年]	都内中小 クレジット [t-CO ₂ /年]
2007年度以前														
2008年度	1-h		120							45				
2009年度			120							45				
2010年度		基準1	120							45				
2011年度			120							45				
2012年度			120							45				
2013年度		対策1	60							22	45	23	371	23
2014年度		基準2	60							22	45	23	371	23
2015年度		対策2	60							29	58	29	706	29
2016年度			60							29	58	29	706	29
2017年度			60							29	58	29	706	29
2018年度										29	29	29	248	29
2019年度										29	29	29	248	29
2020年度														
2021年度														
2022年度														
2023年度														
2024年度														
2025年度														
2026年度														
2027年度														
2028年度														
2029年度														

都内中小クレジット算定基準

算定年度削減量 : A 対策削減量 : B

① A=0の場合 都内中小クレジット=0

② A<B×1.1の場合 都内中小クレジット=A

③ 上記以外の場合 都内中小クレジット=B×1.1

推計削減量合計: 3,356 [t-CO₂]

都内中小クレジットを算定する年度: 2017年度 ~ 2021年度

都内中小クレジット

第一計画期間	0 [t-CO ₂]
第二計画期間	87 [t-CO ₂]
第三計画期間	0 [t-CO ₂]

133

1-a 事業所番号

事業所番号は、事業所範囲認定通知書において東京都から付与された事業所番号と同一の番号を記入する。

1-b 事業者の氏名、事業所の名称及び事業所の所在地

事業者の氏名、事業所の名称及び事業所の所在地は、事業所範囲認定通知書と同一のものを記入する。ただし、事前届以降に名称等の変更があった場合は、提出した名称等変更届と同じ内容を記入する。事業所の名称は、テナント等の場合は、テナントの事業所名称を記入し、入居するビル等の名称を括弧内に記入する。

1-c 主たる用途

主たる用途は、事務所、商業施設（物販）、商業施設（飲食）、宿泊施設、教育施設、医療施設、文化・娯楽施設、その他の中から、中小規模事業所全体の主たる用途を選択する。事業所内に複数の用途がある場合は、床面積、フロア数、エネルギー使用量のいずれかでおおむね過半を占める用途を主たる用途とする。用途は、原則として、検証時点の用途とする。

1-d しゅん工年月

しゅん工年月は、中小規模事業所内にしゅん工年月が異なる複数の建物がある場合、最も古い建物のしゅん工年月を西暦で記入する。

1-e 延床面積又は事業所の床面積

延床面積又は事業所の床面積は、事業所範囲認定通知書で認定された事業所範囲の面積を記入する。事業所範囲はメーターの計量範囲に合わせなければならない。

1-f 電力事業者、電力お客さま番号等、ガス事業者、ガスお客さま番号等

電力又はガスの購買伝票等に記載のある番号（お客さま番号等）を記入する。ガス会社は、中小規模事業所が契約している会社名を選択する。事業所範囲において電気又はガスの契約が複数ある場合は、欄に記入できるだけ記入する。

また、基準年度から申請年度までの期間において、電力事業者又はガス事業者に変更があった場合は、直近年度の会社名及びお客さま番号等を記入する。

テナント等の申請の場合で、子メーターのみで事業所範囲が特定される場合は、電力事業者、電力お客さま番号の欄は空欄とする。

1-g 用途別床面積

床面積は、前年度末時点の各用途の共用部分（駐車場を含む。）を含んだ床面積とする。複合用途の場合は全体共用面積を各用途の床面積比で案分したものを各用途の面積に加えた数値とする。ただし、共用部を含んだ各用途の面積が根拠書類によって明確に把握できる場合は、その値を用いてもよい。

原則として、床面積の合計の欄の数値が、延床面積又は事業所の床面積の欄の数値と等しくなるように記入する。用途は、原則として、検証時点の用途とする。

100 m²未満の床面積の用途は、主たる用途に含めてよいものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この欄は空欄とする（検証の対象外となる。）。

- ①対策削減量の算定において、簡易法を用いた推計値を利用する場合（第2部第2章 3 参照）
- ②対策削減量の算定において、実測値を利用する場合（第2部第2章 3 参照）
- ③対策削減量の算定において、メイン_入力シートの用途別床面積を用いない対策※のみ実施の場合

※対策削減量の算定にメイン_入力シートの用途別床面積を用いない対策

- 認定基準 No.3.1 高効率照明器具の導入
- 認定基準 No.3.2 高輝度型誘導灯の導入
- 認定基準 No.3.3 高効率変圧器の導入
- 認定基準 No.3.4 照明の省エネ制御の導入
- 認定基準 No.4.2 エレベータの省エネ制御の導入
- 認定基準 No.4.3 高効率エアコンプレッサーの導入
- 認定基準 No.4.4 その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファンの導入
- 認定基準 No.4.5 高効率冷凍冷蔵設備の導入
- 認定基準 No.4.6 高効率工業炉の導入
- 認定基準 No.4.7 高性能ガラス等の導入

1-h 発行開始年度

発行開始年度は、実施した削減対策に対応する都内中小クレジットの発行を開始する年度のことをいい、削減対策項目の実施年度又はその翌年度のいずれかを選択することができる。選択した年度の欄に、該当する対策 No.をプルダウンメニューから選択する。

削減対策の実施年度からクレジットを算定する場合は、対策後のエネルギー使用量が1年間計量できないため、推計削減量が少なくなる場合がある。

対策 No.は、発行開始年度ごとに共通の番号となる。ここで設定した対策 No.を第3号様式その3から第3号様式その25までで設定する。対策 No.は、削減対策項目を実施した順に付けるものとする。

なお、同一年度を実施した対策であっても、発行開始年度をそれぞれで異なるように設定する場合は、発行開始年度ごとに異なる対策 No.を設定することになる。

1-i 基準排出量決定年度

基準排出量決定年度は、削減対策項目実施年度の直近3か年度の中から自ら選択することができる。ただし、「第2部 第2章 都内中小クレジットの算定方法」に従い、追加で実施した2回目以降の削減対策項目の基準年度は、前回の削減対策項目実施年度以降の年度から選択するものとし、該当する対策 No. をプルダウンメニューから選択する。また、その他特殊な場合においても、「第2部 第2章 都内中小クレジットの算定方法」に従い、基準年度を選択する。

1-j 2007年度以前のエネルギー使用量

基準排出量決定年度を2007年度以前に設定している場合は、過去の算定書における各エネルギー種別ごとの年間エネルギー使用量を記入する。

1-k 都内中小クレジットを算定する年度

都内中小クレジットの削減量を初めて申請する場合は発行開始年度から算定年度削減量が算定された年度まで、2回目以降に申請する場合は、前回までに認定された年度の翌年度から算定年度削減量が算定された年度までを記入する。

例えば、発行可能期間が2012年度から2016年度の場合であって、途中2012年度の算定年度削減量が算定された時点で初回申請する場合は、2012年度～2012年度と記入する。

その後、2014年度の算定年度削減量が算定された時点で2回目の申請をする場合は、初回申請と重複しないように2013年度～2014年度と記入する。

第3号様式その2（エネルギー使用量シート）

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その2

エネルギー使用量																				
No.	エネルギー種別	メーター種別	除外対象	供給会社等	お客さま番号等	単位	年度	エネルギー使用量												
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	電気	親メーター		東京電力	00000-00000-0-00	kWh	2010	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
2	低圧ガス	親メーター		東京ガス	1000-000-0001	m ³	2010	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,400
3	電気	親メーター		東京電力	00000-00000-0-00	kWh	2011	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
4	低圧ガス	親メーター		東京ガス	1000-000-0001	m ³	2011	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,400
5	電気	親メーター		東京電力	00000-00000-0-00	kWh	2012	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
6	低圧ガス	親メーター		東京ガス	1000-000-0001	m ³	2012	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,400
7	電気	親メーター		東京電力	00000-00000-0-00	kWh	2013	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
8	低圧ガス	親メーター		東京ガス	1000-000-0001	m ³	2013	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
9	電気	親メーター		東京電力	00000-00000-0-00	kWh	2014	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
10	低圧ガス	親メーター		東京ガス	1000-000-0001	m ³	2014	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
11	電気	親メーター		東京電力	00000-00000-0-00	kWh	2015	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
12	低圧ガス	親メーター		東京ガス	1000-000-0001	m ³	2015	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
13	電気	親メーター		東京電力	00000-00000-0-00	kWh	2016	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
14	低圧ガス	親メーター		東京ガス	1000-000-0001	m ³	2016	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
15	電気	親メーター		東京電力	00000-00000-0-00	kWh	2017	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
16	低圧ガス	親メーター		東京ガス	1000-000-0001	m ³	2017	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				

2-a エネルギー種別、メーター種別、除外対象

事業所範囲が特定できるメーターのみを記入する。建物の一部（テナント単位、区分所有者単位等）を事業所範囲として申請する場合で、子メーターのみで事業所範囲が特定できる場合は、親メーターは記入しないものとする。親メーターと子メーターとを記入する場合で、子メーターによって建物の一部を認定申請の範囲から除外する場合は、該当する子メーターの「除外対象」欄に「○」を選択する。また、エネルギー使用に係る購買伝票等と整合するように作成する。購買伝票等ごとに、エネルギー種別及びメーター種別をプルダウンメニューから選択する。

2-b 供給会社等、お客さま番号等

供給会社等は、エネルギー種別が中圧ガス・低圧ガスの場合は、プルダウンメニューから選択し、他の場合は、直接記入する。お客さま番号等は、購買伝票等に記載の番号を記入する。

子メーターを記入する場合の供給会社等の欄には、子メーターの計量範囲のテナント等の名称を記入する。また、お客さま番号等の欄には、メーター番号等を記入する。

2-c 年度

年度は、購買伝票等ごとにプルダウンメニューから選択する。

2-d エネルギー使用量

エネルギー使用量は、端数処理せず、購買伝票等に記載されている値を記入する。また、エネルギー使用量は、年度ごとに月別に記入する。エネルギー使用量は、基準年度及び都内中小クレジット算定開始年度から都内中小クレジット申請期間終了年度までの期間を記入すること。

年間エネルギー使用量は各年度の4月分～3月分の購買伝票等の合計値とする。つまり、検針日が月途中であるために、請求された燃料等使用量が月始から月末の期間の燃料等使用量を示していない場合も、各月の購買伝票等に示された数値を合計した値を年間燃料等使用量とする。

購買伝票等がどの月の値であるかの判断は、次の考え方により行い、毎回の算定時で同じ考え方になるようにする。

表5.1 エネルギー使用量の該当月の判断

分類	燃料等の例	該当月の判断
連続のもの(配管等で連続的に供給されるもの)	電気、都市ガス、熱	請求書等の購買伝票に記載されている使用(請求対象)期間の日を含む月
不連続のもの(タンクローリー等で一定単位ごとに納入されるもの)	重油、軽油、灯油等の燃料	納入された日を含む月又は請求のあった日を含む月

第3号様式その3から第3号様式その25まで（削減対策項目シート）

1 各シートに共通する事項

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その15

No.	対策 No.	実施年度	器具記号	室用途	削減対策内容													削減削減量												
					ランプ種類								対策項目					省エネ率	年間点灯時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]								
					直管形蛍光灯HF (FHF,FHC)	コハク形蛍光灯HF (FHT,FHP)	タリクタリクランプ	高圧ナトリウムランプ	LED (直管形)	LED (直管形以外)	器具更新	ランプ交換	器具更新	ランプ交換	ランプワット数 [W]	1台当たりの灯数	1台当たりの定格光束 [lm]					1台当たりの消費電力 [W]	台数	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間				
1	対策1	2013	L-1	事務室	○												320	2	650	100	0.25	3,000	19,500		6,500	2.5	3.2	3.2		
2	対策1	2013	L-2	物販店舗					○										5,000	500	100	0.45	4,500	22,500		18,409	7.0	9.0	9.0	
3	対策1	2013	L-3	物販店舗															2,800	200	200	0.45	4,500	18,000		14,727	5.6	7.2	7.2	
4	対策1	2013	L-4	物販店舗								○							2,800	200	200	0.45	4,500	18,000		14,727	5.6	7.2	7.2	
5	対策2	2016	L-5	物販店舗								○							2,800	200	200	0.5	4,500	18,000		18,000	6.9	8.8	8.8	
6	対策2	2016	L-6	物販店舗								○	○						2,800	200	200	0	4,500	18,000						
7																														
8																														
9																														
10																														
11																														
12																														
13																														
14																														
15																														
16																														
17																														
18																														
19																														
20																														
21																														
22																														
23																														
24																														
25																														
26																														
27																														
28																														
29																														
30																														

削減対策項目シートの左側部分の各欄は、削減対策項目内容に係る部分で、文字又は数値を入力し、プルダウンメニューから適切な項目を選択する。右側部分の各欄は、対策削減量の計算に係る部分である。なお、対策削減量の算定には、メイン_入力シートの用途別床面積（簡易法等で入力不要の場合有り）、主たる用途、延床面積又は事業所の床面積が必要となるため、先にメイン_入力シートから記入する。原則として、クレジットの対象となる削減対策に係るもののみを記入する。

共通 a 対策 No.

対策 No.は、メイン_入力シートで設定した発行開始年度ごとに共通の番号である。削減対策項目ごとに対応する番号をプルダウンメニューから選択する。

例えば、空調、照明の対策を同一年度に実施し、発行開始年度を同一にする場合は、同じ対策 No.を選択する。また、発行開始年度を空調と照明で分ける場合は、実施年度を発行開始年度とする対策は「対策1」を、実施年度の翌年度を発行開始年度とする対策は「対策2」を選択する。さらに先行対策があり追加対策として行う場合は、「対策3」、「対策4」などを選択する。

共通 b 実施年度

当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度を西暦で記入する。

共通 c 対策項目

対策項目は、対策実施後に導入されたもの全てに「○」を選択する。
セルが赤色になる場合は、選択内容に誤りがあるため内容を修正する。

共通 d 対策後のエネルギー使用量実績値、対策後の電気使用量実績値

対策後のエネルギー使用量実績値、対策後の電気使用量実績値は、推計値を利用して算定する場合は空欄とし、実績値を利用して算定する場合は実績値を記入する。

その他

温水を製造する熱源で空調用、生産用又は昇温用の場合は、第3号様式その3（高効率熱源機器の導入）に記入する。また、給湯用又は空調・給湯兼用の場合は、第3号様式その3（高効率熱源機器の導入）又は第3号様式その19（高効率給湯システムの導入）に記入する。

注意

実際の設備機器の銘板等と根拠書類に不整合があった場合は、実際の設備機器の仕様を算定書に記入する。

2 第3号様式その3（高効率熱源機器の導入）

共通 b 3-d

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その3
高効率熱源機器の導入

No.	対策 No.	実施年度	機器記号	用途	機種	削減対象内容				対策項目								削減削減量			年間削減量 [t-CO ₂ /年]			
						冷凍能力 [kW]	加熱能力 [kW]	台数	エネルギー種別	1台当たりの定格エネルギー消費量		定格GOP 又は COP-効率		省エネ率		全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後のエネルギー使用量 推計値	対策後のエネルギー使用量 実績値	年間エネルギー削減量	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間	
										冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房							冷房
1	対策1	2013		空調用	ターボ冷凍機	4000		2	電気	65.00	kW		6.15	0.60	820		106.600	kWh/年		162.252	kWh/年	62.0	79.3	79.3
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								

3-a 機器記号

対策後の熱源機器の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

3-b 用途、機種

用途及び機種は、対策後の熱源機器に該当するものを選択する。

3-c 冷凍能力、加熱能力

冷凍能力又は加熱能力は、定格の冷凍能力又は加熱能力とし、温度条件は設計条件又は JIS 基準によるものとする。熱回収ヒートポンプユニット及び熱回収ターボ冷凍機の場合は、熱回収運転時の冷凍能力、排熱投入型直燃吸収冷温水機の場合は、排熱投入時の冷凍能力とする。

冷凍能力又は加熱能力は単位が指定されているため、別表 2「単位換算表」を用いて指定の単位に換算する。

3-d 台数

対策後の冷熱源機器及び温熱源機器の台数を記入する。

3-e エネルギー種別、1台当たりの定格エネルギー消費量

エネルギー種別は、該当するものを選択し、1台当たりの定格エネルギー消費量は、1台当たりの冷凍時エネルギー消費量及び1台当たりの加熱時エネルギー消費量を記入する。

冷凍時又は加熱時のエネルギー消費量は、定格冷凍能力又は定格加熱能力時のエネルギー消費量とし、電動系熱源機器の場合は、定格消費電力（ただし、定格消費電力が不明な熱源機器の場合のみ主電動機出力としてもよい。）を、燃焼系熱源機器の場合は、定格燃料消費量を高位発熱量換算した値を、蒸気吸収冷凍機の場合は、蒸気量を記入する。エネルギー消費量の単位は、該当するものを選択する。

3-f 対策後のエネルギー使用量実績値

工場の場合で、生産プロセス用に蒸気ボイラーを導入する場合は、対策後のエネルギー使用量実績値を必ず記入する。

3 第3号様式その4（高効率冷却塔の導入）

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その4
1.2 高効率冷却塔の導入

No.	対策 No.	実施年度	機器記号	種別	白煙防止形	冷却能力 [kW]	ファン電動機出力 [kW]	散水ポンプ電動機出力 [kW]	台数	対策項目					省エネ率	冷房全負荷相当運転時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]				
										ファン		散水ポンプ								省エネ率	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間	
										省エネ形(超低騒音形)相当品	モーター直結形ファン	プレミアム効率(IE3)モーター	高効率(IE2)モーター	プレミアム効率(IE3)モーター										高効率(IE2)モーター
1	対策1	2013	0-1	熱源用	○	6000	5.50		2	○					0.34	2,120	15,391		7,929	3.0	3.9	3.9		
2	対策1	2013	0-2	熱源用		6000	5.50		2			○			0.04	2,120	22,387		933	0.4	0.5	0.5		
3	対策2	2016	0-3	熱源用		6000	5.50		2		○				0.06	2,120	21,921		1,399	0.5	0.7	0.7		
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								

4-a 機器記号

対策後の冷却塔の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

4-b 種別

種別は、対策後の冷却塔の用途に該当するものを選択する。

4-c 白煙防止形

省エネ形（超低騒音形）相当品を導入した場合で白煙防止形であれば「○」を選択する。

4-d 冷却能力

冷却能力は、冷却塔本体の冷却能力を記入する。

4-e ファン電動機出力、散水ポンプ電動機出力

対策後の冷却塔のファン、散水ポンプの電動機出力を記入する。

4-f 台数

対策後の冷却塔の台数を記入する。

4 第3号様式その5（高効率空調用ポンプの導入）

共通 b

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その5

1.3 高効率空調用ポンプの導入

No.	削減対策内容										対策削減量							
	対策 No.	実施年度	機器記号	種別	電動機出力 [kW]	台数	対策項目			省エネ率	全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							永久磁石 (IPM) モーター	プレミアム効率 (IE3) モーター	高効率 (IE2) モーター		冷房	暖房				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2013	DP-1	冷水1次ポンプ	11.00	2	○			0.1	2,120	470	41,976		4,664	1.8	2.3	2.3
2	対策1	2013	CDP-1	冷却水ポンプ	11.00	2		○		0.04	2,120	470	44,774		1,866	0.7	0.9	0.9
3	対策2	2016	DP-2	冷却水ポンプ	11.00	2		○		0.06	2,120	470	43,842		2,798	1.1	1.4	1.4
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

5-a 機器記号

対策後の空調用ポンプの機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

5-b 種別

種別は、対策後の空調用ポンプの用途に該当するものを選択する。

5-c 電動機出力

対策後の空調用ポンプの電動機出力を記入する。

5-d 台数

対策後の空調用ポンプの台数を記入する。

5 第3号様式その6（空調用ポンプの省エネ制御の導入）

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）その6

1. 空調用ポンプの変流量制御の導入

No.	対策No.	実施年度	機器記号	種別	電動機出力 [kW]	台数	削減対策内容				省エネ率	全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							対策項目					冷房	暖房				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
							空調1次ポンプ変流量制御	冷却水ポンプ変流量制御	空調2次ポンプ変流量制御	空調2次ポンプの末端差圧制御									
1	対策1	2011	P-1	冷水1次ポンプ	11.00	2	○				0.45	2,120	470	25,652		20,988	8.0	10.3	10.3
2	対策1	2013	P-2	冷温水1次ポンプ	11.00	2	○				0.45	2,120	470	31,339		25,641	9.8	12.5	12.5
3	対策1	2011	P-3	冷水2次ポンプ	5.50	3			○		0.36	2,120	470	22,387		12,593	4.8	6.2	6.2
4	対策1	2013	P-4	冷温水2次ポンプ	5.50	3			○		0.36	2,120	470	27,350		15,385	5.9	7.5	7.5
5	対策2	2011	P-5	冷水2次ポンプ	5.50	3			○		0.36	2,120	470	22,387		12,593	4.8	6.2	6.2
6	対策2	2011	P-6	冷温水2次ポンプ	5.50	3			○		0.36	2,120	470	27,350		15,385	5.9	7.5	7.5
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

6-a 機器記号

対策後の省エネ制御が導入された空調用ポンプの機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

6-b 種別

種別は、対策後の省エネ制御が導入された空調用ポンプの用途に該当するものを選択する。

6-c 電動機出力

対策後の省エネ制御が導入された空調用ポンプの電動機出力を記入する。

6-d 台数

対策後の省エネ制御が導入された空調用ポンプの台数を記入する。

6 第3号様式その7（高効率パッケージ形空調機の導入）

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）その7
高効率パッケージ形空調機の導入

No.	共通 a		7-a		7-b		7-c		7-d		7-e		7-f		7-g		共通 d								
	対策 No.	実施年度	機器記号	種別	冷房能力 [kW]	暖房能力 [kW]	台数	エネルギー種別	対策項目		省エネ率	全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後のエネルギー使用量 推計値	対策後のエネルギー使用量 実績値	年間エネルギー削減量	年間削減量 [t-CO ₂ /年]								
									冷房 COP	APF-APF _o		冷房	暖房				冷房	暖房	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間				
1	対策1	2013	PAC-1	EHPその他	30.0	35.0	10	電気	8.00	9.00	3.82	450	○	0.35	0.37	820	400	101,600	kWh/年	56,597	kWh/年	21.6	27.7	27.7	
2	対策2	2016	PAC-2	EHP直吹形	30.0	35.0	10	電気	8.00	9.00	3.82	450	○	0.34	0.34	820	400	101,600	kWh/年	51,708	kWh/年	19.8	25.3	25.3	
3	対策2	2016	PAC-3	EHP直吹形	30.0	35.0	10	電気	8.00	9.00	3.82	450	○	0.35	0.37	820	400	101,600	kWh/年	56,597	kWh/年	21.6	27.7	27.7	
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									
22																									
23																									
24																									
25																									
26																									
27																									
28																									
29																									
30																									

7-a 機器記号

対策後の空気熱源パッケージ形空気調和機（ルームエアコンを含む。）、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機又は水熱源パッケージ形空気調和機の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

7-b 種別

種別は、空気熱源パッケージ型空気調和機及び水熱源パッケージ型空気調和機の場合は EHP 壁掛形、EHP 直吹形、EHP その他、電算室用から選択し、ガスヒートポンプ式空気調和機の場合は、GHP を選択する。直吹形とは、壁掛形及びダクト接続形以外の機種（天井カセット形、天井吊形等）を示す。

7-c 冷房能力、暖房能力

冷房能力及び暖房能力は、屋外機又は熱源機の JIS 基準の温度条件による定格値を記入する。

7-d 台数

対策後のパッケージ形空調機の台数を記入する。

7-e エネルギー種別、屋外機 1 台当たりの定格エネルギー消費量

エネルギー種別は、該当するものを選択し、屋外機 1 台当たりの定格エネルギー

消費量は、対策後のパッケージ形空調機の屋外機 1 台当たりの冷房時定格エネルギー消費量及び屋外機 1 台当たりの暖房時定格エネルギー消費量を記入する。

なお、GHP の場合は、ガス消費分のみを算定シートに記入し、稼動に要する電力消費量は記入しない。

氷蓄熱パッケージ形空調機の場合は、蓄熱非利用時の冷房・暖房能力及び消費電力を記入する。

直膨形空気調和機の場合、屋外機 1 台当たりの定格エネルギー消費量は、圧縮機の消費電力を記入する。なお、高効率空調機の認定基準を満たしている場合は、高効率空調機の導入のシート（第 3 号様式その 8）でも対策削減量が算定できる。

7-f APF・APF_p

EHP においては、通年エネルギー消費効率（APF）の値を記入し、GHP においては、期間成績係数（APF_p）を記入する。

なお、APF・APF_p の認定水準に適合しないパッケージ形空調機は COP での算定のみとなるが、メーカーカタログ等に APF・APF_p の表示がある場合は参考値として APF・APF_p の値を記入する。

7-g APF・APF_p 評価対象機器

APF 又は APF_p で算定したい場合は、対策後のパッケージ形空調機が、EHP の場合は APF、GHP の場合は APF_p の認定水準値に適合していることを確認し「○」を選択する。COP で算定したい場合は、空欄とする。

電算室用については、COP での算定のみとなるため、空欄とする。

7-h 冷媒蒸発温度制御評価対象機器

冷媒蒸発温度自動変更機能を有するパッケージ形空調機の場合は「○」を選択する。

その他

GHP と EHP を同一冷媒系統に接続し、連動制御を行うパッケージ形空調機（GHP + EHP 一体型システム）については、それぞれ独立した GHP と EHP を設置するものと見なして入力する。（種別は「GHP」と「EHP その他」を選択する。）

「7-c 冷房能力・暖房能力」欄には、GHP と EHP のそれぞれの冷房能力及び暖房能力を記入し、メーカーカタログ等に個別の冷房能力及び暖房能力の記載がない場合は、合計した冷房能力及び暖房能力を、GHP と EHP の比率が 2:1 となるように案分した数値を記入する。「7-e 定格エネルギー消費量」欄には、EHP は、GHP + EHP 一体型システムの消費電力を入力し、GHP は、GHP + EHP 一体型システムのガス消費量を記入する。「7-f APF・APF_p」欄には、GHP と EHP のそれぞれの APF または APF_p を記入し、メーカーカタログ等に個別の APF 及び APF_p の記載がない場合は、GHP と EHP の合算した APF_p を記入する。ただし、EHP には APF_p を二次エネルギー換算（ $\times 9.76 / 3.6$ ）した値を記入する。

7 第3号様式その8（高効率空調機の導入）

共通b

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）その8

No.	対策No.	実施年度	機器記号	送風量 [m³/h]	電動機出力 [kW]	台数	削減対策内容						省エネ率	全負荷相当 運転時間 [h/年]	対策後の 電気使用 量推計値 [kWh/年]	対策後の 電気使用 量実績値 [kWh/年]	年間電気 削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							対策項目											第一 計画期間	第二 計画期間	第三 計画期間
							ダブル プラグ ファン	プラグ ファン	モータ 直結形 ファン	永久磁石 (IPM) モータ	プレミアム 効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ								
1	対策1	2013	AHU-1	7,000	5.50	20						0.05	2,849	297,721		15,670	6.0	7.7	7.7	
2	対策1	2013	AC-1	4,000	3.70	10			○			0.05	2,849	100,142		5,271	2.0	2.6	2.6	
3	対策1	2013	AHU-2	4,000	3.70	2						0.04	2,849	20,239		843	0.3	0.4	0.4	
4	対策2	2016	AHU-3	4,000	3.70	2				○		0.06	2,849	19,818		1,265	0.5	0.6	0.6	
5	対策2	2016	AHU-3	4,000	3.70	2				○		0.06	2,849	19,818		1,265	0.5	0.6	0.6	
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				

8-a 機器記号

対策後のユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機又はシステム形空気調和機の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

8-b 送風量、電動機出力

対策後の空調機の送風量、電動機出力を記入する。

直膨形空気調和機の場合、電動機出力は、ファンの電動機出力を記入する。なお、高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たしている場合は、高効率パッケージ形空調機の導入のシート（第3号様式その7）でも対策削減量が算定できる。

8-c 台数

対策後の空調機の台数を記入する。

その他

システム形空気調和機の場合等、レタンファン又は排気ファンが空調機に組み込まれている場合は、行を分けてファンごとに電動機出力及び対策項目を記入すること。ダブルプラグファン、プラグファンを選択する場合は、モータ直結形ファンも選択する。

8 第3号様式その9（全熱交換器の導入）

共通 b 9-b 9-d

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その9

No.	削減対策内容						対策削減量												
	対策 No.	実施年度	機器記号	外気量 [m ³ /h]	排気量 [m ³ /h]	台数	対策項目			省エネ率	比エンタルピー差 [kJ/kg]		全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の熱負荷推計値 [MJ/年]	年間熱負荷削減量 [MJ/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							全熱交換器 エンタルピー制御 有り	全熱交換器 エンタルピー制御 無し	除加湿可能 全熱交換 機能付 外気処理機		冷房	暖房	冷房	暖房			第一 計画期間	第二 計画期間	第三 計画期間
1	対策1	2013	HEX-1	800	800	10		○		0.4	31.5	33.5	820	400	223,705	149,137	7.8	8.9	8.9
2	対策2	2016	AHEX-2	800	800	10		○		0.4	31.5	33.5	820	400	223,705	149,137	7.8	8.9	8.9
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

9-a 機器記号

対策後の全熱交換器等の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

9-b 外気量

外気量は、対策後の全熱交換器等の製品の定格外気量ではなく設計外気量を記入する。

9-c 排気量

排気量は、対策後の全熱交換器等の製品の定格排気量ではなく設計排気量を記入する。

9-d 台数

対策後の全熱交換器等の台数を記入する。

9 第3号様式その10（高効率空調・換気用ファンの導入）

共通 b

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その10

2.4 高効率空調・換気用ファンの導入

No.	削減対策内容										対策削減量							
	対策 No.	実施年度	機器記号	送風量 [m³/h]	電動機出力 [kW]	台数	対策項目				省エネ率	年間運転時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO₂/年]		
							モーター直結形ファン	永久磁石 (IPM) モーター	プレミアム効率 (IE3) モーター	高効率 (IE2) モーター						第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2013	FE-1.2	2,000	0.75	20					0.04	3,200	46,080		1,920	0.7	0.9	0.9
2	対策1	2013	FE-3	6,000	3.70	2					0.04	3,200	22,733		947	0.4	0.5	0.5
3	対策1	2013	FE-4	6,000	3.70	2					0.04	3,200	22,733		947	0.4	0.5	0.5
4	対策2	2016	FE-5.6	2,000	0.75	20			○		0.06	3,200	45,120		2,880	1.1	1.4	1.4
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

10-a 機器記号

対策後の空調・換気用ファンの機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

10-b 送風量、電動機出力

対策後の空調・換気用ファンの送風量、電動機出力を記入する。

10-c 台数

対策後の空調・換気用ファンの台数を記入する。

10 第3号様式その11（空調の省エネ制御の導入（外気負荷の抑制））

共通 b 11-b 11-d

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）その11

2.5. 空調の省エネ制御の導入（外気負荷の抑制）

No.	対策 No.	実施年度	機器記号	削減対象内容				対策項目			省エネ率	対策削減量				年間削減量				
				送風量 [m ³ /h]	外気量 [m ³ /h]	電動機出力 [kW]	台数	ウォーミングアップ時の外気遮断制御	CO ₂ 濃度による外気量制御	空調の最適起動制御		比エンタルピー差 [kJ/kg]	全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の熱負荷推計値 [MJ/年]	年間熱負荷削減量 [MJ/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]			
				冷房	暖房	冷房	暖房	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間										
1	対策1	2013	AC-1	4,000	4,000	3.70	10				0.45	31.5	33.5	820	400	1,025.315	838.894	43.6	50.3	50.3
2	対策2	2016	AC-2	4,000	4,000	3.70	16				0.45	31.5	33.5	820	400	1,025.315	838.894	43.6	50.3	50.3
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				

11-a 機器記号

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

11-b 送風量

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の送風量を記入する。

11-c 外気量

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の外気量を記入する。外気量は、対策後の製品の定格外気量ではなく設計外気量を記入する。

11-d 電動機出力

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の電動機出力を記入する。

11-e 台数

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の台数を記入する。

1 1 第3号様式その12（空調の省エネ制御の導入（空気搬送動力の低減））

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その12

2.5 空調の省エネ制御の導入(空気搬送動力の低減)

No.	削減対策内容						対策項目		対策削減量							
	対策 No.	実施年度	機器記号	送風量 [m³/h]	電動機出力 [kW]	台数	空調機の変風量制御	空調機の問欠運転制御	省エネ率	全負荷相当運転時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
														共通 a	共通 b	12-a
1	対策1	2013	AHU-1	7,000	5.50	20	○		0.5	2,849	156,695		156,695	59.9	76.6	76.6
2	対策2	2016	AHU-2	7,000	5.50	10		○	0.2	2,849	125,356		31,339	12.0	15.3	15.3
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

12-a 機器記号

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

12-b 送風量

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の送風量を記入する。

12-c 電動機出力

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の電動機出力を記入する。

12-d 台数

対策後の省エネ制御が導入された空調機、ファンコイルユニット又はファン（空調機組込みではない別置きファン等）の台数を記入する。

1 2 第3号様式その13（空調の省エネ制御の導入（水搬送動力の低減））

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その13
2.5 空調の省エネ制御の導入(水搬送動力の低減)

No.	対策No.	実施年度	機器記号	種別	削減対策内容			対策項目		省エネ率	換算係数 [kW/(l/min)]	全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]		年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
					1台当たりの水量 [l/min]	台数	合計水量 [l/min]	空調用ポンプ インバータ 変流量制御	ファンコイル ユニットの 比例制御			冷房	暖房	対策後の 年間電気 削減量	年間電気 削減量	第一	第二	第三
																計画期間	計画期間	計画期間
1	対策1	2013	FCU-1	冷暖房用	3	10	30	○	○	0.3	0.3	2,120	470	16,317	6,993	2.7	3.4	3.4
2	対策2	2016	FCU-2	冷暖房用	3	10	30	○	○	0.3	0.3	2,120	470	16,317	6,993	2.7	3.4	3.4
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

13-a 機器記号

対策後の省エネ制御が導入されたファンコイルユニットの機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

13-b 種別

種別は、対策後の省エネ制御が導入されたファンコイルユニットの用途に該当するものを選択する。

13-c 1台当たりの水量

対策後の省エネ制御が導入されたファンコイルユニットの1台当たりの水量を記入する。

13-d 台数

対策後の省エネ制御が導入されたファンコイルユニットの台数を記入する。

その他

空調用ポンプインバータ変流量制御が導入されている場合は、対策項目の該当欄を選択する。

1.3 第3号様式その1.4 (換気の省エネ制御の導入)

共通 b 14-c 14-e

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その1.4
2.6 換気の省エネ制御の導入

No.	対策 No.	実施年度	機器記号	種別	削減対策内容			対策項目			省エネ率	年間運転時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
					ファン電動機出力 [kW]	圧縮機電動機出力 [kW]	台数	温度制御	空調併用による温度制御	CO又はCO ₂ 濃度制御						第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2013	FE-3	電気室	3.70			○		0.3	3,200	8,288	3,552	1.4	1.7	1.7		
2	対策2	2016	FE-4	駐車場	11.0				○	0.5	3,200	17,600	17,600	6.7	8.6	0.0		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

14-a 機器記号

対策後の省エネ制御が導入されたファンの機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

14-b 種別

種別は、対策後の省エネ制御が導入されたファンの用途に該当するものを選択する。

14-c ファン電動機出力

対策後の省エネ制御が導入されたファンの電動機出力を記入する。パッケージ形空調機の場合は、室内機のファンの電動機出力を記入する。

14-d 圧縮機出力

対策後の省エネ制御が導入されたパッケージ形空調機の圧縮機の電動機出力を記入する。

14-e 台数

対策後の省エネ制御が導入されたファンの台数を記入する。

14 第3号様式その15（高効率照明器具の導入）

共通 b

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その15

No.	対策 No.	実施年度	器具記号	室用途	削減対策内容										対策削減量									
					削減対策内容					対策項目					年間の削減電力量 [kWh/年]	年間の削減電力量 [t-CO ₂ /年]								
					ランプ種類											省エネ率 %	年間の削減電力量 [kWh/年]	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間				
					直管形 蛍光灯HF (FHF.FHG)	コハ外形 蛍光灯HF (FHT.FHP)	コンパクト LEDランプ	高圧 ナトリウム ランプ	LED (直管形)	LED (直管形以外)	ランプ ワット数 [W]	1台 当たりの 灯数	1台当 たりの 定格 光束 [lm]	1台当 たりの 消費 電力 [W]							台数			
器具 更新	ランプ 交換	器具 更新	ランプ 交換	器具 更新	器具 更新	器具 更新	器具 更新	器具 更新	器具 更新	器具 更新														
1	対策1	2013	L-1	事務室							320	2			65.0	100	0.25	3,000	19,500	6,500	2.5	3.2	3.2	
2	対策1	2013	L-2	物販店舗											5,000	50.0	100	0.45	4,500	22,500	18,409	7.0	9.0	9.0
3	対策1	2013	L-3	物販店舗							2,800	20.0	200		2,800	20.0	200	0.45	4,500	18,000	14,727	5.8	7.2	7.2
4	対策1	2013	L-4	物販店舗											2,800	20.0	200	0.45	4,500	18,000	14,727	5.8	7.2	7.2
5	対策2	2016	L-5	物販店舗											2,800	20.0	200	0.5	4,500	18,000	18,000	6.9	8.8	8.8
6	対策2	2016	L-6	物販店舗											2,800	20.0	200	0	4,500	18,000				

15-a 器具記号

対策後の照明器具の、しゅん工図等の器具記号又はメーカーの器具型番を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

同一器具記号、同一室用途の器具の場合は、一行にまとめて記入する。その際、算定書と図面等の根拠書類と整合が直接確認できない場合は、整合が確認できる対応表を作成し検証を受ける必要がある。なお、対応表は、器具の種類、室用途が多い場合など、必要に応じて複数種類作成し、算定書としゅん工図等との整合を確認しやすくするように努めること。

15-b 室用途

室用途は、対策後の照明器具が導入された室の用途に該当するものを選択する。工場用途の場合は、事務室を選択する。選択肢に一致する用途がない場合は、類似している用途を選択すること。

対策削減量の算定において、簡易法を用いた推計値を利用する場合（第2部第2章3 参照）は、室用途の欄は空白とする。ただし、室用途の選択による算定方法と簡易法を混在させることはできない。

15-c ランプ種類

ランプ種類は、対策後の照明器具に該当するものを選択する。

15-d ランプワット数、1 台当たりの灯数、1 台当たりの定格光束、1 台当たりの消費電力、台数

対策後の照明器具のランプワット数、1 台当たりの灯数、1 台当たりの定格光束 (LED ランプの場合に限る。)、1 台当たりの消費電力及び台数を記入する。LED ランプ交換の場合、1 台当たりの定格光束はランプ 1 灯当たりのランプ全光束、1 台当たりの消費電力はランプ 1 灯当たりの消費電力、台数はランプの灯数を記入する。補正率 0.9 を乗じた値を記入しない。(補正率は自動計算される。)

ランプワット数は、ランプ単体の消費電力ではなく、ランプ種類を表すワット数を記入する。

LED の場合、ランプワット数、1 台当たりの灯数は空欄とする。

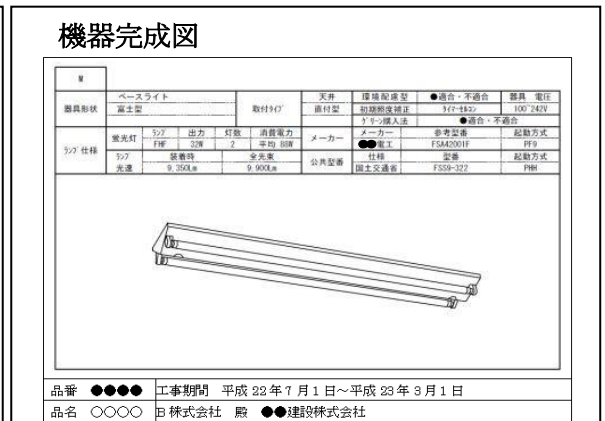
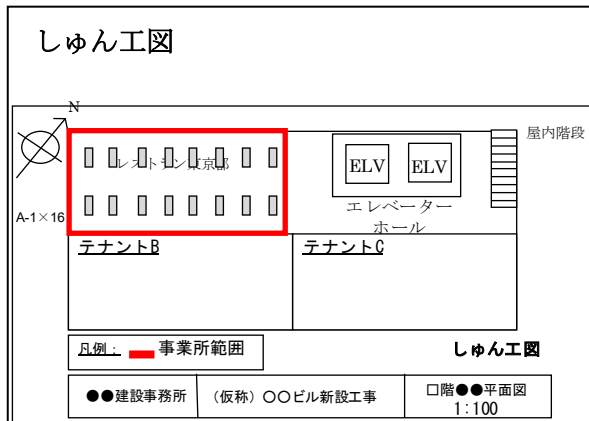
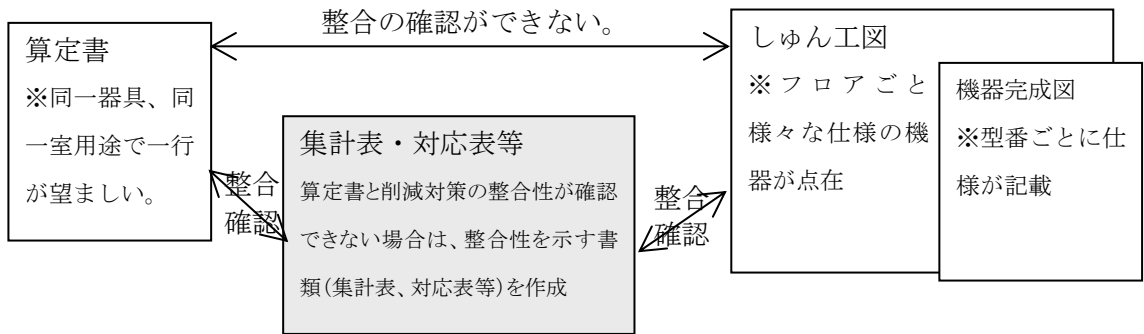
初期照度補正制御を行っている照明器具の場合は、初期照度補正制御時の消費電力ではなく、定格消費電力を記入する。

広告サイン照明の場合、広告サイン全体の定格光束及び消費電力ではなく、広告サインの中に設置される各器具の定格光束及び消費電力を記入する。

その他

原則として、同一器具記号、同一室用途の器具の場合は、一行にまとめて記入する。その際、しゅん工図、機器完成図等を参考とする (検証機関はこれらの資料の確認を行う。)

一般に、しゅん工図では室ごとの機器の配置が記載されており、また、機器完成図では機器ごとの仕様が記載されている。このため、同一器具記号、同一室用途の器具の直接の集計は困難であるので、算定書としゅん工図・機器完成図の関係を示す対応表を作成することが望ましい。対応表のイメージは次のとおりである。



<集計表、対応表等のイメージ>

算定書No.	器具記号	ランプ種類	型番	棟名	階	設置場所	室用途	ランプワット数 [W]	1台あたりの			台数
									灯数	定格光束 [lm]	消費電力 [w]	
1	A-1	LED(直管型)	〇〇-〇	A棟	1F	事務室	事務室			4000	55	16
2	B-1	FHF	〇〇-〇	A棟	1F	会議室	会議室	32	2		65	12
1	A-2	LED(直管型)	〇〇-〇	A棟	2F	事務室	事務室			4000	55	14
2	B-2	FHF	〇〇-〇	A棟	2F	応接室	会議室	32	2		65	8
3	C-1	LED(直管型以外)	〇〇-〇	A棟	1F	廊下	エントランスホール、廊下			1500	20	5
3	C-2	LED(直管型以外)	〇〇-〇	A棟	2F	廊下	エントランスホール、廊下			1500	20	5

削減対策内容																		
No.	対策No.	実施年度	器具記号	室用途	対策項目										台数			
					ランプ種類				ランプワット数 [W]	1台あたりの灯数	1台当たりの定格光束 [lm]	1台当たりの消費電力 [W]						
					直管形蛍光灯ランプHF (FHF,FHC)	コンパクト形蛍光灯ランプHF (FHT,FHP)	セラミックメタルハイドランプ	高圧ナトリウムランプ					LED (直管形) 器具更新	LED (直管形以外) ランプ交換		LED (直管形) 器具更新	LED (直管形以外) ランプ交換	
1	対策1	2010	A-1、A-2	事務室					○							4,000	55.0	30
2	対策1	2010	B-1、B-2	会議室		○						32.0	2			65.0	20.0	20
3	対策1	2010	C-1、C-2	エントランスホール、廊下											1,500	20.0	10	
4																		

初期照度補正制御、人感センサー制御等の照明制御付の器具で、省エネ制御に係る認定基準を満たしている場合は、照明の省エネ制御の導入（第3号様式その18）でも対策削減量が算定できる。

LED照明の仕様は、JLMAガイドに準拠した仕様を記載する。カタログ・完成図等で不明な場合は、メーカー有印回答書が必要となる。

15 第3号様式その16（高輝度型誘導灯の導入）

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その16

3.2 高輝度型誘導灯の導入															
共通 a 共通 b 16-a 16-b 共通 c 16-c															
No.	対策 No.	実施年度	器具記号	等級・形状	削減対策内容				対策削減量						
					対策項目				省エネ率	年間点灯時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
					冷陰極管	LED	1台当たりの消費電力 [W]	台数					第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2013	K-1	C級片面形		○	2.0	10	0.8	8,760	175	701	0.3	0.3	0.3
2	対策2	2016	K-2	B級BH形片面形		○	2.0	10	0.9	8,760	175	1,577	0.6	0.8	0.8
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															

16-a 器具記号

対策後の誘導灯の、しゅん工図等の器具記号又はメーカーの器具型番を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

16-b 等級・形状

対策後の誘導灯の等級・形状に該当するものを選択する。

16-c 1台当たりの消費電力、台数

対策後の誘導灯の1台当たりの消費電力及び台数を記入する。

16 第3号様式その17（高効率変圧器の導入）

共通b

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その17

3.3 高効率変圧器の導入

共通a 17-a 17-b 17-c 17-d 共通c

No.	削減対策内容										対策削減量					
	対策No.	実施年度	記号・系統	相	種別	変圧器容量 [kVA]	台数	対策項目			省エネ率	年間稼働時間 [h/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								超高効率変圧器	トリアンナー変圧器 2014	トリアンナー変圧器 2006				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2013	電灯用	単相	油入	200	2			○	0.004	8,760	14,016	5.4	6.9	6.9
2	対策1	2013	動力用	三相	油入	200	2			○	0.004	8,760	14,016	5.4	6.9	6.9
3	対策1	2013	動力用	三相	モールド	200	2	○			0.005	8,760	17,520	6.7	8.6	8.6
4	対策2	2016	動力用	三相	モールド	200	2		○		0.005	8,760	17,520	6.7	8.6	8.6
5	対策2	2016	動力用	三相	モールド	200	2	○			0.006	8,760	21,024	8.0	10.3	10.3
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

17-a 記号・系統

対策後の特別高圧及び高圧の変圧器（スコット変圧器を除く。）の機器記号又は系統名を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

17-b 相、種別

対策後の変圧器の位相（「単相」又は「三相」）と、対策後の変圧器の種別（「油入」又は「モールド」）を選択する。

17-c 変圧器容量

対策後の変圧器の定格容量を記入する。

17-d 台数

対策後の変圧器の台数を記入する。

17 第3号様式その18（照明の省エネ制御の導入）

共通b

第3号様式その18 都内中小クレジット算定ガイドラインその18
18-a 照明の省エネ制御の導入

No.	削減対策内容										対策削減量								
	対策No.	実施年度	器具記号	室用途	ランプ種類	消費電力 [W]	台数	対策項目				省エネ率	対策前の年間点灯時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								初期照度補正制御	昼光利用照明制御	人感センサーによる入室検知制御	明るさ感知による自動点滅制御						第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2015	L-1	事務室	直管形蛍光灯HP (FHF.FHC)	65.0	100	○				0.15	3,000	16,575		2,925	1.1	1.4	1.4
2	対策2	2016	L-2	物販店舗	LED	20.0	200	○				0.15	4,500	15,300		2,700	1.0	1.3	1.3
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

18-a 器具記号

対策後の照明器具の、しゅん工図等の器具記号又はメーカーの器具型番を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

同一器具記号、同一室用途の器具の場合は、一行にまとめて記入する。その際、算定書と図面等の根拠書類と整合が直接確認できない場合は、整合が確認できる対応表を作成し検証を受ける必要がある。なお、対応表は、器具の種類、室用途が多い場合など、必要に応じて複数種類作成し、算定書としゅん工図等との整合を確認しやすくするように努めること。

18-b 室用途

室用途は、対策後の照明器具が導入された室の用途に該当するものを選択する。工場用途の場合は、事務室を選択する。選択肢に一致する用途がない場合は、類似している用途を選択すること。

対策削減量の算定において、簡易法を用いた推計値を利用する場合（第5部第2章参照）は、室用途の欄は空白とする。ただし、室用途の選択による算定方法と簡易法を混在させることはできない。

18-c ランプ種類

ランプ種類は、対策後の照明器具に該当するものを選択する。

18-d 消費電力、台数

対策後の照明器具の1台当たりの消費電力及び台数を記入する。LEDランプ交換の場合、1台当たりの消費電力はランプ1灯当たりの消費電力、台数はランプの灯数を入力する。

初期照度補正制御を行っている照明器具の場合は、初期照度補正制御時の消費電力ではなく、定格消費電力を入力する。なお、消費電力の入力方法は、第3号様式その15（高効率照明器具の導入）を参照すること。

その他

昼光利用照明制御を選択する場合は、初期照度補正制御も選択する。

18 第3号様式その19（高効率給湯システムの導入）

共通 b 19-c

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）その19

4.1 高効率給湯システムの導入

No.	対策 No.	実施年度	機器記号	給湯能力 [kW]	1台当たりの定格エネルギー消費量 [kW]	台数	エネルギー種別	削減対策内容				省エネ率	給湯全負荷相当運転時間 [h/年]	対策後のエネルギー使用量 推計値	対策後のエネルギー使用量 実績値	年間エネルギー削減量	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								対策項目									第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
								ヒートポンプ給湯機	潜熱回収型給湯器	ガスエンジン給湯器	燃料電池								
1	対策1	2013	BHW-1	45.0	5000	2	低圧ガス					0.1	1200	9600 Nm ³ /年	m ³ /年	1.067 Nm ³ /年	2.4	2.4	2.4
2	対策1	2013	EHW-1	4.5	0.95	2	電気		○			0.2	1200	2280 kWh/年	kWh/年	570 kWh/年	0.2	0.3	0.3
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

19-a 機器記号

対策後の給湯器等の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

19-b 給湯能力、1台当たりの定格エネルギー消費量

対策後の給湯器等の給湯能力及び1台当たりの定格エネルギー消費量を記入する。給湯能力は、定格能力とし、温度条件は設計条件によるものとする。

ヒートポンプ給湯機の場合、定格エネルギー消費量は、中間期における値で記入する。

ガスエンジン給湯器及び燃料電池は、発電出力が10kW未満のものを記入する。

19-c 台数

対策後の給湯器等の台数を記入する。

19-d エネルギー種別

エネルギー消費量は、定格冷凍能力又は定格加熱能力時のエネルギー消費量とする。1台当たりの冷凍時エネルギー消費量並びに1台当たりの加熱時エネルギー消費量を記入する。

エネルギー種別は、該当するものを選択する。

19 第3号様式その20（エレベーターの省エネ制御の導入）

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）その20

4.2 エレベーターの省エネ制御の導入																	
No.	共通 a		共通 b 20-a				20-b		20-c		共通 c			共通 d			
	対策 No.	実施年度	号機名	積載質量 [kg]	定格速度 [m/min]	電動機出力 [kW]	台数	対策項目		省エネ率	年間運転時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								可変電圧可変周波数制御方式							第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2013	EV-1	1,350	120	18.00	2	○		0.25	2,000	14,128		4,709	1.8	2.3	2.3
2	対策2	2016	EV-2	1,350	120	18.00	2	○		0.25	2,000	14,128		4,709	1.8	2.3	2.3
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	

20-a 号機名

対策後の省エネ制御が導入されたエレベーターの号機名を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

20-b 積載質量、定格速度、電動機出力

対策後の省エネ制御が導入されたエレベーターの積載質量、定格速度及び電動機出力を記入する。

20-c 台数

対策後の省エネ制御が導入されたエレベーターの台数を記入する。

20 第3号様式その21（高効率エアコンプレッサの導入）

共通 b 21-b

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その21

4.3 高効率エアコンプレッサの導入

No.	削減対策内容										対策削減量											
	対策 No.	実施年度	機器記号	電動機出力 [kW]	台数	対策項目										省エネ率	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]			
						インバータ制御	永久磁石 (IPM) モータ	プレミアム効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ	2段圧縮方式	インバータ制御冷却ファン	増風量制御方式	圧縮機・モータ直結構造	複数台圧縮機制御	第一計画期間				第二計画期間	第三計画期間		
1	対策1	2013	P-1	7.50	1				○							0.04	10000	417	0.2	0.2	0.2	
2	対策1	2013	MP-2	7.50	1				○							0.04	10000	417	0.2	0.2	0.2	
3	対策2	2016	P-3	7.50	1			○								0.06	10000	638	0.2	0.3	0.3	
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						

21-a 機器記号

対策後のエアコンプレッサの機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

21-b 電動機出力

対策後のエアコンプレッサの電動機出力を記入する。

21-c 台数

対策後のエアコンプレッサの台数を記入する。

21-d 対策後の電気使用量実績値（共通 d）

対策後の電気使用量実績値は、対策削減量算出のために全ての用途において必ず記入する必要がある。

2.1 第3号様式その2.2 (その他の高効率ポンプ・ブロウ・ファンの導入)

共通 b
第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その2.2 **22-d**
4.4 その他の高効率ポンプ・ブロウ・ファン等の導入

No.	削減対策内容										対策削減量				
	共通 a		22-a	22-b	22-c		共通 c			22-e、共通 d	年間削減量 [t-CO ₂ /年]				
	対策 No.	実施年度	機器記号	種別	電動機出力 [kW]	台数	永久磁石 (IPM) モーター	プレミアム効率 (IE3) モーター	高効率 (IE2) モーター	省エネ率	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2013	W-1	排水処理施設用ポンプ	15.00	1			○	0.04	15,000	625	0.2	0.3	0.3
2	対策2	2016	BW-2	排水処理施設用ポンプ	15.00	1			○	0.06	15,000	957	0.4	0.5	0.5
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															

22-a 機器記号

対策後のポンプ、ブロウ又はファンの機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

22-b 種別

対策後のポンプ、ブロウ又はファンの用途に該当するものを選択する。

22-c 電動機出力

対策後のポンプ、ブロウ又はファンの電動機出力を記入する。

22-d 台数

対策後のポンプ、ブロウ又はファンの台数を記入する。

22-e 対策後の電気使用量実績値 (共通 d)

対策後の電気使用量実績値は、対策削減量算出のために全ての用途において必ず記入する必要がある。

2.2 第3号様式その2.3 (高効率冷凍冷蔵設備の導入)

共通b
第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その2.3
4.5 高効率冷凍冷蔵設備の導入

23-d 共通c

No.	対策 No.	実施年度	機器記号	種別	削減対策内容			対策項目		省エネ率		対策削減量							
					圧縮機出力 [W]	照明消費電力 [W]	台数	インバータ圧縮機	高効率照明	インバータ圧縮機	高効率照明	圧縮機全負荷相当運転時間	年間点灯時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
																	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1	対策1	2013	RF-1	ショーケース以外	450.0		10	○		0.5	0	6,000	4,500	27,000		27,000	10.3	13.2	13.2
2	対策1	2013	RF-2	ショーケース	450.0	40.0	10	○	○	0.4	0.3	6,000	4,500	28,800		18,771	7.2	9.2	9.2
3	対策2	2014	RF-3	ショーケース以外	450.0		10	○		0.5	0	6,000	4,500	27,000		27,000	10.3	13.2	13.2
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

23-a 機器記号

対策後の冷凍冷蔵設備の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

23-b 種別

種別は、ショーケースの場合は、ショーケースを選択し、冷凍冷蔵庫、低温用パッケージ形空調機、冷蔵・冷凍・空調一体型システムの場合は、ショーケース以外を選択する。

23-c 圧縮機出力

対策後の冷凍冷蔵設備の消費電力ではなく、圧縮機の電動機出力を記入する。

23-d 照明消費電力

ショーケースに高効率照明を導入する場合は、照明消費電力に、ショーケース1台当たりの照明の消費電力を記入する。

23-e 台数

対策後の冷凍冷蔵設備の台数を記入する。

2.3 第3号様式その2.4 (高効率工業炉の導入)

共通 b 24-d

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その2.4

4.6 高効率工業炉の導入

No.	削減対策内容										対策削減量					
	対策 No.	実施年度	機器記号	バーナー出力 [kW]	炉温 [°C]	台数	エネルギー種別	リジネレイトフバーナー	省エネ率	対策後の燃料使用量実績値		年間燃料削減量		年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
										省エネ率	燃料使用量実績値	年間削減量	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間	
1	対策1	2013	B-1	1,500.0	1,200.0	1	中圧ガス	○	0.5	10000	[m ³ /年]	10,000	[m ³ /年]	21.8	21.5	21.5
2	対策1	2013	B-2	1,500.0		1	中圧ガス	○	0.3	10000	[m ³ /年]	4,286	[m ³ /年]	9.3	9.2	9.2
3	対策2	2016	B-3	1,500.0		1	中圧ガス	○	0.3	10000	[m ³ /年]	4,286	[m ³ /年]	9.3	9.2	9.2
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

24-a 機器記号

対策後の工業炉の機器記号、型番等を算定書と根拠書類との整合が確認できるように記入する。

24-b バーナー出力

対策後の工業炉のバーナー出力を記入する。

24-c 炉温

炉温は、炉温を示す根拠書類がある場合は記入し、根拠書類がない場合は空欄とする。また、炉温の測定位置が複数ある場合は、最も低い温度を炉温とする。また、製品によって設定する炉温が複数ある場合は、平均の炉温とする。

24-d 台数

対策後の工業炉の台数を記入する。

24-e エネルギー種別

エネルギー種別は、該当するものを選択する。

24-f 対策後の燃料使用量実績値 (共通 d)

対策後の燃料使用量実績値は、対策削減量算出のために全ての用途において必ず記入する必要がある。

2.4 第3号様式その25（高性能ガラス等の導入）

共通b

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その25

No.	対策No.	実施年度	窓面積 [m ²]	用途	方位	削減対策内容								ガラス面積 当たりの年間 熱負荷削減量 [MJ/m ² ・年]	年間 熱負荷 削減量 [MJ/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
						対策項目										第一 計画期間	第二 計画期間	第三 計画期間
						Low-eガラス	高性能 熱線反射 複層ガラス	熱線反射 複層ガラス	熱線吸収 複層ガラス	熱線反射 ガラス	熱線吸収 ガラス	複層ガラス	透明ガラス+ 遮熱フィルム					
1	対策1	2013	500.0	事務所	南	○							70	35,000	1.8	2.1	2.1	
2	対策2	2016	500.0	事務所	西	○							140	70,000	3.6	4.2	4.2	
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

25-a 窓面積

対策後のガラス等の窓面積を記入する。

25-b 用途

用途は、対策後のガラス等が導入された対象室の用途に該当するものを選択する。その他の用途（工場等）の場合は、事務所を選択する。選択肢に一致する用途がない場合は、類似している用途を選択すること。

対策削減量の算定において、簡易法を用いた推計値を利用する場合（第5部第2章参照）は、用途の欄は空白とする。ただし、用途の選択による算定方法と簡易法を混在させることはできない。

25-c 方位

対象のガラス面の方位は、8方位（北、東、南、西、北東、南東、南西、北西）と水平面とし、当該ガラス面の方位が8方位の間にある場合は、近いほうの8方位（8方位の間（16方位）にガラス面の方位がある場合は、南よりの方位）を選択するものとする。

別表第1

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準																																																																		
1. 熱源・熱搬送設備	1.1	高効率熱源機器の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000) + \Sigma (E_F \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後のエネルギー使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times (r_C \times K_C / (1 - K_C) + (1 - r_C) \times K_H / (1 - K_H))$ $E_F = K_{GL} \times E_{FA} \times (r_C \times K_C / (1 - K_C) + (1 - r_C) \times K_H / (1 - K_H))$ (低圧ガスの場合) $E_F = K_{GM} \times E_{FA} \times (r_C \times K_C / (1 - K_C) + (1 - r_C) \times K_H / (1 - K_H))$ (中圧ガスの場合) $E_F = E_{FA} \times (r_C \times K_C / (1 - K_C) + (1 - r_C) \times K_H / (1 - K_H))$ (都市ガス以外の場合)</p> <p>対策後のエネルギー使用量を使用しない場合 $E_E = E_C \times N \times K_C / (1 - K_C) \times T_C + E_H \times N \times K_H / (1 - K_H) \times T_H$ $E_F = (E_C \times N \times K_C / (1 - K_C) \times T_C + E_H \times N \times K_H / (1 - K_H) \times T_H) \times 3.6 / K_E$ (蒸気・熱以外の場合) $E_F = (E_C \times N \times K_C / (1 - K_C) \times T_C + E_H \times N \times K_H / (1 - K_H) \times T_H) \times 3.6$ (蒸気・熱の場合)</p> <p>$K_C = 1 - \eta_{CO} / \eta_C \times 9.76 / 3.6$ (電気の場合) $K_C = 1 - \eta_{CO} / \eta_C$ (電気以外の場合) $K_H = 1 - \eta_{HO} / \eta_H \times 9.76 / 3.6$ (電気の場合) $K_H = 1 - \eta_{HO} / \eta_H$ (電気以外の場合) $\eta_C = H_C / E_C$ $\eta_H = H_H / E_H$ $r_C = E_C \times T_C / (E_C \times T_C + E_H \times T_H)$</p> <p>これらの式において、$E_E, E_F, K_{CO_2}, K_E, E_{EA}, E_{FA}, K_{GL}, K_{GM}, H_C, H_H, N, T_C, T_H, r_C, \eta_C, \eta_{CO}, \eta_H, \eta_{HO}, E_C, E_H$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量 (単位 キロワット時/年) E_F 年間燃料削減量 (単位 ガス: Nm³/年, LPG: キログラム/年, 油: リットル/年, 蒸気・熱: メガジュール/年) K_C 対策による冷房時省エネ率 K_H 対策による暖房時省エネ率 K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 K_E エネルギー消費量の換算係数で表2のエネルギー消費量換算係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E_{FA} 対策後の燃料使用量実績 (単位 ガス: m³/年, LPG: キログラム/年, 油: リットル/年, 蒸気・熱: メガジュール/年) K_{GL} 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める低圧ガスの標準状態換算係数 K_{GM} 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める中圧ガスの標準状態換算係数 H_C 対象となる冷熱源機器の冷却能力(単位 キロワット) H_H 対象となる温熱源機器の加熱能力(単位 キロワット) N 対象となる熱源機器の台数 T_C 熱源機器の全負荷相当運転時間で表3の冷房の欄に定める数値 T_H 熱源機器の全負荷相当運転時間で表3の暖房の欄に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとす。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>r_C 機器のエネルギー使用量の内、冷房時のエネルギー使用量が占める割合 η_C 対象となる熱源機器の冷房時定格COP η_{CO} 対策前の冷房時定格COPで表1の対策前定格COPの欄に定める数値 η_H 対象となる熱源機器の暖房時定格COP又はボイラー効率[*] η_{HO} 対策前の暖房時定格COP又はボイラー効率[*]で表1の対策前定格COP又はボイラー効率[*]の欄に定める数値 E_C 対象となる冷熱源機器の冷房時定格エネルギー消費量(単位 キロワット) E_H 対象となる温熱源機器の暖房時定格エネルギー消費量(単位 キロワット) ただし、燃料の定格エネルギー消費量は高位発熱量とし、定格ガス消費量は、高位発熱量で熱量に換算する。</p> <p>表1 高効率冷熱源機器の基準COP</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対策の定格COP 又はボイラー効率[*]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷熱源機器基準COP</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>温熱源機器基準COP又はボイラー効率[*]</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 対策前定格COPは、1次エネルギー換算した数値とする。 ボイラー効率[*]は、高位発熱量基準の数値とする。</p> <p>表2 エネルギー消費量等の換算係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">エネルギー種別</th> <th rowspan="2">エネルギー消費量 換算係数</th> <th colspan="2">CO₂排出量 排出係数</th> </tr> <tr> <th>第一 計画期間</th> <th>第二・三 計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気</td> <td>9.76 (単位 MJ/kWh)</td> <td>0.382</td> <td>0.489</td> <td>(単位 kg-CO₂/kWh)</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>45 (単位 MJ/Nm³)</td> <td>2.277</td> <td>2.244</td> <td>(単位 kg-CO₂/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>LPG</td> <td>50.8 (単位 MJ/kg)</td> <td>3.036</td> <td>2.998</td> <td>(単位 kg-CO₂/kg)</td> </tr> <tr> <td>A重油</td> <td>39.1 (単位 MJ/l)</td> <td>2.709</td> <td>2.709</td> <td>(単位 kg-CO₂/l)</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>36.7 (単位 MJ/l)</td> <td>2.489</td> <td>2.489</td> <td>(単位 kg-CO₂/l)</td> </tr> <tr> <td>蒸気・熱</td> <td>—</td> <td>0.052</td> <td>0.060</td> <td>(単位 kg-CO₂/MJ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 燃料のエネルギー消費量は高位発熱量とし、青梅ガスの場合は、43.12MJ/Nm³とする。</p> <p>表3 熱源機器の全負荷相当運転時間 (単位 h/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途名</th> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>800</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>商業施設(物販)</td> <td>900</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>商業施設(飲食)</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>教育施設</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>1,000</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>文化・娯楽施設</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>	種別	対策の定格COP 又はボイラー効率 [*]	冷熱源機器基準COP	0.9	温熱源機器基準COP又はボイラー効率 [*]	0.8	エネルギー種別	エネルギー消費量 換算係数	CO ₂ 排出量 排出係数		第一 計画期間	第二・三 計画期間	電気	9.76 (単位 MJ/kWh)	0.382	0.489	(単位 kg-CO ₂ /kWh)	ガス	45 (単位 MJ/Nm ³)	2.277	2.244	(単位 kg-CO ₂ /Nm ³)	LPG	50.8 (単位 MJ/kg)	3.036	2.998	(単位 kg-CO ₂ /kg)	A重油	39.1 (単位 MJ/l)	2.709	2.709	(単位 kg-CO ₂ /l)	灯油	36.7 (単位 MJ/l)	2.489	2.489	(単位 kg-CO ₂ /l)	蒸気・熱	—	0.052	0.060	(単位 kg-CO ₂ /MJ)	用途名	冷房	暖房	事務所	800	400	商業施設(物販)	900	400	商業施設(飲食)	1,000	500	宿泊施設	1,000	1,200	教育施設	400	500	医療施設	1,000	900	文化・娯楽施設	1,000	500
種別	対策の定格COP 又はボイラー効率 [*]																																																																				
冷熱源機器基準COP	0.9																																																																				
温熱源機器基準COP又はボイラー効率 [*]	0.8																																																																				
エネルギー種別	エネルギー消費量 換算係数	CO ₂ 排出量 排出係数																																																																			
		第一 計画期間	第二・三 計画期間																																																																		
電気	9.76 (単位 MJ/kWh)	0.382	0.489	(単位 kg-CO ₂ /kWh)																																																																	
ガス	45 (単位 MJ/Nm ³)	2.277	2.244	(単位 kg-CO ₂ /Nm ³)																																																																	
LPG	50.8 (単位 MJ/kg)	3.036	2.998	(単位 kg-CO ₂ /kg)																																																																	
A重油	39.1 (単位 MJ/l)	2.709	2.709	(単位 kg-CO ₂ /l)																																																																	
灯油	36.7 (単位 MJ/l)	2.489	2.489	(単位 kg-CO ₂ /l)																																																																	
蒸気・熱	—	0.052	0.060	(単位 kg-CO ₂ /MJ)																																																																	
用途名	冷房	暖房																																																																			
事務所	800	400																																																																			
商業施設(物販)	900	400																																																																			
商業施設(飲食)	1,000	500																																																																			
宿泊施設	1,000	1,200																																																																			
教育施設	400	500																																																																			
医療施設	1,000	900																																																																			
文化・娯楽施設	1,000	500																																																																			

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準																																						
	1.2	高効率冷却塔の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E \times N \times K \times T_C$</p> <p>これらの式において、$E_E$、$K_{CO_2}$、$E_{EA}$、$E$、$N$、$K$、$T_C$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E 対象となる機器の電動機出力(単位 キロワット) N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表4に定める数値の内、該当するものの合計値 T_C 熱源補機、熱源搬送の全負荷相当運転時間で表5の冷房の欄に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとす る。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転 時間とする。</p> <p>表4 高効率冷却塔の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネ形(超低騒音形)相当品</td> <td>0.34</td> </tr> <tr> <td>モータ直結形ファン</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>ファンプレミアム効率(IE3)モータ</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>散水ポンププレミアム効率(IE3)モータ</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>ファン高効率(IE2)モータ</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>散水ポンプ高効率(IE2)モータ</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※プレミアム効率(IE3)モータを平成26(2014)年度までに導入した場合は、高効率(IE2)モータと同等 と見なす。</p> <p>表5 熱源補機、熱源搬送の全負荷相当運転時間 (単位 h/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途名</th> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>2,100</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>商業施設(物販)</td> <td>2,200</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>商業施設(飲食)</td> <td>2,300</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>教育施設</td> <td>1,350</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>3,400</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>文化・娯楽施設</td> <td>2,300</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	省エネ形(超低騒音形)相当品	0.34	モータ直結形ファン	0.05	ファンプレミアム効率(IE3)モータ	0.06	散水ポンププレミアム効率(IE3)モータ	0.06	ファン高効率(IE2)モータ	0.04	散水ポンプ高効率(IE2)モータ	0.04	用途名	冷房	暖房	事務所	2,100	450	商業施設(物販)	2,200	550	商業施設(飲食)	2,300	750	宿泊施設	3,000	5,000	教育施設	1,350	550	医療施設	3,400	1,600	文化・娯楽施設	2,300	1,100
対策項目	省エネ率																																								
省エネ形(超低騒音形)相当品	0.34																																								
モータ直結形ファン	0.05																																								
ファンプレミアム効率(IE3)モータ	0.06																																								
散水ポンププレミアム効率(IE3)モータ	0.06																																								
ファン高効率(IE2)モータ	0.04																																								
散水ポンプ高効率(IE2)モータ	0.04																																								
用途名	冷房	暖房																																							
事務所	2,100	450																																							
商業施設(物販)	2,200	550																																							
商業施設(飲食)	2,300	750																																							
宿泊施設	3,000	5,000																																							
教育施設	1,350	550																																							
医療施設	3,400	1,600																																							
文化・娯楽施設	2,300	1,100																																							
	1.3	高効率空調用ポンプの導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E_C \times N_C \times K \times T_C + E_H \times N_H \times K \times T_H$</p> <p>これらの式において、$E_E$、$K_{CO_2}$、$E_{EA}$、$E_C$、$E_H$、$N_C$、$N_H$、$K$、$T_C$、$T_H$は、それぞれ次の数値を表すも のとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E_C 対象となる冷房用機器の電動機出力(単位 キロワット) E_H 対象となる暖房用機器の電動機出力(単位 キロワット) N_C 対象となる冷房用機器の台数 N_H 対象となる暖房用機器の台数 K 対策による省エネ率で表6に定める数値 T_C 熱源補機、熱源搬送の全負荷相当運転時間で表5の冷房の欄に定める数値 T_H 熱源補機、熱源搬送の全負荷相当運転時間で表5の暖房の欄に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとす る。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転 時間とする。</p> <p>表6 高効率空調用ポンプの省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>永久磁石(IPM)モータ</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>プレミアム効率(IE3)モータ</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>高効率(IE2)モータ</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※プレミアム効率(IE3)モータを平成26(2014)年度までに導入した場合は、高効率(IE2)モータと同等 と見なす。</p>	対策項目	省エネ率	永久磁石(IPM)モータ	0.1	プレミアム効率(IE3)モータ	0.06	高効率(IE2)モータ	0.04																														
対策項目	省エネ率																																								
永久磁石(IPM)モータ	0.1																																								
プレミアム効率(IE3)モータ	0.06																																								
高効率(IE2)モータ	0.04																																								

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準										
	1.4	空調用ポンプの変流量制御の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E_C \times N_C \times K \times T_C + E_H \times N_H \times K \times T_H$</p> <p>これらの式において、$E_E$、$K_{CO_2}$、$E_{EA}$、$E_C$、$E_H$、$N_C$、$N_H$、$K$、$T_C$、$T_H$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年)</p> <p>K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値</p> <p>E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年)</p> <p>E_C 対象となる冷房用機器の電動機出力(単位 キロワット)</p> <p>E_H 対象となる暖房用機器の電動機出力(単位 キロワット)</p> <p>N_C 対象となる冷房用機器の台数</p> <p>N_H 対象となる暖房用機器の台数</p> <p>K 対策による省エネ率で表7に定める数値の内、該当するものの合計値</p> <p>T_C 熱源補機、熱源搬送の全負荷相当運転時間で表5の冷房の欄に定める数値</p> <p>T_H 熱源補機、熱源搬送の全負荷相当運転時間で表5の暖房の欄に定める数値</p> <p>ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものである。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>表7 空調用ポンプの変流量制御の省エネ率</p> <table border="1" data-bbox="831 783 1415 937"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調1次ポンプ変流量制御</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>冷却水ポンプ変流量制御</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>空調2次ポンプ変流量制御</td> <td>0.36</td> </tr> <tr> <td>空調2次ポンプの末端差圧制御</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	空調1次ポンプ変流量制御	0.45	冷却水ポンプ変流量制御	0.5	空調2次ポンプ変流量制御	0.36	空調2次ポンプの末端差圧制御	0.1
対策項目	省エネ率												
空調1次ポンプ変流量制御	0.45												
冷却水ポンプ変流量制御	0.5												
空調2次ポンプ変流量制御	0.36												
空調2次ポンプの末端差圧制御	0.1												

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準												
2. 空調・換気設備	2.1	高効率パッケージ形空調機の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000) + \Sigma (E_F \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後のエネルギー使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times (r_C \times (1 / (1 - K_{VET}) \times K_C / (1 - K_C) + K_{VET} / (1 - K_{VET})) + (1 - r_C) \times (1 / (1 - K_{VET}) \times K_H / (1 - K_H) + K_{VET} / (1 - K_{VET})))$ (電気・COPの場合) $E_E = E_{EA} \times (1 / (1 - K_{VET}) \times K_A / (1 - K_A) + K_{VET} / (1 - K_{VET}))$ (電気・APFの場合) $E_F = K_{GL} \times E_{FA} \times (r_C \times K_C / (1 - K_C) + (1 - r_C) \times K_H / (1 - K_H))$ (低圧ガス・COPの場合) $E_F = K_{GL} \times E_{FA} \times K_A / (1 - K_A)$ (低圧ガス・APFpの場合) $E_F = K_{GM} \times E_{FA} \times (r_C \times K_C / (1 - K_C) + (1 - r_C) \times K_H / (1 - K_H))$ (中圧ガスの場合) $E_F = E_{FA} \times (r_C \times K_C / (1 - K_C) + (1 - r_C) \times K_H / (1 - K_H))$ (都市ガス以外の場合)</p> <p>対策後のエネルギー使用量を使用しない場合 $E_E = E_C \times N \times T_C \times K_C / (1 - K_C) + E_H \times N \times T_H \times K_H / (1 - K_H) + (E_C \times N \times T_C + E_H \times N \times T_H) \times K_{VET}$ (電気・COPの場合) $E_E = (E_C \times N \times T_C + E_H \times N \times T_H) \times K_A / (1 - K_A) + (E_C \times N \times T_C + E_H \times N \times T_H) \times K_{VET}$ (電気・APFの場合) $E_F = (E_C \times N \times T_C \times K_C / (1 - K_C) + E_H \times N \times T_H \times K_H / (1 - K_H)) \times 3.6 / K_E$ (電気以外・COPの場合) $E_F = (E_C \times N \times T_C \times K_A / (1 - K_A) + E_H \times N \times T_H \times K_A / (1 - K_A)) \times 3.6 / K_E$ (低圧ガス・APFpの場合)</p> <p>$K_C = 1 - \eta_{CO} / \eta_C \times 9.76 / 3.6$ (電気の場合) $K_C = 1 - \eta_{CO} / \eta_C$ (電気以外の場合) $K_H = 1 - \eta_{HO} / \eta_H \times 9.76 / 3.6$ (電気の場合) $K_H = 1 - \eta_{HO} / \eta_H$ (電気以外の場合) $K_A = 1 - \eta_{AO} / \eta_A \times 9.76 / 3.6$ (電気の場合) $K_A = 1 - \eta_{AO} / \eta_A$ (電気以外の場合) $\eta_C = H_C / E_C$ $\eta_H = H_H / E_H$ $r_C = E_C \times T_C / (E_C \times T_C + E_H \times T_H)$</p> <p>これらの式において、$E_E$、$E_F$、$K_{CO_2}$、$K_E$、$E_{EA}$、$E_{FA}$、$K_{GL}$、$K_{GM}$、$H_C$、$H_H$、$N$、$K_C$、$K_H$、$T_C$、$T_H$、$r_C$、$\eta_C$、$\eta_{CO}$、$\eta_H$、$\eta_{HO}$、$E_C$、$E_H$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) E_F 年間燃料削減量(単位 ガス:Nm³/年、LPG:キログラム/年) K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 K_E エネルギー消費量の換算係数で表2のエネルギー消費量換算係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E_{FA} 対策後の燃料使用量実績(単位 ガス:m³/年、LPG:キログラム/年) K_{GL} 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める低圧ガスの標準状態換算係数 K_{GM} 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める中圧ガスの標準状態換算係数 H_C 対象となる機器の冷却能力(単位 キロワット) H_H 対象となる機器の加熱能力(単位 キロワット) N 対象となる機器の台数 K_C 対策による冷房時省エネ率(COPの場合) K_H 対策による暖房時省エネ率(COPの場合) K_A 対策による省エネ率(APF又はAPFpの場合) K_{VET} 冷媒蒸発温度自動変更機能付きによる削減効果係数として、冷媒蒸発温度自動変更機能付きの場合は0.15、変更機能付きが無い場合は0とする。 T_C パッケージ形空調機の全負荷相当運転時間で表3の冷房の欄に定める数値 ただし、電算室用パッケージ形空調機の場合は、2,700(単位 h/年)とする。 T_H パッケージ形空調機の全負荷相当運転時間で表3の暖房の欄に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。 r_C 機器のエネルギー使用量の内、冷房時のエネルギー使用量が占める割合 η_C 対策後の冷房時定格COP η_{CO} 対策前の冷房時基準COPで表8-1に定める数値 η_H 対策後の暖房時定格COP η_{HO} 対策前の暖房時基準COPで表8-1に定める数値 η_A 対策後のAPF又はAPFp η_{AO} 対策前の基準APF又は基準APFpで表8-2に定める数値 E_C 屋外機1台あたりの冷房時定格エネルギー消費量(単位 キロワット) ただし、屋外機と室内機が同一電源の場合は、屋外機と室内機1組の合計のエネルギー消費量とする。 E_H 屋外機1台あたりの暖房時定格エネルギー消費量(単位 キロワット)</p> <p>表8-1 パッケージ形空調機の基準COP</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対策前定格COP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷房時基準COP</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>暖房時基準COP</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>電算室用基準COP</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 対策前定格COPは、1次エネルギー換算した数値とする。</p> <p>表8-2 パッケージ形空調機の基準APF・APFp</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対策前APF・APFp</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準APF・APFp</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 対策前定格APFは、1次エネルギー換算した数値とする。</p>	種別	対策前定格COP	冷房時基準COP	0.9	暖房時基準COP	0.9	電算室用基準COP	0.6	種別	対策前APF・APFp	基準APF・APFp	1.1
種別	対策前定格COP														
冷房時基準COP	0.9														
暖房時基準COP	0.9														
電算室用基準COP	0.6														
種別	対策前APF・APFp														
基準APF・APFp	1.1														
	2.2	高効率空調機の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E \times N \times K \times T$</p> <p>これらの式において、$E_E$、$K_{CO_2}$、$E_{EA}$、$E$、$N$、$K$、$T$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E 対象となる機器の電動機出力(単位 キロワット) N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表9に定める数値の内、該当するものの合計値 T 空調機の全負荷相当運転時間で表10に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p>												

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準																																
			<p>表9 高効率空調機の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダブルブラッグファン</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>ブラッグファン</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td>モータ直結形ファン</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>永久磁石(IPM)モータ</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>プレミアム効率(IE3)モータ</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>高効率(IE2)モータ</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>橋田管熱交換器</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>※プレミアム効率(IE3)モータを平成26(2014)年度までに導入した場合は、高効率(IE2)モータと同等と見なす。</p> <p>表10 空調機的全負荷相当運転時間 (単位 h/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途名</th> <th>全負荷相当運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>2,850</td> </tr> <tr> <td>商業施設(物販)</td> <td>2,844</td> </tr> <tr> <td>商業施設(飲食)</td> <td>3,861</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>5,110</td> </tr> <tr> <td>教育施設</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>5,110</td> </tr> <tr> <td>文化・娯楽施設</td> <td>3,861</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	ダブルブラッグファン	0.25	ブラッグファン	0.17	モータ直結形ファン	0.05	永久磁石(IPM)モータ	0.1	プレミアム効率(IE3)モータ	0.06	高効率(IE2)モータ	0.04	橋田管熱交換器	0.05	用途名	全負荷相当運転時間	事務所	2,850	商業施設(物販)	2,844	商業施設(飲食)	3,861	宿泊施設	5,110	教育施設	2,000	医療施設	5,110	文化・娯楽施設	3,861
対策項目	省エネ率																																		
ダブルブラッグファン	0.25																																		
ブラッグファン	0.17																																		
モータ直結形ファン	0.05																																		
永久磁石(IPM)モータ	0.1																																		
プレミアム効率(IE3)モータ	0.06																																		
高効率(IE2)モータ	0.04																																		
橋田管熱交換器	0.05																																		
用途名	全負荷相当運転時間																																		
事務所	2,850																																		
商業施設(物販)	2,844																																		
商業施設(飲食)	3,861																																		
宿泊施設	5,110																																		
教育施設	2,000																																		
医療施設	5,110																																		
文化・娯楽施設	3,861																																		
	2.3	全熱交換器等の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\sum (q \times K_{CO_2} / 1,000)$ $q = 0.33 \times Q \times N \times K \times (\Delta h_c \times T_c + \Delta h_h \times T_h) \times 3.6 / 1,000$ これらの式において、q、K_{CO₂}、Q、N、K、Δh_c、Δh_h、T_c、T_hは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>q 年間熱負荷削減量(単位 メガジュール/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 Q 対象となる機器の外気量(単位 m³/h) N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表11に定める数値 Δh_c 冷房ピーク時の比エンタルピー差(単位 kJ/kg) = 31.5 Δh_h 暖房ピーク時の比エンタルピー差(単位 kJ/kg) = 33.5 T_c 熱源機器の全負荷相当運転時間で表3の冷房の欄に定める数値 T_h 熱源機器の全負荷相当運転時間で表3の暖房の欄に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>表11 全熱交換器等の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全熱交換器エンタルピー制御有り</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>全熱交換器エンタルピー制御無し</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>全熱交換ユニット</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>除加湿可能全熱交換機能付外気処理機</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	全熱交換器エンタルピー制御有り	0.5	全熱交換器エンタルピー制御無し	0.4	全熱交換ユニット	0.4	除加湿可能全熱交換機能付外気処理機	0.5																						
対策項目	省エネ率																																		
全熱交換器エンタルピー制御有り	0.5																																		
全熱交換器エンタルピー制御無し	0.4																																		
全熱交換ユニット	0.4																																		
除加湿可能全熱交換機能付外気処理機	0.5																																		
	2.4	高効率空調・換気用ファンの導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\sum (E_e \times K_{CO_2} / 1,000)$ 対策後の電気使用量を使用する場合 $E_e = E_{EA} \times K / (1 - K)$ 対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_e = E \times N \times K \times T$ これらの式において、E_e、K_{CO₂}、E_{EA}、E、N、K、Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_e 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E 対象となる機器の電動機出力(単位 キロワット) N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表12に定める数値の内、該当するものの合計値 T 年間運転時間で表13に定める数値(単位 h/年) ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>表12 高効率ファンの省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モータ直結形ファン</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>永久磁石(IPM)モータ</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>プレミアム効率(IE3)モータ</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>高効率(IE2)モータ</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※プレミアム効率(IE3)モータを平成26(2014)年度までに導入した場合は、高効率(IE2)モータと同等と見なす。</p> <p>表13 換気年間運転時間 (単位 h/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途名</th> <th>年間運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>商業施設(物販)</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>商業施設(飲食)</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>教育施設</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>文化・娯楽施設</td> <td>3,800</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	モータ直結形ファン	0.05	永久磁石(IPM)モータ	0.1	プレミアム効率(IE3)モータ	0.06	高効率(IE2)モータ	0.04	用途名	年間運転時間	事務所	3,300	商業施設(物販)	2,800	商業施設(飲食)	3,800	宿泊施設	5,500	教育施設	2,300	医療施設	5,100	文化・娯楽施設	3,800						
対策項目	省エネ率																																		
モータ直結形ファン	0.05																																		
永久磁石(IPM)モータ	0.1																																		
プレミアム効率(IE3)モータ	0.06																																		
高効率(IE2)モータ	0.04																																		
用途名	年間運転時間																																		
事務所	3,300																																		
商業施設(物販)	2,800																																		
商業施設(飲食)	3,800																																		
宿泊施設	5,500																																		
教育施設	2,300																																		
医療施設	5,100																																		
文化・娯楽施設	3,800																																		

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準								
	2.5	空調の省エネ制御の導入 (外気負荷の抑制)	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (q \times K_{CO_2} / 1,000)$ $q = 0.33 \times Q \times N \times K \times (\Delta h_C \times T_C + \Delta h_H \times T_H) \times 3.6 / 1,000$ これらの式において、q、K_{CO₂}、Q、N、K、Δh_C、Δh_H、T_C、T_Hは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>q 年間熱負荷削減量(単位 メガジュール/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 Q 対象となる機器の外気量(単位 m³/h) N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表14に定める数値の内、該当するものの合計値 Δh_C 冷房ピーク時の比エンタルピー差(単位 kJ/kg) = 31.5 Δh_H 暖房ピーク時の比エンタルピー差(単位 kJ/kg) = 33.5 T_C 冷房全負荷相当運転時間(単位 h/年)で表3に定める数値 T_H 暖房全負荷相当運転時間(単位 h/年)で表3に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>表14 空調の省エネ制御(外気負荷の抑制)の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウォーミングアップ時の外気遮断制御</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>CO₂濃度による外気量制御</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>空調の最適起動制御</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	ウォーミングアップ時の外気遮断制御	0.08	CO ₂ 濃度による外気量制御	0.45	空調の最適起動制御	0.13
対策項目	省エネ率										
ウォーミングアップ時の外気遮断制御	0.08										
CO ₂ 濃度による外気量制御	0.45										
空調の最適起動制御	0.13										
	2.5	空調の省エネ制御の導入 (空気搬送動力の低減)	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ 対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$ 対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E \times N \times K \times T$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、E_{EA}、E、N、K、Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E 対象となる機器の電動機出力(単位 キロワット) N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表15に定める数値の内、該当するものの合計値 T 空調機の全負荷相当運転時間で表10に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>表15 空調の省エネ制御(空気搬送動力の低減)の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調機の変风量制御</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>空調機の間欠運転制御</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	空調機の変风量制御	0.5	空調機の間欠運転制御	0.2		
対策項目	省エネ率										
空調機の変风量制御	0.5										
空調機の間欠運転制御	0.2										
	2.5	空調の省エネ制御の導入 (水搬送動力の低減)	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ $E_E = L \times N \times K_1 \times K_2 \times (T_C + T_H)$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、L、N、K₁、K₂、T_C、T_Hは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 L 対象となる機器の水量(単位 リットル/分) N 対象となる機器の台数 K₁ 対策による省エネ率で表16に定める数値 K₂ 換算係数(単位 キロワット/リットル) = 0.3 T_C 熱源補機、熱源搬送の全負荷相当運転時間で表5の冷房の欄に定める数値 T_H 熱源補機、熱源搬送の全負荷相当運転時間で表5の暖房の欄に定める数値 ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>表16 空調の省エネ制御(水搬送動力の低減)の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファンコイルユニットの比例制御</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	ファンコイルユニットの比例制御	0.3				
対策項目	省エネ率										
ファンコイルユニットの比例制御	0.3										
	2.6	換気の省エネ制御の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ 対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$ 対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E \times N \times K \times T$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、E_{EA}、E、N、K、Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E 対象となる機器の電動機出力(単位 キロワット) ただし、対象となる機器の電動機出力は、ファン電動機出力と圧縮機電動機出力の合計値とし、エレベーター機械室にパッケージ形空調機を用いる場合は、圧縮機電動機出力に負荷率0.3を乗じた値を用いるものとする。 N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表17に定める数値 T 対策前の年間運転時間で表13に定める数値(単位 h/年) ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>表17 換気の省エネ制御の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度制御</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>空調併用による温度制御</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>駐車場ファンのCO又はCO₂濃度制御</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	温度制御	0.3	空調併用による温度制御	0.35	駐車場ファンのCO又はCO ₂ 濃度制御	0.5
対策項目	省エネ率										
温度制御	0.3										
空調併用による温度制御	0.35										
駐車場ファンのCO又はCO ₂ 濃度制御	0.5										

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準																																																																																									
3. 照明・電気設備	3.1	高効率照明器具の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E \times N \times K / (1 - K) \times T / 1,000$</p> <p>これらの式において、$E_E$、$K_{CO_2}$、$E_{EA}$、$E$、$N$、$K$、$T$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年)</p> <p>K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値</p> <p>E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年)</p> <p>E 対象となる照明器具の1台あたりの消費電力又はLEDランプ1灯あたりの消費電力(単位 ワット)</p> <p>N 対象となる照明器具の台数又はLEDランプの灯数</p> <p>K 対策による省エネ率で表18に定める数値</p> <p>T 年間点灯時間で表19に定める数値(単位 h/年)</p> <p>ただし、室用途を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、3,000 h/年とする。</p> <p>表18 高効率照明器具の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランプ種類</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直管形蛍光ランプHf(FHF,FHC)</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>コンパクト形蛍光ランプHf(FHT,FHP)</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>セラミックメタルハライドランプ</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>高圧ナトリウムランプ</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">LED</td> </tr> <tr> <td>定格光束(単位 lm)</td> <td>器具効率(単位 lm/W)</td> <td>省エネ率</td> </tr> <tr> <td>600未満</td> <td>-</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">600以上2,200未満</td> <td>45未満</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>45以上65未満</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>65以上80未満</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>80以上100未満</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>100以上120未満</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2,200以上</td> <td>120以上</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>60未満</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>60以上90未満</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>90以上120未満</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>120以上140未満</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>140以上</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>※直管形LEDは、定格光束にかかわらず、すべて「2200lm以上」の欄の器具効率に対応した省エネ率を適用する。</p> <p>※LEDランプ交換の場合は、表18において定格光束は、ランプ全光束に補正率0.9を乗じて得られた値とする。</p> <p>※直管形LEDランプ交換の場合は、ランプ全光束にかかわらず、すべて「2200lm以上」の欄の器具効率に対応した省エネ率を適用する。</p> <p>※平成26(2014)年度までに工事が完了した場合は、「定格光束2,200lm以上かつ器具効率120lm/W以上」の省エネ率は「0.45」とする。</p> <p>※平成31(2019)年度までに工事が完了した場合は、「定格光束600lm以上2,200lm未満かつ器具効率30lm/W以上45lm/W未満」の省エネ率は「0.15」とする。</p> <p>※LEDランプ交換の場合は、平成26(2014)年度までに工事が完了したものに限り。</p> <p>表19 年間点灯時間 (単位 h/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>年間点灯時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エントランスホール、廊下</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>階段室(階段通路誘導灯と兼用)</td> <td>8,760</td> </tr> <tr> <td>階段室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>便所、湯沸室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>倉庫、設備室、更衣室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>電算室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>レストラン・食堂客席</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>レストラン・食堂厨房</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>物販店舗</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>飲食店舗</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>ホテルロビー、客室廊下</td> <td>8,760</td> </tr> <tr> <td>ホテル客室、宴会場</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>教室</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>研究室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>病室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>診察室</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>物流倉庫</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	ランプ種類	省エネ率	直管形蛍光ランプHf(FHF,FHC)	0.25	コンパクト形蛍光ランプHf(FHT,FHP)	0.15	セラミックメタルハライドランプ	0.25	高圧ナトリウムランプ	0.25	LED		定格光束(単位 lm)	器具効率(単位 lm/W)	省エネ率	600未満	-	0.5	600以上2,200未満	45未満	-	45以上65未満	0.3	65以上80未満	0.45	80以上100未満	0.5	100以上120未満	0.6	2,200以上	120以上	0.7	60未満	-	60以上90未満	0.25	90以上120未満	0.45	120以上140未満	0.50		140以上	0.60	室名	年間点灯時間	エントランスホール、廊下	3,000	階段室(階段通路誘導灯と兼用)	8,760	階段室	3,000	便所、湯沸室	3,000	倉庫、設備室、更衣室	500	駐車場	3,000	事務室	3,000	会議室	1,500	電算室	500	レストラン・食堂客席	4,500	レストラン・食堂厨房	3,000	物販店舗	4,500	飲食店舗	4,500	ホテルロビー、客室廊下	8,760	ホテル客室、宴会場	3,000	教室	1,500	研究室	3,000	体育館	1,500	病室	3,000	診察室	1,500	物流倉庫	3,000	屋外	3,000
ランプ種類	省エネ率																																																																																											
直管形蛍光ランプHf(FHF,FHC)	0.25																																																																																											
コンパクト形蛍光ランプHf(FHT,FHP)	0.15																																																																																											
セラミックメタルハライドランプ	0.25																																																																																											
高圧ナトリウムランプ	0.25																																																																																											
LED																																																																																												
定格光束(単位 lm)	器具効率(単位 lm/W)	省エネ率																																																																																										
600未満	-	0.5																																																																																										
600以上2,200未満	45未満	-																																																																																										
	45以上65未満	0.3																																																																																										
	65以上80未満	0.45																																																																																										
	80以上100未満	0.5																																																																																										
	100以上120未満	0.6																																																																																										
2,200以上	120以上	0.7																																																																																										
	60未満	-																																																																																										
	60以上90未満	0.25																																																																																										
	90以上120未満	0.45																																																																																										
	120以上140未満	0.50																																																																																										
	140以上	0.60																																																																																										
室名	年間点灯時間																																																																																											
エントランスホール、廊下	3,000																																																																																											
階段室(階段通路誘導灯と兼用)	8,760																																																																																											
階段室	3,000																																																																																											
便所、湯沸室	3,000																																																																																											
倉庫、設備室、更衣室	500																																																																																											
駐車場	3,000																																																																																											
事務室	3,000																																																																																											
会議室	1,500																																																																																											
電算室	500																																																																																											
レストラン・食堂客席	4,500																																																																																											
レストラン・食堂厨房	3,000																																																																																											
物販店舗	4,500																																																																																											
飲食店舗	4,500																																																																																											
ホテルロビー、客室廊下	8,760																																																																																											
ホテル客室、宴会場	3,000																																																																																											
教室	1,500																																																																																											
研究室	3,000																																																																																											
体育館	1,500																																																																																											
病室	3,000																																																																																											
診察室	1,500																																																																																											
物流倉庫	3,000																																																																																											
屋外	3,000																																																																																											

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準																																																		
	3.2	高輝度型誘導灯の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ $E_E = E \times N \times K / (1 - K) \times T / 1,000$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、E、N、K、Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E 対象となる照明器具の1台当たりの消費電力(単位 ワット) N 対象となる照明器具の台数 K 対策による省エネ率で表20に定める数値 T 年間点灯時間(単位 h/年) = 8,760</p> <p>表20 誘導灯の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級・形状</th> <th colspan="2">省エネ率</th> </tr> <tr> <th>従来形 →冷陰極管</th> <th>従来形 →LED</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A級片面形</td><td>0.8</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>A級両面形</td><td>0.6</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>B級BH形片面形</td><td>0.8</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>B級BH形両面形</td><td>0.7</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>B級BL形片面形</td><td>0.7</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>B級BL形両面形</td><td>0.6</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>C級片面形</td><td>0.6</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>C級両面形</td><td>0.5</td><td>0.8</td></tr> </tbody> </table>	等級・形状	省エネ率		従来形 →冷陰極管	従来形 →LED	A級片面形	0.8	0.8	A級両面形	0.6	0.6	B級BH形片面形	0.8	0.9	B級BH形両面形	0.7	0.8	B級BL形片面形	0.7	0.8	B級BL形両面形	0.6	0.8	C級片面形	0.6	0.8	C級両面形	0.5	0.8																					
等級・形状	省エネ率																																																				
	従来形 →冷陰極管	従来形 →LED																																																			
A級片面形	0.8	0.8																																																			
A級両面形	0.6	0.6																																																			
B級BH形片面形	0.8	0.9																																																			
B級BH形両面形	0.7	0.8																																																			
B級BL形片面形	0.7	0.8																																																			
B級BL形両面形	0.6	0.8																																																			
C級片面形	0.6	0.8																																																			
C級両面形	0.5	0.8																																																			
	3.3	高効率変圧器の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ $E_E = E \times N \times K_1 \times K_2 \times T$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、E、N、K₁、K₂、Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E 対象となる変圧器容量(単位 kVA) N 対象となる変圧器の台数 K₁ 対策による省エネ率で表21に定める数値 K₂ 単位換算係数=1(単位 キロワット/kVA) T 年間稼働時間(単位 h/年) = 8,760</p> <p>表21 高効率変圧器の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">対策項目</th> <th colspan="2">省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">超高効率変圧器</td> <td rowspan="3">トッランナー基準に第二次判断基準を用いる場合</td> <td>油入</td> <td>単相</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三相</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>モールド</td> <td>単相</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トッランナー基準に第一次判断基準を用いる場合</td> <td>油入</td> <td>単相</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三相</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>モールド</td> <td>単相</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トッランナー変圧器2014</td> <td>油入</td> <td>単相</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三相</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>モールド</td> <td>単相</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トッランナー変圧器(2006)</td> <td>油入</td> <td>単相</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三相</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>モールド</td> <td>単相</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>三相</td> <td>0.004</td> </tr> </tbody> </table> <p>※超高効率変圧器(トッランナー基準に第二次判断基準を用いる場合)を平成26(2014)年度までに導入した場合は、超高効率変圧器(トッランナー基準に第一次判断基準を用いる場合)と同等と見なす。 ※トッランナー変圧器2014を平成26(2014)年度までに導入した場合は、トッランナー変圧器(2006)と同等と見なす。</p>	対策項目			省エネ率		超高効率変圧器	トッランナー基準に第二次判断基準を用いる場合	油入	単相	0.006		三相	0.006	モールド	単相	0.005	トッランナー基準に第一次判断基準を用いる場合	油入	単相	0.005		三相	0.005	モールド	単相	0.004	トッランナー変圧器2014	油入	単相	0.005		三相	0.005	モールド	単相	0.004	トッランナー変圧器(2006)	油入	単相	0.004		三相	0.004	モールド	単相	0.003			三相	0.004
対策項目			省エネ率																																																		
超高効率変圧器	トッランナー基準に第二次判断基準を用いる場合	油入	単相	0.006																																																	
			三相	0.006																																																	
		モールド	単相	0.005																																																	
	トッランナー基準に第一次判断基準を用いる場合	油入	単相	0.005																																																	
			三相	0.005																																																	
		モールド	単相	0.004																																																	
トッランナー変圧器2014	油入	単相	0.005																																																		
		三相	0.005																																																		
	モールド	単相	0.004																																																		
トッランナー変圧器(2006)	油入	単相	0.004																																																		
		三相	0.004																																																		
	モールド	単相	0.003																																																		
		三相	0.004																																																		
	3.4	照明の省エネ制御の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ 対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$ 対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E \times N \times K \times T / 1,000$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、E_{EA}、E、N、K、Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E 対象となる照明器具の消費電力(単位 ワット) N 対象となる照明器具の台数 K 対策による省エネ率で表22に定める数値の内、該当するものの合計値 T 対策前の年間点灯時間で表19に定める数値(単位 h/年) ただし、室用途を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、3,000 h/年とする。</p> <p>表22 照明の省エネ制御の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>初期照度補正制御</td><td>0.15</td></tr> <tr><td>昼光利用照明制御</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>人感センサーによる在室検知制御</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>明るさ感知による自動点滅制御</td><td>0.2</td></tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	初期照度補正制御	0.15	昼光利用照明制御	0.1	人感センサーによる在室検知制御	0.2	明るさ感知による自動点滅制御	0.2																																								
対策項目	省エネ率																																																				
初期照度補正制御	0.15																																																				
昼光利用照明制御	0.1																																																				
人感センサーによる在室検知制御	0.2																																																				
明るさ感知による自動点滅制御	0.2																																																				

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準																										
4. その他	4.1	高効率給湯システムの導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000) + \Sigma (E_F \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後のエネルギー使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1-K)$ $E_F = K_{GL} \times E_{FA} \times K / (1-K)$ (低圧ガスの場合) $E_F = K_{GM} \times E_{FA} \times K / (1-K)$ (中圧ガスの場合) $E_F = E_{FA} \times K / (1-K)$ (都市ガス以外の場合)</p> <p>対策後のエネルギー使用量を使用しない場合 $E_E = E \times N \times K / (1-K) \times T$ $E_F = E \times N \times K / (1-K) \times T \times 3.6 / K_E$</p> <p>これらの式において、$E_E$、$E_F$、$K_{CO_2}$、$K_E$、$E_{EA}$、$E_{FA}$、$K_{GL}$、$K_{GM}$、$H$、$E$、$N$、$K$、$T$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) E_F 年間燃料削減量(単位 ガス:Nm³/年、LPG:キログラム/年、油:リットル/年) K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 K_E 対策後のエネルギー消費量の換算係数で表2のエネルギー消費量換算係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E_{FA} 対策後の燃料使用量実績(単位 ガス:m³/年、LPG:キログラム/年、油:リットル/年) K_{GL} 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める低圧ガスの標準状態換算係数 K_{GM} 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める中圧ガスの標準状態換算係数 H 対象となる機器の給湯能力(単位 キロワット) E 対象となる機器の定格エネルギー消費量(単位 キロワット) N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表23に定める数値 T 給湯全負荷相当運転時間で表24に定める数値(単位 h/年) ただし、複合用途の場合の全負荷相当運転時間は、用途ごとの床面積で加重平均したものとする。用途別床面積を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、主たる用途の全負荷相当運転時間とする。</p> <p>表23 給湯システムの省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒートポンプ給湯機</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>潜熱回収型給湯器</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>ガスエンジン給湯器</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>燃料電池</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>表24 給湯の全負荷相当運転時間 (単位 h/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途名</th> <th>全負荷相当運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>商業施設(物販)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>商業施設(飲食)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>2,750</td> </tr> <tr> <td>教育施設</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>文化・娯楽施設</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	ヒートポンプ給湯機	0.2	潜熱回収型給湯器	0.1	ガスエンジン給湯器	0.2	燃料電池	0.2	用途名	全負荷相当運転時間	事務所	1,200	商業施設(物販)	1,200	商業施設(飲食)	1,200	宿泊施設	2,750	教育施設	1,200	医療施設	1,800	文化・娯楽施設	1,200
対策項目	省エネ率																												
ヒートポンプ給湯機	0.2																												
潜熱回収型給湯器	0.1																												
ガスエンジン給湯器	0.2																												
燃料電池	0.2																												
用途名	全負荷相当運転時間																												
事務所	1,200																												
商業施設(物販)	1,200																												
商業施設(飲食)	1,200																												
宿泊施設	2,750																												
教育施設	1,200																												
医療施設	1,800																												
文化・娯楽施設	1,200																												
	4.2	エレベーターの省エネ制御の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{EA} \times K / (1-K)$</p> <p>対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = L \times V \times N \times K \times F_S \times T / 860$</p> <p>これらの式において、$E_E$、$K_{CO_2}$、$E_{EA}$、$L$、$V$、$N$、$F_S$、$K$、$T$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO_2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) L 対象となるエレベーターの積載質量(単位 キログラム) V 対象となるエレベーターの定格速度(単位 m/分) N 対象となるエレベーターの台数 F_S 対象となるエレベーターの速度制御方式による係数=1/40 K 対策による省エネ率で表25に定める数値 T 年間運転時間(単位 h/年)=2,000</p> <p>表25 エレベーターの省エネ制御の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可変電圧可変周波数制御方式</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	可変電圧可変周波数制御方式	0.25																						
対策項目	省エネ率																												
可変電圧可変周波数制御方式	0.25																												

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準																				
	4.3	高効率エアコンプレッサーの導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、E_{EA}、Kは、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) K 対策による省エネ率で表26に定める数値の内、該当するものの合計値 ※対策後のエネルギー使用量が計量できる場合に限る(計量器の設置が必要)。</p> <p>表26 高効率エアコンプレッサーの省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバータ制御</td> <td>0.37</td> </tr> <tr> <td>永久磁石(IPM)モータ</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>プレミアム効率(IE3)モータ</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>高効率(IE2)モータ</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>2段圧縮方式</td> <td>0.16</td> </tr> <tr> <td>インバータ制御冷却ファン</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>増風量制御方式</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>圧縮機・モータ直結構造</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>複数台圧縮機制御</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※プレミアム効率(IE3)モータを平成26(2014)年度までに導入した場合は、高効率(IE2)モータと同等と見なす。</p>	対策項目	省エネ率	インバータ制御	0.37	永久磁石(IPM)モータ	0.1	プレミアム効率(IE3)モータ	0.06	高効率(IE2)モータ	0.04	2段圧縮方式	0.16	インバータ制御冷却ファン	0.05	増風量制御方式	0.05	圧縮機・モータ直結構造	0.05	複数台圧縮機制御	0.25
対策項目	省エネ率																						
インバータ制御	0.37																						
永久磁石(IPM)モータ	0.1																						
プレミアム効率(IE3)モータ	0.06																						
高効率(IE2)モータ	0.04																						
2段圧縮方式	0.16																						
インバータ制御冷却ファン	0.05																						
増風量制御方式	0.05																						
圧縮機・モータ直結構造	0.05																						
複数台圧縮機制御	0.25																						
	4.4	その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファン等の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ $E_E = E_{EA} \times K / (1 - K)$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、E_{EA}、Kは、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) K 対策による省エネ率で表27に定める数値 ※対策後のエネルギー使用量が計量できる場合に限る(計量器の設置が必要)。</p> <p>表27 高効率ポンプ・ブロワ・ファンの省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>永久磁石(IPM)モータ</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>プレミアム効率(IE3)モータ</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>高効率(IE2)モータ</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※プレミアム効率(IE3)モータを平成26(2014)年度までに導入した場合は、高効率(IE2)モータと同等と見なす。</p>	対策項目	省エネ率	永久磁石(IPM)モータ	0.1	プレミアム効率(IE3)モータ	0.06	高効率(IE2)モータ	0.04												
対策項目	省エネ率																						
永久磁石(IPM)モータ	0.1																						
プレミアム効率(IE3)モータ	0.06																						
高効率(IE2)モータ	0.04																						
	4.5	高効率冷凍冷蔵設備の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = $\Sigma (E_E \times K_{CO_2} / 1,000)$ 対策後の電気使用量を使用する場合 $E_E = E_{ECA} \times K_C / (1 - K_C) + E_{ELA} \times K_L / (1 - K_L)$ $E_{ECA} = E_{EA} \times (E_C \times T_C / (E_C \times T_C + E_L \times T_L))$ $E_{ELA} = E_{EA} \times (E_L \times T_L / (E_C \times T_C + E_L \times T_L))$ 対策後の電気使用量を使用しない場合 $E_E = E_C \times N \times T_C / 1,000 \times K_C / (1 - K_C) + E_L \times N \times T_L / 1,000 \times K_L / (1 - K_L)$ これらの式において、E_E、K_{CO₂}、E_{ECA}、E_{ELA}、E_{EA}、E_C、E_L、N、T_C、T_L、K_C、K_Lは、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_E 年間電気削減量(単位 キロワット時/年) K_{CO₂} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 E_{ECA} 対策後の機器の圧縮機の電気使用量(単位 キロワット時/年) E_{ELA} 対策後の機器の照明器具の電気使用量(単位 キロワット時/年) E_{EA} 対策後の電気使用量実績(単位 キロワット時/年) E_C 対象となる機器の圧縮機出力(単位 ワット) E_L 対象となる機器の照明器具の合計の消費電力(単位 ワット) N 対象となる機器の台数 T_C 圧縮機の全負荷相当運転時間=6,000(単位 h/年) T_L 年間点灯時間=4,500(単位 h/年) K_C 対策による省エネ率で、表28に定める数値のインバータ圧縮機の項目にあたるもの K_L 対策による省エネ率で、表28に定める数値の高効率照明の項目にあたるもの</p> <p>表28 高効率冷凍冷蔵設備の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">インバータ圧縮機</td> <td>ショーケース</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>ショーケース以外</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高効率照明</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	省エネ率	インバータ圧縮機	ショーケース	0.4	ショーケース以外	0.5	高効率照明	0.3											
対策項目	省エネ率																						
インバータ圧縮機	ショーケース	0.4																					
	ショーケース以外	0.5																					
高効率照明	0.3																						

区分	No.	削減対策項目	対策削減量算定基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	4.6	高効率工業炉の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = Σ (E_F × K_{CO2} / 1,000)</p> <p>E_F = K_{GL} × E_{FA} × N × K / (1-K) (低圧ガスの場合) E_F = K_{GM} × E_{FA} × N × K / (1-K) (中圧ガスの場合) E_F = E_{FA} × N × K / (1-K) (都市ガス以外の場合)</p> <p>これらの式において、E_F、K_{CO2}、K_{GL}、K_{GM}、E_{FA}、N、Kは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_F 年間燃料削減量(単位 ガス:Nm³/年、LPG:キログラム/年、油:リットル/年) K_{CO2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 K_{GL} 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める低圧ガスの標準状態換算係数 K_{GM} 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに定める中圧ガスの標準状態換算係数 E_{FA} 対策後の燃料使用実績(単位 ガス:m³/年、A重油:キログラム/年、LPG:キログラム/年) N 対象となる機器の台数 K 対策による省エネ率で表29に定める数値</p> <p>※対策後のエネルギー使用量が計量できる場合に限る(計量器の設置が必要)。</p> <p>表29 高効率工業炉の省エネ率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策項目</th> <th>省エネ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">リジエネレタイプバーナー</td> <td>炉温(単位 °C)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000未満</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>1,000以上1,200未満</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>1,200以上</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>根拠書類のない場合</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※炉温の測定位置が複数ある場合は、最も低い温度を炉温とする。また、製品によって設定する炉温が複数ある場合は、平均の炉温による。</p>	対策項目		省エネ率	リジエネレタイプバーナー	炉温(単位 °C)		1,000未満	0.3	1,000以上1,200未満	0.4	1,200以上	0.5		根拠書類のない場合	0.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
対策項目		省エネ率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
リジエネレタイプバーナー	炉温(単位 °C)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1,000未満	0.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1,000以上1,200未満	0.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1,200以上	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	根拠書類のない場合	0.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	4.7	高性能ガラス等の導入	<p>年間削減量(単位 t-CO₂/年) = Σ (q × K_{CO2} / 1,000)</p> <p>q = q₀ × A</p> <p>これらの式において、q、q₀、Aは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>q 年間熱負荷削減量(単位 メガジュール/年) K_{CO2} CO₂排出量の排出係数で表2のCO₂排出量排出係数の欄に定める数値 q₀ ガラス面積当たりの基準年間熱負荷削減量で、表30に定める値 ただし、用途を指定しない場合(簡易法を用いる場合)は、事務所用途の基準年間熱負荷削減量とする。 A 対象となるガラス面積(単位 m²)</p> <p>表30 ガラス面積当たりの基準年間熱負荷削減量(単位 メガジュール・年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">対策項目</th> <th colspan="8">方位</th> <th rowspan="2">水平</th> </tr> <tr> <th>北</th> <th>東</th> <th>南</th> <th>西</th> <th>北東</th> <th>南東</th> <th>南西</th> <th>北西</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">事務所</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>70</td> <td>140</td> <td>150</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>160</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>高性能熱線反射複層ガラス</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>110</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>熱線反射複層ガラス</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>90</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収複層ガラス</td> <td>110</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>熱線反射ガラス</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>40</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収ガラス</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>複層ガラス</td> <td>70</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>60</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">商業施設(物販)</td> <td>透明ガラス+遮熱フィルム</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>10</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>100</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>高性能熱線反射複層ガラス</td> <td>100</td> <td>110</td> <td>80</td> <td>120</td> <td>110</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>熱線反射複層ガラス</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>100</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収複層ガラス</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>60</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>熱線反射ガラス</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収ガラス</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">商業施設(飲食)</td> <td>複層ガラス</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>透明ガラス+遮熱フィルム</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>270</td> <td>250</td> <td>160</td> <td>260</td> <td>280</td> <td>220</td> <td>230</td> <td>280</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>高性能熱線反射複層ガラス</td> <td>220</td> <td>220</td> <td>150</td> <td>230</td> <td>240</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>240</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>熱線反射複層ガラス</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>140</td> <td>210</td> <td>220</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>220</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収複層ガラス</td> <td>190</td> <td>170</td> <td>110</td> <td>180</td> <td>200</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>熱線反射ガラス</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">宿泊施設</td> <td>熱線吸収ガラス</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>複層ガラス</td> <td>170</td> <td>130</td> <td>60</td> <td>130</td> <td>160</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>160</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>透明ガラス+遮熱フィルム</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>390</td> <td>350</td> <td>250</td> <td>360</td> <td>400</td> <td>320</td> <td>330</td> <td>400</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>高性能熱線反射複層ガラス</td> <td>300</td> <td>270</td> <td>190</td> <td>280</td> <td>310</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>310</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>熱線反射複層ガラス</td> <td>280</td> <td>260</td> <td>180</td> <td>260</td> <td>290</td> <td>230</td> <td>240</td> <td>290</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収複層ガラス</td> <td>280</td> <td>260</td> <td>180</td> <td>260</td> <td>290</td> <td>230</td> <td>240</td> <td>290</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">教育施設</td> <td>熱線反射ガラス</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収ガラス</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>複層ガラス</td> <td>280</td> <td>250</td> <td>180</td> <td>260</td> <td>280</td> <td>230</td> <td>240</td> <td>280</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>透明ガラス+遮熱フィルム</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>140</td> <td>130</td> <td>50</td> <td>130</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>高性能熱線反射複層ガラス</td> <td>120</td> <td>130</td> <td>90</td> <td>130</td> <td>140</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>140</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>熱線反射複層ガラス</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">医療施設</td> <td>熱線吸収複層ガラス</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>20</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>100</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>熱線反射ガラス</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収ガラス</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>複層ガラス</td> <td>70</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>60</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>透明ガラス+遮熱フィルム</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>260</td> <td>220</td> <td>80</td> <td>230</td> <td>260</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>270</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>高性能熱線反射複層ガラス</td> <td>220</td> <td>190</td> <td>120</td> <td>200</td> <td>230</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>230</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">文化施設</td> <td>熱線反射複層ガラス</td> <td>200</td> <td>180</td> <td>100</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>210</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収複層ガラス</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>40</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>180</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>熱線反射ガラス</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収ガラス</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>複層ガラス</td> <td>160</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>150</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>透明ガラス+遮熱フィルム</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>270</td> <td>250</td> <td>160</td> <td>260</td> <td>280</td> <td>220</td> <td>230</td> <td>280</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">文化施設</td> <td>高性能熱線反射複層ガラス</td> <td>220</td> <td>220</td> <td>150</td> <td>230</td> <td>240</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>240</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>熱線反射複層ガラス</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>140</td> <td>210</td> <td>220</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>220</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収複層ガラス</td> <td>190</td> <td>170</td> <td>110</td> <td>180</td> <td>200</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>熱線反射ガラス</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>熱線吸収ガラス</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>複層ガラス</td> <td>170</td> <td>130</td> <td>60</td> <td>130</td> <td>160</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>160</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>透明ガラス+遮熱フィルム</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他の用途(工場等)の場合は、事務所を適用する。</p> <p>※対象のガラス面の方位は、8方位(北、東、南、西、北東、南東、南西、北西)と水平面とし、当該ガラス面の方位が8方位の間にある場合は、近いほうの8方位を選択するものとする。ただし、8方位の中間(16方位)にガラス面の方位がある場合は、南よりの方位を選択するものとする。</p>	用途	対策項目	方位								水平	北	東	南	西	北東	南東	南西	北西	事務所	Low-E 複層ガラス	150	140	70	140	150	80	90	160	340	高性能熱線反射複層ガラス	140	140	110	150	140	120	120	150	380	熱線反射複層ガラス	120	120	90	130	130	100	100	130	330	熱線吸収複層ガラス	110	90	30	90	100	40	50	100	210	熱線反射ガラス	30	50	80	60	40	70	70	40	170	熱線吸収ガラス	20	30	50	30	20	40	40	20	90	複層ガラス	70	20	-	20	60	-	-	60	10	商業施設(物販)	透明ガラス+遮熱フィルム	20	40	60	40	30	50	50	30	120	Low-E 複層ガラス	90	80	10	90	100	30	30	100	360	高性能熱線反射複層ガラス	100	110	80	120	110	90	90	120	400	熱線反射複層ガラス	90	90	60	100	100	70	70	100	340	熱線吸収複層ガラス	60	40	-	50	60	-	10	60	220	熱線反射ガラス	40	60	80	70	50	80	70	50	180	熱線吸収ガラス	20	40	50	40	30	40	40	30	100	商業施設(飲食)	複層ガラス	10	-	-	-	-	-	-	-	20	透明ガラス+遮熱フィルム	30	50	60	50	40	60	50	40	130	Low-E 複層ガラス	270	250	160	260	280	220	230	280	410	高性能熱線反射複層ガラス	220	220	150	230	240	200	200	240	400	熱線反射複層ガラス	210	200	140	210	220	180	180	220	360	熱線吸収複層ガラス	190	170	110	180	200	150	150	200	270	熱線反射ガラス	20	40	40	40	40	40	40	30	130	宿泊施設	熱線吸収ガラス	10	20	20	20	20	30	20	20	70	複層ガラス	170	130	60	130	160	100	100	160	120	透明ガラス+遮熱フィルム	20	20	30	30	30	30	30	20	90	Low-E 複層ガラス	390	350	250	360	400	320	330	400	450	高性能熱線反射複層ガラス	300	270	190	280	310	250	250	310	390	熱線反射複層ガラス	280	260	180	260	290	230	240	290	360	熱線吸収複層ガラス	280	260	180	260	290	230	240	290	310	教育施設	熱線反射ガラス	-	-	-	-	10	-	-	10	70	熱線吸収ガラス	-	-	-	-	-	-	-	10	40	複層ガラス	280	250	180	260	280	230	240	280	240	透明ガラス+遮熱フィルム	-	-	-	-	-	-	-	10	50	Low-E 複層ガラス	140	130	50	130	150	90	100	150	280	高性能熱線反射複層ガラス	120	130	90	130	140	120	120	140	310	熱線反射複層ガラス	110	110	70	120	120	100	100	120	270	医療施設	熱線吸収複層ガラス	100	80	20	80	100	50	60	100	170	熱線反射ガラス	20	40	60	50	30	60	60	30	140	熱線吸収ガラス	10	20	40	30	20	30	30	20	80	複層ガラス	70	30	-	30	60	-	-	60	10	透明ガラス+遮熱フィルム	20	30	40	30	20	40	40	20	100	Low-E 複層ガラス	260	220	80	230	260	170	180	270	330	高性能熱線反射複層ガラス	220	190	120	200	230	170	180	230	350	文化施設	熱線反射複層ガラス	200	180	100	180	210	150	160	210	300	熱線吸収複層ガラス	180	150	40	150	180	110	110	180	200	熱線反射ガラス	20	40	70	40	30	60	60	30	150	熱線吸収ガラス	10	20	40	20	20	40	30	20	80	複層ガラス	160	100	-	100	150	30	40	150	40	透明ガラス+遮熱フィルム	20	30	50	30	20	50	40	20	100	Low-E 複層ガラス	270	250	160	260	280	220	230	280	410	文化施設	高性能熱線反射複層ガラス	220	220	150	230	240	200	200	240	400	熱線反射複層ガラス	210	200	140	210	220	180	180	220	360	熱線吸収複層ガラス	190	170	110	180	200	150	150	200	270	熱線反射ガラス	20	40	40	40	40	40	40	30	130	熱線吸収ガラス	10	20	20	20	20	30	20	20	70	複層ガラス	170	130	60	130	160	100	100	160	120	透明ガラス+遮熱フィルム	20	20	30	30	30	30	30	20	90
用途	対策項目	方位								水平																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		北	東	南	西	北東	南東	南西	北西																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事務所	Low-E 複層ガラス	150	140	70	140	150	80	90	160	340																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高性能熱線反射複層ガラス	140	140	110	150	140	120	120	150	380																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射複層ガラス	120	120	90	130	130	100	100	130	330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収複層ガラス	110	90	30	90	100	40	50	100	210																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射ガラス	30	50	80	60	40	70	70	40	170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収ガラス	20	30	50	30	20	40	40	20	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	複層ガラス	70	20	-	20	60	-	-	60	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
商業施設(物販)	透明ガラス+遮熱フィルム	20	40	60	40	30	50	50	30	120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	Low-E 複層ガラス	90	80	10	90	100	30	30	100	360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高性能熱線反射複層ガラス	100	110	80	120	110	90	90	120	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射複層ガラス	90	90	60	100	100	70	70	100	340																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収複層ガラス	60	40	-	50	60	-	10	60	220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射ガラス	40	60	80	70	50	80	70	50	180																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収ガラス	20	40	50	40	30	40	40	30	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
商業施設(飲食)	複層ガラス	10	-	-	-	-	-	-	-	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	透明ガラス+遮熱フィルム	30	50	60	50	40	60	50	40	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	Low-E 複層ガラス	270	250	160	260	280	220	230	280	410																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高性能熱線反射複層ガラス	220	220	150	230	240	200	200	240	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射複層ガラス	210	200	140	210	220	180	180	220	360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収複層ガラス	190	170	110	180	200	150	150	200	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射ガラス	20	40	40	40	40	40	40	30	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
宿泊施設	熱線吸収ガラス	10	20	20	20	20	30	20	20	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	複層ガラス	170	130	60	130	160	100	100	160	120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	透明ガラス+遮熱フィルム	20	20	30	30	30	30	30	20	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	Low-E 複層ガラス	390	350	250	360	400	320	330	400	450																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高性能熱線反射複層ガラス	300	270	190	280	310	250	250	310	390																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射複層ガラス	280	260	180	260	290	230	240	290	360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収複層ガラス	280	260	180	260	290	230	240	290	310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
教育施設	熱線反射ガラス	-	-	-	-	10	-	-	10	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収ガラス	-	-	-	-	-	-	-	10	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	複層ガラス	280	250	180	260	280	230	240	280	240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	透明ガラス+遮熱フィルム	-	-	-	-	-	-	-	10	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	Low-E 複層ガラス	140	130	50	130	150	90	100	150	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高性能熱線反射複層ガラス	120	130	90	130	140	120	120	140	310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射複層ガラス	110	110	70	120	120	100	100	120	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
医療施設	熱線吸収複層ガラス	100	80	20	80	100	50	60	100	170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射ガラス	20	40	60	50	30	60	60	30	140																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収ガラス	10	20	40	30	20	30	30	20	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	複層ガラス	70	30	-	30	60	-	-	60	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	透明ガラス+遮熱フィルム	20	30	40	30	20	40	40	20	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	Low-E 複層ガラス	260	220	80	230	260	170	180	270	330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高性能熱線反射複層ガラス	220	190	120	200	230	170	180	230	350																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
文化施設	熱線反射複層ガラス	200	180	100	180	210	150	160	210	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収複層ガラス	180	150	40	150	180	110	110	180	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射ガラス	20	40	70	40	30	60	60	30	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収ガラス	10	20	40	20	20	40	30	20	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	複層ガラス	160	100	-	100	150	30	40	150	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	透明ガラス+遮熱フィルム	20	30	50	30	20	50	40	20	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	Low-E 複層ガラス	270	250	160	260	280	220	230	280	410																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
文化施設	高性能熱線反射複層ガラス	220	220	150	230	240	200	200	240	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射複層ガラス	210	200	140	210	220	180	180	220	360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収複層ガラス	190	170	110	180	200	150	150	200	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線反射ガラス	20	40	40	40	40	40	40	30	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	熱線吸収ガラス	10	20	20	20	20	30	20	20	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	複層ガラス	170	130	60	130	160	100	100	160	120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	透明ガラス+遮熱フィルム	20	20	30	30	30	30	30	20	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

別表第2

物理量	使用単位	換算率
電力量	MWh	1kWh = 0.001MWh
熱量	GJ	1MJ = 0.001GJ 1Mcal = 0.004186GJ 1Gcal = 4.186GJ
	kJ	1kcal = 4.186kJ 1kWh = 3600kJ
熱源容量	kW	1USRT = 3.516kW 1kcal/h = 0.001163kW 1kJ/h = 0.0002778kW 1MJ/h = 0.2778kW
流量	L/min	1m ³ /h = 16.67L/min 1m ³ /min = 1000L/min
風量	m ³ /h	1m ³ /min = 60m ³ /h 1CMH = 1m ³ /h 1CMM = 60m ³ /h
電圧	V	1kV = 1000V
圧力 (揚程)	Pa	1mH ₂ O = 9.807kPa 1mAq = 9.807kPa 1m = 9.807kPa
蒸気圧力	MPa	1kg/cm ² = 0.09807MPa
蒸発量	kW	1kg/h = 0.625kW
号数	号	1号 = 6285kJ/h

※使用単位に換算するためには、右辺にある数値を乗ずる。

流量と温度差から熱量を算出する場合

$$H = \frac{L \times \Delta t}{14.3} = \frac{L \times (t_1 - t_2)}{14.3} \quad \left(\begin{array}{ll} H: \text{熱量(kW)} & L: \text{流量(L/min)} \\ \Delta t: \text{温度差} & t_1, t_2: \text{温度(}^\circ\text{C)} \end{array} \right)$$

別表第 3

別表 3-1 トップランナー基準が示す基準値

【家庭用、冷房能力が 4kW 以下であって直吹き壁掛けのもの】

区分			通年エネルギー消費効率 (APF)
冷房能力	室内機の寸法タイプ	区分名	
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	A	5.8
	寸法フリータイプ	B	6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ	C	4.9
	寸法フリータイプ	D	6.0

備考 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

別表 3-2 トップランナー基準が示す基準値 【家庭用であって表1以外のもの】

区分			通年エネルギー消費効率 (APF)
ユニットの形態	冷房能力	区分名	
直吹き形で壁掛け形のもの (マルチタイプのもののうち 室内機の運転を個別制御する ものを除く。)	4.0kW 超 5.0kW 以下	E	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	F	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	G	4.5
直吹き形でその他のもの (マルチタイプのもののうち 室内機の運転を個別制御する ものを除く。)	3.2kW 以下	H	5.2
	3.2kW 超 4.0kW 以下	I	4.8
	4.0kW 超 28.0kW 以下	J	4.3
マルチタイプのものであって 室内機の運転を個別制御する もの	4.0kW 以下	K	5.4
	4.0kW 超 7.1kW 以下	L	5.4
	7.1kW 超 28.0kW 以下	M	5.4

備考 「マルチタイプ」のものとは、1 の室外機に 2 以上の室外機を接続するものをいう。

別表 3-3 トップランナー基準が示す基準値【業務用】

形態及び機能	区分			通年エネルギー消費効率 (APF) 又はその算定式
	室内機の種類	冷房能力	区分名	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向 カセット形	3.6kW 未満	aa	E=6.0
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	ab	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	ac	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	ad	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向 カセット形以外	3.6kW 未満	ae	E=5.1
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	af	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	ag	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	ah	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプ のもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	ai	E=5.7
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	aj	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	ak	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	al	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20kW 未満	am	E=4.9
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	an	E=4.9
	ダクト形	20kW 未満	ao	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	ap	E=4.7

備考 1. 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2. 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

3. E 及び A は次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率(単位 通年エネルギー消費効率)

A: 冷房能力(単位 キロワット)

別表 3-4 グリーン購入法が示す判断基準値

冷房能力	期間成績係数 (APFp)
28kW 未満	1.07 以上
28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
56kW 以上	1.70 以上

備考 1. ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のグリーン購入法判断基準値とは「環境物品等の調達に関する基本方針」に記載される判断基準値とする。定格冷房能力が7.1kWを超え28kW未満の機器は、「10. エアコンディショナー等」の「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断基準値を採用する。定格冷房能力が28kW以上の機器は「21. 公共工事」の「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」の判断基準値を採用する。

年 月 日

東京都知事 殿

申請（届出）者

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イの都内削減量について、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により、都内中小クレジットの事業所範囲の申請及び削減量（見込）の届出を次のとおり行います。

事業所の名称		
事業所の所在地	区	
事業所範囲	別添のとおり	
推計削減量見込み量	別添(第1号様式その2)のとおり	
添付書類	別添のとおり	
連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所(所在地)	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
	備考	
※受付欄		

1 事業所の概要

※お客さま番号等は、建物の取引メーター(親メーター)について記載してください。

事業所の名称			
事業所の所在地			
主たる用途			
延床面積又は事業所の床面積[m ²]			
事業所の 重複確認情報	電力会社名称		
	お客さま番号等		
	ガス会社名称		
	お客さま番号等		

2 認定申請の範囲

※申請する予定の申請の単位にチェックを入れてください。

認定申請の単位	<input checked="" type="radio"/>	建物全部
	<input type="radio"/>	建物全部から一部分を除く
	<input type="radio"/>	建物内の一部分

建物全部から一部分を除く場合、及び、建物内の一部分の場合は、申請範囲の詳細をいかに記すこと。
(例)3階の専有部の東側区画、1階のテナント部分を除く全体、など

3 推計削減量(見込)

	tCO ₂
--	------------------

4 クレジットが発行された場合の用途(予定)

--

5 備考欄

--

年 月 日

東京都知事 殿

申請者

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

都内中小クレジット削減量認定申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イの都内削減量の規定について、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により、都内中小クレジットの削減量の認定を次のとおり申請します。

事業所の名称		
事業所の所在地	区	
地球温暖化対策報告書制度に係る事業所番号		
事業所番号		
都内中小クレジットに係る削減量	別添(都内中小クレジット算定書)のとおり	
都内中小クレジット算定書	別添のとおり	
検証結果	別添のとおり	
連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所(所在地)	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
備考		
※受付欄		

都内中小クレジット算定書

事業所の概要

事業所番号

事業者の氏名

事業所の名称

事業所の所在地

主たる用途

しゅん工年月(西暦) 延床面積又は事業所の床面積 m²

電気事業者 お客さま番号等

ガス事業者 お客さま番号等

用途別床面積

※ 床面積は、各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は共用部面積を専用部面積比で案分する。

用途名	含まれる用途	床面積 [m ²]
事務所	事務所、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設(事務所的なものに限る)、宗教施設 など	
商業施設(物販)	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル など	
商業施設(飲食)	飲食店、食堂、喫茶店 など	
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 など	
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 など	
医療施設	病院、大学病院 など	
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場 など	
その他	工場など	
合計	(住宅用途 <input type="text"/> m ²)	

削減対策項目と対策削減量集計表

区分	No.	削減対策項目	対策削減量 [t-CO ₂ /年]												
			第二計画期間					第三計画期間							
			対策1	対策2	対策3	対策4以降	合計	対策1	対策2	対策3	対策4以降	合計			
1. 熱源・熱搬送設備	1.1	高効率熱源機器の導入													
	1.2	高効率冷却塔の導入													
	1.3	高効率空調用ポンプの導入													
	1.4	空調用ポンプの変流量制御の導入													
2. 空調・換気設備	2.1	高効率パッケージ形空調機の導入													
	2.2	高効率空調機の導入													
	2.3	全熱交換器等の導入													
	2.4	高効率空調・換気用ファンの導入													
	2.5	空調の省エネ制御の導入													
3. 照明・電気設備	3.1	高効率照明器具の導入													
	3.2	高輝度型誘導灯の導入													
	3.3	高効率変圧器の導入													
	3.4	照明の省エネ制御の導入													
4. その他	4.1	高効率給湯システムの導入													
	4.2	エレベーターの省エネ制御の導入													
	4.3	高効率エアコンプレッサーの導入													
	4.4	その他の高効率ポンプ・ブロウ・ファン等の導入													
	4.5	高効率冷凍冷蔵設備の導入													
	4.6	高効率工業炉の導入													
	4.7	高性能ガラス等の導入													
	合計														

都内中小クレジット算定結果

年度	発行開始年度	基準排出量 決定年度	電気 使用量 [MWh/年]	都市ガス 使用量 [GJ/年]	LPG 使用量 [t/年]	A重油 使用量 [kl/年]	灯油 使用量 [kl/年]	熱使用量 [GJ/年]	その他 [GJ/年]	排出量 実績値 [t-CO ₂ /年]	基準 排出量 [t-CO ₂ /年]	算定年度 削減量 [t-CO ₂ /年]	推計 削減量 [t-CO ₂ /年]	都内中小 クレジット [t-CO ₂ /年]
2007年度以前														
2008年度														
2009年度														
2010年度														
2011年度														
2012年度														
2013年度														
2014年度														
2015年度														
2016年度														
2017年度														
2018年度														
2019年度														
2020年度														
2021年度														
2022年度														
2023年度														
2024年度														
2025年度														
2026年度														
2027年度														
2028年度														
2029年度														

都内中小クレジット算定基準

- 算定年度削減量 :A 対策削減量 :B
- ① A=0の場合 都内中小クレジット=0
- ② A<B×1.1の場合 都内中小クレジット=A
- ③ 上記以外の場合 都内中小クレジット=B×1.1

推計削減量合計 [t-CO₂]

都内中小クレジットを算定する年度 年度 ~ 年度

都内中小クレジット

第一計画期間 [t-CO₂]

第二計画期間 [t-CO₂]

第三計画期間 [t-CO₂]

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その2

エネルギー使用量

No.	エネルギー種別	メーター種別	除外対象	供給会社等	お客さま番号等	単位	年度	エネルギー使用量											
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その3

1.1 高効率熱源機器の導入

No.	削減対策内容										対策削減量														
	対策No.	実施年度	機器記号	用途	機種	冷凍能力 [kW]	加熱能力 [kW]	台数	エネルギー種別	対策項目				省エネ率		全負荷相当運転時間 [h/年]	対策後のエネルギー使用量推計値	対策後のエネルギー使用量実績値	年間エネルギー削減量	年間削減量 [t-CO ₂ /年]					
										1台当たりの定格エネルギー消費量		定格COP又はボイラー効率								冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房
										冷房	暖房	冷房	暖房												
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									
22																									
23																									
24																									
25																									
26																									
27																									
28																									
29																									
30																									

1.2 高効率冷却塔の導入

No.	削減対策内容										対策削減量																	
	対策No.	実施年度	機器記号	種別	白煙防止形	冷却能力 [kW]	ファン電動機出力 [kW]	散水ホンプ電動機出力 [kW]	台数	対策項目					省エネ率	冷房全負荷相当運転時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]								
										ファン		散水ポンプ								省エネ形(超低騒音形)相当品	モータ直結形ファン	プレミアム効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ	プレミアム効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												
21																												
22																												
23																												
24																												
25																												
26																												
27																												
28																												
29																												
30																												

1.3 高効率空調用ポンプの導入

No.	削減対策内容							対策削減量										
	対策No.	実施年度	機器記号	種別	電動機出力 [kW]	台数	対策項目			省エネ率	全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							永久磁石 (IPM) モータ	プレミアム効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ		冷房	暖房				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

1.4 空調用ポンプの変流量制御の導入

No.	削減対策内容										対策削減量								
	対策No.	実施年度	機器記号	種別	電動機出力 [kW]	台数	対策項目				省エネ率	全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							空調1次ポンプ変流量制御	冷却水ポンプ変流量制御	空調2次ポンプ変流量制御	空調2次ポンプの末端差圧制御		冷房	暖房				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その7

2.1 高効率パッケージ形空調機の導入

No.	削減対策内容											対策削減量																	
	対策 No.	実施 年度	機器記号	種別	冷房 能力 [kW]	暖房 能力 [kW]	台数	エネルギー 種別	対策項目					省エネ率		全負荷相当 運転時間 [h/年]		対策後の エネルギー使用量 推計値	対策後の エネルギー使用量 実績値	年間エネルギー 削減量	年間削減量 [t-CO ₂ /年]								
									屋外機 1台当たりの 定格エネルギー 消費量[kW]		冷暖 房 平均 COP	APF・ APFP	APF・ APFP 評価 対象 機器	冷媒 蒸発 温度 自動 変更 機能	冷房	暖房	冷房				暖房	第一 計画 期間	第二 計画 期間	第三 計画 期間					
									冷房	暖房																			
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													
11																													
12																													
13																													
14																													
15																													
16																													
17																													
18																													
19																													
20																													
21																													
22																													
23																													
24																													
25																													
26																													
27																													
28																													
29																													
30																													

2.2 高効率空調機の導入

No.	削減対策内容											対策削減量								
	対策No.	実施年度	機器記号	送風量 [m ³ /h]	電動機出力 [kW]	台数	対策項目						省エネ率	全負荷相当 運転時間 [h/年]	対策後の 電気使用 量推計値 [kWh/年]	対策後の 電気使用 量実績値 [kWh/年]	年間電気 削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							ダブル プラグ ファン	プラグ ファン	モータ 直結形 ファン	永久磁 石 (IPM) モータ	プレミアム 効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ						楕円管 熱交換 器	第一 計画期間	第二 計画期間
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				

2.3 全熱交換器等の導入

No.	削減対策内容									対策削減量									
	対策No.	実施年度	機器記号	外気量 [m ³ /h]	排気量 [m ³ /h]	台数	対策項目			省エネ率	比エンタルピー差 [kJ/kg]		全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の 熱負荷 推計値 [MJ/年]	年間熱負 荷削減量 [MJ/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							全熱交換器 エンタルピー制 御 有り	全熱交換器 エンタルピー制 御 無し	除加湿可能 全熱交換 機能付 外気処理機		冷房	暖房	冷房	暖房			第一 計画期間	第二 計画期間	第三 計画期間
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

2.4 高効率空調・換気用ファンの導入

No.	削減対策内容									対策削減量								
	対策No.	実施年度	機器記号	送風量 [m³/h]	電動機 出力 [kW]	台数	対策項目				省エネ率	年間 運転時間 [h/年]	対策後の 電気使用 量推計値 [kWh/年]	対策後の 電気使用 量実績値 [kWh/年]	年間電気 削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							モータ 直結形 ファン	永久磁石 (IPM) モータ	プレミアム 効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ						第一 計画期間	第二 計画期間	第三 計画期間
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

2.5 空調の省エネ制御の導入(外気負荷の抑制)

No.	削減対策内容										対策削減量									
	対策No.	実施年度	機器記号	送風量 [m3/h]	外気量 [m3/h]	電動機出力 [kW]	台数	対策項目			省エネ率	比エンタルピー差 [kJ/kg]		全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の熱負荷 推計値 [MJ/年]	年間熱負荷削減量 [MJ/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								ウォーミングアップ時の外気遮断制御	CO ₂ 濃度による外気量制御	空調の最適起動制御		冷房	暖房	冷房	暖房			第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				

2.5 空調の省エネ制御の導入(空気搬送動力の低減)

No.	削減対策内容							対策削減量								
	対策No.	実施年度	機器記号	送風量 [m ³ /h]	電動機出力 [kW]	台数	対策項目		省エネ率	全負荷相当 運転時間 [h/年]	対策後の 電気使用 量推計値 [kWh/年]	対策後の 電気使用 量実績値 [kWh/年]	年間電気 削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							空調機の変風量 制御	空調機の間欠運転 制御						第一 計画期間	第二 計画期間	第三 計画期間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

2.5 空調の省エネ制御の導入(水搬送動力の低減)

No.	削減対策内容								対策削減量									
	対策No.	実施年度	機器記号	種別	1台当たりの水量 [l/min]	台数	合計水量 [l/min]	対策項目		省エネ率	換算係数 [kW/(l/min)]	全負荷相当運転時間 [h/年]		対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								空調用ポンプインバータ変流量制御	ファンコイルユニットの比例制御			冷房	暖房			第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

2.6 換気の省エネ制御の導入

No.	削減対策内容								対策削減量									
	対策No.	実施年度	機器記号	種別	ファン電動機出力 [kW]	圧縮機電動機出力 [kW]	台数	対策項目			省エネ率	年間運転時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								温度制御	空調併用による温度制御	CO又はCO ₂ 濃度制御						第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

3.1 高効率照明器具の導入

No.	削減対策内容														対策削減量											
	対策 No.	実施年度	器具記号	室用途	対策項目								ランプワット数 [W]	1台当たりの灯数	1台当たりの定格光束 [lm]	1台当たりの消費電力 [W]	台数	省工率	年間点灯時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]			
					ランプ種類				LED (直管形)		LED (直管形以外)												第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間	
					直管形 蛍光ランプ (FHF,FHC)	コンパクト形 蛍光ランプ (FHT,FHP)	セラミック メタルハライド ランプ	高圧 ナトリウム ランプ	器具更新	ランプ交換	器具更新	ランプ交換														
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
21																										
22																										
23																										
24																										
25																										
26																										
27																										
28																										
29																										
30																										

3.2 高輝度型誘導灯の導入

No.	削減対策内容								対策削減量						
	対策No.	実施年度	器具記号	等級・形状	対策項目				省エネ率	年間点灯時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
					冷陰極管	LED	1台当たりの消費電力 [W]	台数					第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															

3.3 高効率変圧器の導入

No.	削減対策内容									対策削減量						
	対策No.	実施年度	記号・系統	相	種別	変圧器容量 [kVA]	台数	対策項目			省エネ率	年間稼働時間 [h/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								超高効率変圧器	トポランナー変圧器 2014	トポランナー変圧器 2006				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

3.4 照明の省エネ制御の導入

No.	削減対策内容								対策削減量										
	対策No.	実施年度	器具記号	室用途	ランプ種類	消費電力[W]	台数	対策項目				省エネ率	対策前の年間点灯時間[h/年]	対策後の電気使用量推計値[kWh/年]	対策後の電気使用量実績値[kWh/年]	年間電気削減量[kWh/年]	年間削減量[t-CO ₂ /年]		
								初期照度補正制御	昼光利用照明制御	人センサーによる在室検知制御	明るさ感知による自動点滅制御						第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

4.1 高効率給湯システムの導入

No.	削減対策内容										対策削減量								
	対策No.	実施年度	機器記号	給湯能力 [kW]	1台当たりの定格エネルギー消費量 [kW]	台数	エネルギー種別	対策項目				省エネ率	給湯全負荷相当運転時間 [h/年]	対策後のエネルギー使用量 推計値	対策後のエネルギー使用量 実績値	年間エネルギー削減量	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								ヒートポンプ給湯機	潜熱回収型給湯器	ガスエンジン給湯器	燃料電池						第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

4.2 エレベーターの省エネ制御の導入

No.	削減対策内容							対策削減量								
	対策No.	実施年度	号機名	積載質量 [kg]	定格速度 [m/min]	電動機出力 [kW]	台数	対策項目	省エネ率	年間運転時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								可変電圧可変周波数制御方式						第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

4.3 高効率エアコンプレッサーの導入

No.	削減対策内容														対策削減量					
	対策No.	実施年度	機器記号	電動機出力 [kW]	台数	対策項目									省エネ率	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
						インバータ制御	永久磁石 (IPM) モーター	プレミアム効率 (IE3) モーター	高効率 (IE2) モーター	2段圧縮方式	インバータ制御冷却ファン	増風量制御方式	圧縮機・モーター直結構造	複数台圧縮機制御				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その22

4.4 その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファン等の導入

No.	削減対策内容							対策削減量							
	対策No.	実施年度	機器記号	種別	電動機出力 [kW]	台数	対策項目			省エネ率	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
							永久磁石 (IPM) モータ	プレミアム効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															

5 高効率冷凍冷蔵設備の導入

No.	削減対策内容								対策削減量										
	対策No.	実施年度	機器記号	種別	圧縮機出力 [W]	照明消費電力 [W]	台数	対策項目		省エネ率		圧縮機全負荷相当運転時間	年間点灯時間 [h/年]	対策後の電気使用量推計値 [kWh/年]	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								インバータ圧縮機	高効率照明	インバータ圧縮機	高効率照明						第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

第3号様式(都内中小クレジット算定ガイドライン)その24

5 高効率工業炉の導入

No.	削減対策内容								対策削減量					
	対策No.	実施年度	機器記号	バーナー出力 [kW]	炉温 [°C]	台数	エネルギー種別	対策項目	省エネ率	対策後の燃料使用量実績値	年間燃料削減量	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
								リネレタイプバーナー				第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														

5 高性能ガラス等の導入

No.	削減対策内容													対策削減量			
	対策No.	実施年度	窓面積 [m ²]	用途	方位	対策項目							ガラス面積当たりの年間熱負荷削減量 [MJ/m ² ・年]	年間熱負荷削減量 [MJ/年]	年間削減量 [t-CO ₂ /年]		
						Low-e 複層ガラス	高性能熱線反射複層ガラス	熱線反射複層ガラス	熱線吸収複層ガラス	熱線反射ガラス	熱線吸収ガラス	複層ガラス			透明ガラス + 遮熱フィルム	第一計画期間	第二計画期間
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	

年 月 日

東京都知事 殿

申請（届出）者

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

都内中小クレジットの申請に係る同意書

私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イに規定する都内削減量について、次の者が次の事業所の申請者となり、都内中小クレジット算定ガイドラインに従い申請等を行うことによって、都内中小クレジットの発行を受けることに同意するので、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により届け出ます。

なお、次の対象削減対策項目に係る設備更新権限を別の者に譲渡する場合は、本同意が承継されることを新たな設備更新権限者に説明します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
対象削減対策項目	別添のとおり
対象期間	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

年 月 日

東京都知事 殿

申請（届出）者

住 所

氏 名

Ⓜ

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書

私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イに規定する都内削減量について、次のとおり、テナント・区分所有者等である申請者が次の事業所を都内中小クレジットの事業所範囲として申請をすることに同意するので、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により届け出ます。

なお、当該事業所を別の者に譲渡する場合は、本同意が承継されることを新たな所有者に説明します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
事業所範囲	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

都内中小クレジット事業所範囲認定（認定拒否）通知書

環地総第 号
年 月 日

殿

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書の事業所範囲について、総量削減義務と排出量取引制における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により次のとおり } 認定 } したので、同ガイドラインの規定により通知します。

事業所 名 称			
事業所 所 在 地			
事業所番号			
事業所範囲	<p>1 別紙のとおり、事業所範囲を認定します。</p> <p>2 事業所範囲として認められません。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">理 由</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	理 由	
理 由			
備 考			

都内中小クレジット削減量認定（認定拒否）通知書

環地総第 号
年 月 日

殿

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった都内中小クレジットに係る削減量については、総量削減義務と排出量取引制における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定によ

り次のとおり { 認定 } したので、同ガイドラインの規定により通知します。
 { 認定拒否 }

事業所の 名 称					
事業所の 所 在 地					
事業所番号					
都内中小ク レジットに 係る削減量	<p>1 次のとおり、都内中小クレジットに係る削減量を認定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">都内中小ク レジットに係 る削減量</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>2 都内中小クレジットに係る削減量として認められません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">理 由</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	都内中小ク レジットに係 る削減量		理 由	
都内中小ク レジットに係 る削減量					
理 由					
備 考					

年 月 日

東京都知事 殿

申請（届出）者

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

都内中小クレジットに係る中小規模事業所の名称等変更届

私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イに規定する都内削減量について、次のとおり、都内中小クレジット事業所の名称等が変更されたので、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により届け出ます。

事業所の 名 称	
事業所の 所 在 地	
事業所番号	
変 更 事 項	<p>1 中小規模事業所事業所の名称又は所在地</p> <p>2 申請者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）</p> <p>3 テナント等の単位で申請する場合の建物所有者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）</p>
変更 内容	変更前
	変更後
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

年 月 日

東京都知事 殿

申請（届出）者

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

都内中小クレジットに係る設備更新権限者等変更届

私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イに規定する都内削減量について、次のとおり、都内中小クレジット事業所の所有者等が変更されたので、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により届け出ます。

事業所の 名称	
事業所の 所在地	
事業所 番号	
変更事項	<p>1 中小規模事業所の設備更新権限を有する者</p> <p>2 設備更新権限を有する者から、申請者となり、都内中小クレジット算定ガイドラインに従い申請等を行うことによって、都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者</p> <p>3 テナント等の単位で申請する場合の建物所有者の変更</p>
変更 内容	変更前
	変更後
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

年 月 日

東京都知事 殿

申請（届出）者

甲 住 所

氏 名

㊤

〔法人にあっては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

乙 住 所

氏 名

㊤

〔法人にあっては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

都内中小クレジットに係る同意解消確認書

同意者（以下「甲」という。）と同意を得た者（以下「乙」という。）は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イに規定する都内削減量について、次のとおり、都内中小クレジット申請に係る同意を解消したので、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により届け出ます。

解消した同意に係る事業所の情報	名 称	
	所 在 地	
	事業所番号	
解 消 した 同 意 事 項	1 都内中小クレジットの申請者に係る同意 2 都内中小クレジットに係るテナント・区分所有者等申請に係る同意	
同意解消後の申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
同意解消後の申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

年 月 日

東京都知事 殿

申請（届出）者

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

都内中小クレジット事業所範囲認定取消申請書

総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定による事業所範囲認定の取消しを受けたいので、同ガイドラインの規定により次のとおり申請します。

事業所の名称		
事業所の所在地	区	
事業所番号		
連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所(所在地)	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
備考		
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

都内中小クレジット事業所範囲認定取消通知書

環地総第 号
年 月 日

殿

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった都内中小クレジット事業所範囲認定の取消しについて、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により次のとおり事業所範囲の認定を取り消したので、同ガイドラインの規定により通知します。

事業所の 名称	
事業所の 所在地	
事業所番号	
備考	